

平成20年第2回定例会

東吾妻町議会会議録

平成20年 6月10日 開会

平成20年 6月19日 閉会

東吾妻町議会

平成20年東吾妻町議会第2回定例会会議録目次

第1号（6月10日）

議事日程.....	1
本日の会議に付した事件.....	2
出席議員.....	2
欠席議員.....	2
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	2
職務のため出席した者.....	3
議長あいさつ.....	4
町長あいさつ.....	4
開会及び開議の宣告.....	5
議事日程の報告.....	5
会議録署名議員の指名.....	6
会期の決定.....	6
諸般の報告.....	6
議員派遣の件について.....	6
承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	7
承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	9
承認第3号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	11
報告第1号の上程、説明、質疑.....	13
報告第2号の上程、説明、質疑.....	14
報告第3号の上程、説明、質疑.....	15
議案第5号の上程、説明、議案調査.....	19
議案第6号の上程、説明、議案調査.....	23
議案第7号の上程、説明、議案調査.....	25
議案第8号の上程、説明、議案調査.....	26
議案第9号の上程、説明、議案調査.....	28
議案第10号の上程、説明、議案調査.....	29
議会運営委員長より報告.....	31

議案第 1 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	31
資料の訂正について.....	33
議案第 1 号の上程、説明、議案調査.....	33
議案第 2 号の上程、説明、議案調査.....	35
議案第 3 号の上程、説明、議案調査.....	37
議案第 4 号の上程、説明、議案調査.....	40
議案第 1 2 号の上程、説明、議案調査.....	42
請願書・陳情書の処理について.....	43
散会の宣告.....	44

第 2 号（6月19日）

議事日程.....	45
本日の会議に付した事件.....	45
出席議員.....	45
欠席議員.....	46
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	46
職務のため出席した者.....	46
開議の宣告.....	47
議事日程の報告.....	47
同意第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	47
議案第 5 号の質疑、討論、採決.....	48
議案第 6 号の質疑、討論、採決.....	49
議案第 7 号の質疑、討論、採決.....	49
議案第 8 号の質疑、討論、採決.....	50
議案第 9 号の質疑、討論、採決.....	51
議案第 1 0 号の質疑、討論、採決.....	51
議案第 1 号の質疑、討論、採決.....	52
議案第 2 号の質疑、討論、採決.....	52
議案第 3 号の質疑、討論、採決.....	88
議案第 4 号の質疑、討論、採決.....	96

議案第 1 2 号の質疑、討論、採決.....	97
請願書・陳情書の委員会審査報告.....	97
発議第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	100
閉会中の継続審査（調査）事件について.....	101
町政一般質問.....	106
青 柳 はるみ 君.....	107
前 村 清 君.....	110
大 岡 広 海 君.....	122
角 田 美 好 君.....	134
須 崎 幸 一 君.....	136
会議時間の延長.....	142
金 澤 敏 君.....	142
町長あいさつ.....	147
議長あいさつ.....	149
閉会の宣告.....	149
署名議員.....	151

平成20年6月10日(火曜日)

(第 1 号)

平成20年東吾妻町議会第2回定例会

議事日程(第1号)

平成20年6月10日(火)午前10時開会

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 議員派遣の件について
- 第5 承認第1号 専決処分の承認について(平成19年度東吾妻町一般会計補正予算(第6号))
- 第6 承認第2号 専決処分の承認について(平成19年度東吾妻町老人保健特別会計補正予算(第4号))
- 第7 承認第3号 専決処分の承認について(東吾妻町税条例の一部を改正する条例)
- 第8 報告第1号 平成19年度東吾妻町一般会計繰越明許費繰越計算書
- 第9 報告第2号 平成19年度東吾妻町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書
- 第10 報告第3号 平成19年度東吾妻町一般会計事故繰越し繰越計算書
- 第11 議案第5号 東吾妻町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第12 議案第6号 東吾妻町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第13 議案第7号 東吾妻町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第14 議案第8号 東吾妻町駅前駐車場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 第15 議案第9号 東吾妻町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 第16 議案第10号 東吾妻町町営住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 第17 議案第11号 群馬県後期高齢者医療広域連合の規約変更に関する協議について
- 第18 議案第1号 平成20年度東吾妻町地域開発事業特別会計予算案
- 第19 議案第2号 平成20年度東吾妻町国民宿舎事業会計予算案
- 第20 議案第3号 平成20年度東吾妻町一般会計補正予算(第1号)案

第21 議案第 4号 平成20年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)案

第22 議案第12号 物品購入契約の締結について(小型消防ポンプ積載自動車)

第23 請願書・陳情書の処理について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(18名)

1番	菅谷光重君	2番	竹淵博行君
3番	金澤敏君	4番	青柳はるみ君
5番	須崎幸一君	6番	浦野政衛君
7番	角田美好君	8番	一場明夫君
9番	日野近吉君	10番	大岡広海君
11番	中井一寿君	12番	上田智君
13番	橋爪英夫君	14番	前村清君
15番	佐藤利一君	16番	加部浩君
17番	原田睦男君	18番	高橋基雄君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	茂木伸一君	副町長・保健 福祉課長 事務取扱	関口博義君
総務課長	山野進君	企画課長	角田輝明君
税務課長	石村あさ子君	保健福祉課 課長補佐	加辺光一君
住民課長	小山枝利子君	生活環境課長	加部保一君
産業課長 兼農業委員会 事務局長	高橋啓一君	建設課長	角田豊君
ダム対策課長	市川忠君	上下水道課長	蜂須賀正君
会計管理者	丸橋哲君	東支所長	猪野悦雄君
いわびつ荘 施設長	山田文子君	岩櫃ふれあいの 郷施設長	高橋和雄君

桔梗館長
学校教育課
長・教育長
職務代理

唐沢憲一君
一場孝行君

榛支名吾妻莊
社会教育課長
兼中央公長
館

富沢美昭君
高橋義晴君

職務のため出席した者

議会事務局長
議会事務局
係長代理

佐藤正己
小池さつき

議会事務局
係局長

田中康夫

議長あいさつ

議長（菅谷光重君） 皆さん、おはようございます。

開会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

本日ここに、平成20年第2回定例会が招集をされましたところ、議員各位には極めてご多用の折、ご参集をいただき開会できますことに対し、心からのお礼を申し上げます。お世話になります。

本定例会には、平成20年度補正予算案を初め、条例の改正等、合わせて18件が提案をされる予定になっております。どうか議員各位におかれましては、格別なご精励のもとでご審議をお願いしたいと思います。会期中、町長初め執行部各位におかれましても、一層のご協力をお願いいたしまして、開会のあいさつといたします。

なお、本日は傍聴の申し出があり、これを許可いたしましたので、よろしく願いをいたします。

また、傍聴される方に申し上げますが、受付の際に傍聴人心得をお渡ししてあると思いますので、これらをお守りの上、静粛に傍聴なされますよう、よろしく願いをいたします。

町長あいさつ

議長（菅谷光重君） 開会に当たり、町長のあいさつをお願いいたします。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

町長（茂木伸一君） おはようございます。

平成20年第2回定例会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

水無月を迎え、関東地方も昨年より二十日早く梅雨入りしたとの報道がございましたが、本日は梅雨を忘れるような気持ちのよい晴れた空でございます。議員各位におかれましては、公私ともにご多用のところ、ご出席をいただき、ここに開催できますことに対し心より厚く御礼を申し上げます。

ことしは世界的に大きな災害が発生し、特にミャンマーでの風水害や中国を襲った四川大

地震など、自然災害に人災的な要素が加わり、一層大きな被害を引き起こしたとも伝えられております。一日も早い復興をお祈り申し上げます。

明るい話題としては、6月1日にアメリカのスペースシャトルが打ち上げられ、日本人の星出さんが搭乗されました。今回の任務は日本初の有人宇宙施設きぼうの中核となる船内実験室を国際宇宙ステーションに取りつけることでありました。今後は、日本人飛行士の長期滞在も始まり、地上では得がたい宇宙でのさまざまな科学実験が可能となり、その成果が期待されております。

国内では2007年の人口動態統計が公表をされ、特殊出生率、死亡率、結婚率などの県内38市町村の一覧表が報道されました。特に出生率は、東吾妻町では人口1,000人当たり6.1と県下で29番目の低さで、トップの吉岡町10.9と比べても深刻な数字となっております。今後とも子育て支援対策には配慮してまいりたいと考えております。

さて、本定例会では、東吾妻町職員の育児休業等に関する条例の一部改正など条例関係7件、平成20年度地域開発事業特別会計予算など予算関係4件、その他専決処分の承認3件、報告3件、物品購入契約の締結1件を提案させていただき予定でございます。慎重なご審議をいただきまして、すべてを原案どおりご議決を賜りますようお願いをいたしまして、開会のあいさつとさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

開会及び開議の宣告

議長（菅谷光重君） ただいまより平成20年第2回定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時05分）

議事日程の報告

議長（菅谷光重君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議事日程に従い会議を進めてまいります。

会議録署名議員の指名

議長（菅谷光重君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名の議員の指名は、会議規則第118条の規定により、15番、佐藤利一議員、16番、加部 浩議員、17番、原田睦男議員を指名いたします。

会期の決定

議長（菅谷光重君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りをいたします。今期定例会の会期は、本日から6月19日までの10日間とし、その日程はお手元に配付の日程表のとおりとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（菅谷光重君） 異議なしと認め、会期は10日間とし、その日程は日程表のとおりとすることに決定をいたしました。

なお、町政一般質問通告書の提出期限は6月11日正午までといたしますので、よろしくお願いをいたします。

諸般の報告

議長（菅谷光重君） 日程第3、諸般の報告を行います。

前期定例会に報告以降、議長としての報告事項は印刷をしてお手元に配付のとおりであります。後日ごらんをいただきまして、議会活動、また議員活動に資していただければというふうに思います。

以上で諸般の報告を終わります。

議員派遣の件について

議長（菅谷光重君） 日程第4、議員派遣の件についてを議題といたします。

議員派遣に件については、会議規則第119条第1項の規定により、お手元に配付したとおり決定したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、お手元に配付したとおり派遣することに決定いたします。

なお、後日、内容等に変更が生ずる場合は、議長に一任されたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。したがって内容等に変更が生じた場合は、議長に一任することに決定をいたしました。

承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（菅谷光重君） 日程第5、承認第1号 専決処分の承認について（平成19年度東吾妻町一般会計補正予算（第6号））を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

町長（茂木伸一君） 承認第1号 専決処分の承認につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今回の専決処分につきましては、平成19年度東吾妻町一般会計補正予算（第6号）ですが、歳入歳出それぞれに1,237万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を80億9,045万7,000円とするものでございます。

歳入につきましては、特別地方交付税の追加2,597万7,000円及び老人保健特別会計繰入金金の減額1,360万円でございます。歳出につきましては、老人保健特別会計繰出金の追加1,237万7,000円です。

地方自治法第179条第1項により、特に緊急を要するため専決処分をさせていただきました。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議の上、ご議決くださいます

ようお願いを申し上げます。

議長（菅谷光重君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

総務課長。

総務課長（山野 進君） それでは、詳細説明をさせていただきます。

予算書の4ページをごらんいただきたいと思います。事項別明細によりまして説明させていただきます。

今回の補正につきましては、老人保健特別会計の補正に伴う措置でございます。歳入でございますが、10款の地方交付税、1目の地方交付税でございますが、2,597万7,000円を追加させていただくものでございます。それと、18款の繰入金2項特別会計繰入金1目の老人保健特別会計繰入金1,360万円の減額ということでございます。この関係につきましては、18年度の精算分として返さなければならなかったわけですけれども、特別会計が厳しいということで、一般会計に戻さないでそのまま減額をさせていただくものでございます。

それから、歳出につきましては、3款の民生費、1項の社会福祉費、4目の老人保健福祉費でございますが、1,237万7,000円を補正をお願いしたいというものでございます。説明のところをごらんいただきたいと思いますが、特別会計の繰出金追加ということでございます。よろしくお願いたします。

議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

12番、上田議員。

12番（上田 智君） ちょっとお尋ねをするのですが、この1,237万7,000円の内容的には、従前の説明では3月分が非常に伸びてしまったというような話をお伺いしているわけなんです。通常ですと、この老人保健は年度末ぐらいになると、だあっと下がってくるような傾向が見られると思うのです。なぜこのような事態が急にふえたのか。その辺の実績等がわかれば教えていただければありがたいなというふうに思います。

議長（菅谷光重君） 総務課長。

総務課長（山野 進君） 申しわけないんですけども、この後の承認第2号で老人保健特別会計が出てきますので、そこでご質問していただくとありがたいんですけども、よろしくお願いたします。

議長（菅谷光重君） 12番、上田議員。

12番（上田 智君） じゃ、今のをそっくりそちらのほうに移しますので、再度挙手はし

ませんが、ぜひそれなりのお答えを願いたいと思います。

議長（菅谷光重君） ほかに。

（発言する者なし）

議長（菅谷光重君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、町長報告のとおり、これを承認することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（菅谷光重君） 起立全員。

したがって、本件は承認することに決定をいたしました。

承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（菅谷光重君） 日程第6、承認第2号 専決処分の承認について（平成19年度東吾妻町老人保健特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

町長（茂木伸一君） 承認第2号 専決処分の承認について、提案理由の説明を申し上げます。

平成19年度東吾妻町老人保健補正予算第4号につきましては、歳入歳出それぞれ1,008万2,000円減額し、20億6,955万4,000円とするものでございます。内容といたしましては、12月から2月の医療費が想像以上の伸びを示したこと等によるものでございます。

特に緊急を要するため、地方自治法第179条第1項により専決処分をさせていただきます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議の上、ご議決くださいますようお願いを申し上げます。

議長（菅谷光重君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

住民課長。

住民課長（小山枝利子君） ご説明をいたします。

今回の補正につきましては、ただいま町長が申し上げましたとおり、医療費の伸びをつかみ切れなかったこと等によるものでございます。この補正をするに当たりまして一般会計からの繰り入れが必要となりましたので、専決処分時に歳入歳出を見直させていただきました。

事項別明細書でご説明をさせていただきます。4ページをお願いいたします。

1款1項支払基金交付金2,480万円の減額につきましては、12月補正時の積算の見通しが甘かったことによるものでございます。

2款国庫支出金につきましては、ほぼ決算額に近く調整をさせていただきました。

4款1項一般会計繰入金1,237万7,000円は、不足額を一般会計から繰り入れていただくものでございます。

歳出をお願いいたします。

2款1項医療諸費各目の必要額、不要額を精査し、351万8,000円の増額でございます。

3款2項1目一般会計繰出金は1,360万円減額し、不足する財源を調整させていただきました。

先ほどのご質問の件ですが、医療費の伸びた理由といたしましては、医療費につきましては2カ月から3カ月遅れで請求が参ります。3月の補正時にかなりの伸びを予想して医療費を積算いたしましたけれども、結果として請求が参りましてそれ以上の伸びを示していたということでございます。数カ月遅れで請求が来ることに伴って、見通しがちょっと立たなかったということでございます。大変申しわけありませんでした。見通しが甘く、結果として専決処分をお願いすることになり反省をいたしております。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（菅谷光重君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りをいたします。本件につきましては、町長報告のとおりこれを承認することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(菅谷光重君) 起立全員。

したがって、本件は承認することに決定をいたしました。

承認第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長(菅谷光重君) 日程第7、承認第3号 専決処分の承認について(東吾妻町税条例の一部を改正する条例)を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 茂木伸一君 登壇)

町長(茂木伸一君) 承認第3号 専決処分の承認につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

平成20年法律第21号の税制改正に伴う東吾妻町税条例の一部改正につきましては、地方自治法第179条1項の規定により、専決処分とさせていただきました。

詳細につきましては、担当課長より説明をさせますので、ご審議の上、ご承認くださいますようお願いを申し上げます。

議長(菅谷光重君) 続いて、担当課長の説明を願います。

税務課長

税務課長(石村あさ子君) お世話さまになります。それでは、平成20年の税制改正に伴います東吾妻町税条例の改正の概要について説明申し上げます。皆様に特に関係の深いものにつきまして、6点の改正について主なものを申し上げます。

1番目は公益法人制度の改正であります。人格のない社団で収益事業を行わないものの法人町民税の均等割を非課税にする。また法人でない社団等で代表者等の定めがあり、収益事業を行うものを人格のない社団と定義することとした。また法人の区分の改正につきましては、今まで1号法人から9号法人までの年額と号数が今度逆になりまして、改正前は資本金の金額と従業員の数により区分されていたものが、公益社団法人、公益財団法人、一般社団

法人、一般財団法人、資本金を有しない法人等を最低税率5万円の1号法人の中に位置づけました。

2番目は、寄附金税制の拡充とそれに伴う所要の措置がなされたということです。寄附金控除の控除方式が今までは所得控除であったわけですが、税額控除になりました。それから控除対象金額を総所得の25%から30%に引き上げ、適用下限額を10万円から5千円に引き下げました。話題となりましたふるさと納税につきましては、寄附金税制の拡充へ落ち着き、申告で所得税と住民税から税額控除するという形式になり、寄附と税額控除を組み合わせた方式がとられることになりました。

3番目は、公的年金等の所得に係る町民税の特別徴収導入に伴います所要の措置が規定されたということであります。対象者は65歳以上の公的年金受給者で、年金支払者である社会保険庁の特別徴収義務者が老齢基礎年金等から特別徴収義務を行い、町村へ納入しますという公的年金の町民税の特別徴収の導入がされるということです。

4番目は、証券税制の見直しがなされまして、上場株式等の譲渡益、配当についての軽減税率が、本則が21年から住民税5%、所得税15%、合わせて20%となりますが、特例措置として現在の住民税3%、所得税7%、合わせて10%の軽減税率を平成22年まで適用するというものであります。

5番目は、エンジェル税制、ベンチャー企業による個人投資家からの資本調達をサポートするために創設された税制の優遇措置が見直しされたということです。

6番目は、固定資産税に関する改正でありまして、新築住宅に対する軽減措置の延長2分の1課税を2年間延長するものというものです。あと、バリアフリー改修工事等を行った住宅に対する軽減措置、省エネ改修工事を行った住宅に対する減額措置、バイオ燃料の製造設備にかかわる固定資産税の特例が、最初の3年間は課税標準を2分の1とするというような改正がなされます。それから固定資産税の償却資産の価格の決定に当たりまして、今まで理論帳簿価格という制度があったわけですが、これが固定資産税の評価基準による算定したものになるというものです。

以上のようなものが改正の主なものであります。今回、法律の成立が4月30日で同日公布、施行ということでありますので、専決処分をお願いいたしました。ご承認をお願いいたします。

議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

(発言する者なし)

議長 (菅谷光重君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長 (菅谷光重君) 討論なしと認めます。

お諮りをいたします。本件につきましては、町長報告のとおりこれを承認することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長 (菅谷光重君) 起立全員。

したがって、本件は承認することに決定をいたしました。

報告第 1 号の上程、説明、質疑

議長 (菅谷光重君) 日程第 8、報告第 1 号 平成19年度東吾妻町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 茂木伸一君 登壇)

町長 (茂木伸一君) 報告第 1 号 平成19年度東吾妻町一般会計繰越明許費繰越計算書について、提案理由の説明を申し上げます。

この繰越明許費繰越計算書につきましては、3月定例会においてご議決をいただきました繰越明許費の計算書でございます。

計算書に記載してあります矢倉駅トイレ新築事業、町道松谷・六合村線改築事業、駅北土地区画整理事業、街路事業、町づくり事業の5事業につきましては、平成20年度で完成する予定ですので、よろしくお願いを申し上げます。

以上のとおりご報告申し上げます。

議長 (菅谷光重君) 続いて、担当課長の説明を願います。

総務課長。

総務課長 (山野 進君) それでは、お手元の繰越計算書のほうをごらんいただきたいと思います

います。

先ほど町長が提案理由で申しあげましたように、3月定例会でお世話になって金額だけはお示しさせていただいたわけですが、今回右側を見ていただきますと、財源内訳ということで財源内訳を今回つけさせていただいたというものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（菅谷光重君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

以上で本件の報告を終了いたしました。

報告第2号の上程、説明、質疑

議長（菅谷光重君） 日程第9、報告第2号 平成19年度東吾妻町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

町長（茂木伸一君） 報告第2号 東吾妻町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について、提案理由の説明を申し上げます。

この繰越明許費計算書は、3月定例会においてご議決いただきました繰越明許費の計算書でございます。繰り越しました事業につきましては、7月末をもって完了する予定でございます。

以上のとおりご報告申し上げます。

議長（菅谷光重君） 続いて、担当課長の説明を願います。

上下水道課長。

上下水道課長（蜂須賀 正君） ご説明申し上げます。

東吾妻町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書でございますが、町長説明のとおりでありまして、3月時点におきましてご議決いただいたものでございます。これにつきまして

は、川戸、金井地区に計画しております公共下水道事業の見直しをするということでの調査であります。よろしくお願い申し上げます。

議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（菅谷光重君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

以上で本件の報告を終了いたしました。

報告第3号の上程、説明、質疑

議長（菅谷光重君） 日程第10、報告第3号 平成19年度東吾妻町一般会計事故繰越し繰越計算書についてを議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

町長（茂木伸一君） 報告第3号 平成19年度東吾妻町一般会計事故繰越し繰越計算書について、提案理由の説明を申し上げます。

東吾妻町総合計画基本構想につきましては、今後10年間の社会経済情勢の変化に対応し、町民と行政が一体となって計画的な町づくりを進めていくための基本指針として策定するものでありますが、地方自治法第2条第4項の規定に基づく議会の議決を平成19年度中に得ることができなかつたため繰り越しをしたものでございます。

以上のとおりご報告を申し上げます。

議長（菅谷光重君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

企画課長。

企画課長（角田輝明君） ただいま町長が報告のとおり、総合計画の基本構想につきまして19年度中に議会の議決を得ることができなかつたために、地方自治法第220条第3項の規定によりまして繰り越しするものでございます。よろしくお願いいたします。

議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

8 番、一場議員。

8 番（一場明夫君） この繰り越した事業の内容の説明をちょっとお願いできますか。

議長（菅谷光重君） 企画課長。

企画課長（角田輝明君） 総合計画の印刷製本に係る委託料、印刷製本費でございます。

8 番、一場議員。

8 番（一場明夫君） ちょっと確認させていただきたいのですが、報告なので言っても仕方ない部分もあると思いますが、一つは、この後ろに書いてある理由が事故繰りの理由になりますか。総務課長、教えてください。

議長（菅谷光重君） 総務課長。

総務課長（山野 進君） 当初予定していなかった繰り越しが出てしまったということで事故繰越というような形で処理させていただきたいというふうに思って提案させていただいておりますので、ぜひ事故繰越に該当するかと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（菅谷光重君） 8 番、一場議員。

8 番（一場明夫君） 議会の議決を得られなかったから繰り越したとありますけれども、これが本当の理由になりますか。

議長（菅谷光重君） 総務課長。

総務課長（山野 進君） 今回の内容につきまして、予定されていなかった予定外の事態が発生したために事故繰越というような形をとらせていただきました。

議長（菅谷光重君） 8 番、一場議員。

8 番（一場明夫君） これが要するに自治法での事故繰越に該当するということで答えたということでもいいのですか。

議長（菅谷光重君） 総務課長。

総務課長（山野 進君） よろしいかと思えます。

議長（菅谷光重君） 8 番、一場議員。

8 番（一場明夫君） じゃ、ちょっと質問させていただきますが、事故繰越ができる要因というのは、全く予想しなかったものが、たまたま避けがたい事故のためにやむを得ず年度内の経費の支出が終わらなかったという、この場合に繰り越しができるということになっているのですが、議会の議決が得られなかったというのは、その理由になりますか。というのは、繰り越したものは印刷製本費と言っていましたよね。そうすると、議会、いつの議会でこれを議決してもらおう予定だったのですか。3月定例会には出しませんでしたよね。執行部から

提案がなかったですね。その辺の経過をちょっと説明していただけますか。

議長（菅谷光重君） 企画課長。

企画課長（角田輝明君） 3月28日に提案予定でございました。

議長（菅谷光重君） 8番、一場議員。

8番（一場明夫君） 3月28日に提案予定だったものが、流会になってしまって議決ができなかったから繰り越したと、そういう答弁ですよ、きっと。そうすると、仮に3月28日にも議決されたとして、印刷製本がそれから年度末までにできるというふうに踏んでいたのですか。そんなことはないでしょう。当然、事前にもう繰り越しができない、年度内に処理できないという事態はある程度わかっていたのじゃないですか。そういう理由はちょっと通らないと思いますけれども。少なくとも議会のせいにして、それが事故繰越の原因だというのはあり得ないと思いますが。

議長（菅谷光重君） 企画課長。

企画課長（角田輝明君） 3月中に何とか印刷をしたいという方向では踏んでおりました。時間的に難しいものはあるかもしれませんが。

議長（菅谷光重君） 8番、一場議員。

8番（一場明夫君） そんなことは、だけれども、あり得ないでしょう。総合計画ですよ。基本構想については4月14日のたしか議会で議決されています。ただ、基本計画とか実施計画については、まだある意味、私たちはよく認知していませんよ。そういったものが3月中に済むなんてことはあり得ないでしょう。理由がはっきり言って違うのですよ、これは。その前に18年度から既にもう繰り越しをしているんでしょう。繰越明許をして、18年度、19年度中にするという繰り越しをしていますよね。それが間に合わなくて事故繰越になっているのですよね。その辺、教えてくださいよ。

議長（菅谷光重君） 企画課長。

企画課長（角田輝明君） 18年度の繰り越しをしております、その後、提案理由のとおり事故繰越ということで20年度に繰り越しをするものです。

議長（菅谷光重君） 8番、一場議員。

8番（一場明夫君） これは合併補助金をもらっていますか。

議長（菅谷光重君） 企画課長。

企画課長（角田輝明君） 合併補助金については、繰越分については入っておりません。

議長（菅谷光重君） 8番、一場議員。

8番（一場明夫君） 今の企画課長の答弁を聞く限り、少なくとも19年度中には間違いなく処理しなくてはいけなかったものだと思います。それが事故繰越、議会の議決が得られなかったという理由でしています。これは明らかにおかしいと思います。はっきり申し上げて、もう1年度という限定があるのですから、執行部サイドで3月31日までに間に合うように準備をして策定作業を進めれば、こんなことはなかったんでしょう。それをこの理由は少なくとも間違っていると思いますが、そんな認識はないですか。企画課長さんで。

議長（菅谷光重君） 企画課長。

企画課長（角田輝明君） 提案理由のとおりだと思います。

議長（菅谷光重君） 8番、一場議員。

8番（一場明夫君） 企画課長さんが議会をばかにしているんだと思いますけれども、はっきり申し上げまして、そういう答弁ですよ、あなたの言っているのは。非常に大事なことです。これ法律違反になるのですよ、これでこの理由が適正でなかったら、自治法違反ですよ、はっきり言って。本当にこれが理由で通りますか。私は通らないと思います。

それと、やむを得ない事情なんてことはないですよ、これははっきり言って。あなた方の怠慢以外の何物でもないでしょう。こんな大事な総合計画をつくるのを、ぎりぎりにやって間に合わなかった。その結果が議会の議決が得られなかった。これで理由にして出すなんてことはあり得ないと思いますけれども、総合計画の策定委員会に携わった副町長、その辺のところの見解をちょっと答えていただけますか。

議長（菅谷光重君） 副町長。

副町長（関口博義君） 今お尋ねの件でございますけれども、総合計画、確かに製作過程の中で大変急いだ経緯がございます。しかしながら、各委員さんご努力をいただきまして、当初、計画をつくる段階から大変厳しいということを前提に進めてまいりました。しかしながら、結果としてはこういうことになりましたので、そのことも踏まえて今後もいろいろ計画策定等に関しては、その経験を生かして進めていくよう考えていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

議長（菅谷光重君） 8番、一場議員。

8番（一場明夫君） もう一度副町長にお尋ねします。この理由が正当な理由だと副町長もお考えですか。

議長（菅谷光重君） 副町長。

副町長（関口博義君） この事故繰越というのが相当するかどうかというふうなことでござ

いましたけれども、私の知る限りの範囲で、こういうふうなことかなというふうに私も理解いたしました。

議長（菅谷光重君） 8番、一場議員。

8番（一場明夫君） いつまでやっても無駄だと思いますので、これでやめますが、少なくともこの理由が事故繰越の理由というのは法に触れていると私は思いますので、この理由については訂正を要求したいと思います。報告ですから、それがどうのこうのということはありませんが、一議員として、こんな理由をつけた事故繰越は全く認められない。これだけは言うておきたいと思います。

議長（菅谷光重君） ほかに。

（発言する者なし）

議長（菅谷光重君） ほかに質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

以上で本件の報告を終了いたしました。

議案第5号の上程、説明、議案調査

議長（菅谷光重君） 日程第11、議案第5号 東吾妻町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

町長（茂木伸一君） 議案第5号 東吾妻町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、育児短時間勤務職員等についての規定を整備するものです。

なお、施行は平成20年7月1日からとさせていただきたいと思います。

詳細につきましては、担当課長より説明をさせますので、ご審議の上、ご議決くださいますようお願いを申し上げます。

議長（菅谷光重君） 続いて、担当課長の説明を願います。

総務課長。

総務課長（山野 進君） それでは、説明をさせていただきたいと思いますが、今回願いまする条例変更につきましては、第5号、第6号、第7号関連性があるわけですが、内容の説明に入る前に、改正の背景等をちょっと説明をさせていただきたいと思います。

今回改正の趣旨につきましては、少子対策が求められている中、公務においても長時間にわたる育児と仕事の両立が可能となるように、育児のための短時間勤務制度等を導入するものでございます。それに伴っての改正でございますが、改正の主なものにつきましては、対象となる職員につきましては小学校就学の始期、始まるまでの子供さんを養育する常勤職員ということになります。

それから、勤務のパターンといたしましては、週40時間のわけですけれどもいろいろ選択できまして、例えば1日4時間勤務する週20時間の方、それから1日5時間を勤務する週25時間勤務のパターン、それと週3日、それから週2日半というようないろいろのパターンを対象者が選択できるというような、勤務形態から選択できるという内容でございます。

それから、給与等につきましては、地方公共団体におきましても、国家公務員の取扱基準を準用した形で措置を講じなければならないということになっております。

それから、並立任用ということで、同一の職に、例えば週20時間の職員がいますと、40時間ですので、1人では事務が処理できないケースが想定されますので、その場合には2人の育児の短時間勤務職員を任用することができるということでございます。

それと、今までであった部分休業の対象となる子供の引き上げということで、今まで部分休業する場合には3歳未満の子だったわけですけれども、それが小学生に上がるまでの子ということで引き上げられたというようなことでございます。

それでは、新旧対照表のほうをごらんいただきたいと思うのですけれども、東吾妻町職員の育児休業等に関する条例というほうの新旧対照表のところをごらんいただきたいと思ます。新旧対照表に基づいて内容の説明をさせていただきます。

趣旨につきましては、育児のための短時間勤務制度等の導入に伴う改正だということでございます。

それから、2条の関係の6号については語句の訂正ということで、アンダーラインが下に引いてありますけれども、例えば6号ですと、旧が「育児休業」となっておりますが、改正案では「職員が育児休業」というふうに変更になっているというような語句の訂正でございます。

それから、次のページの9分の2というところをごらんいただきたいと思いますが、3条

については旧から新に変更になった部分ですけれども、「当該育児休業の承認が取り消された後」という語句が加わっております。

それから4号については新しく追加になったわけですが、育児休業の終了後、該当育児休業をした職員の配偶者が3カ月以上の長期間にわたり、当該子を育児休業その他の規則で定める方法により養育したことというようなことが追加になっております。

それから、5号については4号が5号になったという項ずれでございます。

それから、6条の関係につきましては第5条の2が第6条になったということで、見出しのところの字が育児休業に伴うという字が追加されたというものでございます。

それから、次のページの9分の3というところをごらんいただきたいと思います。この関係につきましても見出しの部分のところに頭に、育児休業をしている職員の期末手当等の支給というふうに変更になるというものでございます。

それから8条の関係については、6条が8条に変更、項ずれになったわけですが、こここのところも見出しが、育児休業した職員という語句が追加されたものでございます。

それと内容のところ、当該育児休業した期間の2分の1に相当する期間ということになっていますが、改正のほうでは100分の100以下の換算率ということになります。復職後における号級の調整ということで、休業した期間を2分の1相当とみなすわけですが、今回の場合は100分の100以下に換算するというものですから、休んだ期間も認められるというようなことでございます。

それから、9条から以下は19条までが新しく追加された条文でございます。9条については育児短時間勤務をすることができない職員ということで、できない職員の規定が6号まで示されております。

それから、9分の4ページですが、第10条につきましては育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合には、育児短時間勤務をすることができる特別の事情というような、特別の事情が同じく6号ほど記載されております。

それから11条につきましては、育児休業法の第10条第1項第5号の条例で定める勤務形態ということで、先ほど幾つかの勤務パターンを申し上げましたが、そのような形でとれるという形になります。

それから12条につきましては、育児短時間勤務の承認または期間の延長の請求手続が第12条で記されております。

第13条につきましては、育児短時間勤務の承認の取り消し事由。取り消しの場合の条項が

3号ほど載っております。

それから第14条については、育児休業法17条の条例で定めるやむを得ない事情というのは、こういうことだということで列記してございます。

それから15条の関係につきましては、短時間勤務職員による、例による短時間勤務にかかわる職員への通知ということで、該当職員については書面によりその旨を通知しなければならないというような条文でございます。

それから16条につきましては、育児短時間勤務職員についての東吾妻町の給与に関する条例の特例ということで、読みかえ規定ということでございまして、給与に関する条例の、例えば第5条第9項についてはとするとありますけれども、この条例のほうでは、東吾妻町職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数に乗じた額とするということで、これは読みかえ規定になっております。そのような形でござんいただきたいと思っております。

それと次のページの9分の7のページでございまして、第17条につきましては、育児短時間勤務の例による、短時間勤務に係る職員についての給与の特例ということで、給与特例が記されております。

18条につきましても任期の変更です。

それから19条が特例措置。同じように読みかえ規定が出ております。

それから20条については、旧の7条が20条に項ずれを起こしたというものでございます。

それから2号は追加でございまして、育児短時間勤務または育児休業法第17条の規定による勤務時間、短時間勤務をしている職員というようなことです。

それから、3号、4号については項ずれです。

最後の9分の9ページをござんいただきたいと思っておりますが、部分休業の関係でここに載せてあります。部分休業の承認というような形になっております。

8条が21条に変更になったということでございます。

施行については7月1日からやらせていただきたいという、改正させていただきたいというものでございますけれども、具体的に例を申し上げてみたいと思うのですけれども、例えば給与の関係ですけれども、給与、その人のもらっている給料に、通常フル勤務しますと週40時間になります。この方が週20時間勤務するということになりますと、単純にいくと、今もらっている給料の半額が支給されるということでございます。ですから、勤務時間に応じて給料を減額するということでございます。20時間勤務の場合は単純に言うと、今もらっ

ている給料の半額が支給されるということでございます。

それから通勤手当につきましては、月に10回未満の場合については100分の50にするということでございます。10回未満の勤務した職員については通勤手当が半額になるということでございます。

それから期末手当につきましても、在職期間の算定で算出率を乗じていた期間2分の1を除くということですので、勤務した時間が2分の1になって期末手当の算出になるということでございます。

それから退職手当につきましても、期間の3分の1を在職期間から除くというような措置でございますので、勤務実態に応じて、それぞれ手当等も当然減額されるという内容でございます。

年次休暇につきましても、勤務日数によって違うということで、例えば週3日の職員につきましては通常、年に二十日の有給休暇があるわけですけれども、二十日の掛ける5分の3ということで12日、週3日の職員については年次休暇が12日になるということでございます。

そのような改正でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

6月18日までに調査が終了しますようお願いをいたします。

ここで休憩をとります。

再開を11時10分といたします。

（午前10時58分）

議長（菅谷光重君） 再開をいたします。

（午前11時10分）

議案第6号の上程、説明、議案調査

議長（菅谷光重君） 日程第12、議案第6号 東吾妻町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

町長（茂木伸一君） 議案第6号 東吾妻町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、さきに提案いたしました議案第5号の東吾妻町職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴いまして、育児短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員の勤務時間及び休暇等の規定を追加するものでございます。

なお、施行は平成20年7月1日からとなります。

詳細につきましては、担当課長より説明をさせますので、ご審議の上、ご議決くださいますようお願いを申し上げます。

議長（菅谷光重君） 続いて、担当課長の説明を願います。

総務課長。

総務課長（山野 進君） それでは、詳細説明をさせていただきます。同じように新旧対照表のところをごらんいただきたいと思います。表によりまして説明をさせていただきます。

第2条の勤務時間の関係でございますが、新しいほうでは、2条の1と2項に分けてございます。40時間というのは変わらないわけですが、2項のところをごらんいただきますと、育児休業等に関する法律云々とありまして、育児短時間勤務を1週間当たりの勤務時間は、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容に従い、任命権者が定めるということで、勤務時間については任命権者が定めるということが2項でうたわれております。

3項については項ずれでございます。3項のところのアンダーライン、採用された職員というのが中ほどにあるかと思いますが、これは再任用関係の条文でございます。それから第3項の下の部分の1週間当たり16時間から32時間までの範囲内で任命権者が定めるということで、1週16時間から32時間の範囲で定めるということでございます。

それから4項につきましては、追加をさせていただきますして任期付短時間勤務職員の関係をここでうたっております。

5項につきましては3項の項ずれによる変更でございます。

それから次のページの2の4というところをごらんいただきたいと思います。第3条関

係につきましては、育児短時間勤務職員と任期付短時間勤務職員の関係をやったものです。先ほど申し上げましたように週20時間の選択をしますと、週20時間分がほかの職員を充てないと事務がこなせないというようなケースが想定される関係で、任期付短時間勤務職員を採用することができるというようなことで、その関係の休日については日曜日及び土曜日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができるというものでございます。

それから4条につきましては、週休日の関係でございまして、週休日の関係の改正が載せてあります。

それから8条の関係につきましては、正規の勤務時間以外の時間における勤務ということで、勤務時間外の関係がうたわれておりまして、第8条第1項及び第2項のただし書きが追加されております。8条の1項、ただし書きというのがアンダーラインが引いておりますが、ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合については、規則で定める場合に限り、当該監視または断続的な勤務をすることを命ずることができるということで、時間外勤務を命ずることができるというようなことがうたわれております。

それから12条については、年次有給休暇につきましては、通常は二十日なのですが、勤務形態によって年次休暇が12日になったり、数字が変わってくるというようなことがうたわれております。

勤務時間、休暇等に関する条例につきましては、勤務時間とか週休日の関係を条文化したものでございます。よろしく願いいたします。

議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

6月18日までに調査が終了するようお願いをいたします。

議案第7号の上程、説明、議案調査

議長（菅谷光重君） 日程第13、議案第7号 東吾妻町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 茂木伸一君 登壇)

町長(茂木伸一君) 議案第7号 東吾妻町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、さきに提案いたしました議案第6号の東吾妻町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う条項の整備です。

なお、施行は平成20年7月1日からとなります。

詳細につきましては、担当課長より説明をさせますので、ご審議の上、ご議決くださいますようお願いを申し上げます。

議長(菅谷光重君) 続いて、担当課長の説明を願います。

総務課長。

総務課長(山野 進君) それでは、東吾妻町職員の給与に関する条例の新旧対照表をごらんいただきたいと思えます。

5条の3の条文の中の1項が改正されるわけございまして、旧条例ですとアンダーラインがありますように、勤務時間条例第2条第2項となっておりますが、改正では第2条第3項ということで、2項に育児短時間勤務の承認を受けた職員という項が加わったことによる項ずれでございますので、よろしくお願ひいたします。

議長(菅谷光重君) 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

6月18日までに調査が終了するようお願いをいたします。

議案第8号の上程、説明、議案調査

議長(菅谷光重君) 日程第14、議案第8号 東吾妻町駅前駐車場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 茂木伸一君 登壇)

町長(茂木伸一君) 議案第8号 東吾妻町駅前駐車場設置及び管理に関する条例の一部を

改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、名称及び位置の表中の原町駅前駐車場を南側駐車場と北側駐車場に分けるものと、使用料について学生割引をするため条文を追加するものでございます。なお、施行は平成20年7月1日からでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明をさせますので、ご審議の上、ご議決くださいますようお願いを申し上げます。

議長（菅谷光重君） 続いて、担当課長の説明を願います。

総務課長。

総務課長（山野 進君） それでは、東吾妻町駅前駐車場設置及び管理に関する条例の改正でございますが、同じく新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

今回、原町駅の北側のロータリーの整備が済んだということで、北側に新たに駐車場を設けたいというものでございます。したがって、旧のところを見ていただきますと、原町駅前駐車場というのを、新しいほうでは原町駅前南側駐車場と北側駐車場というふうに分けさせていただいたということでございます。ちなみに、駅北駐車場については32区画ございますけれども、案でいきますと有料分を20区画、無料分を12区画予定させていただいております。

それから11条の使用料の関係でございますが、先ほど申し上げましたように、ただしというところを追加させていただきました。通学に使用する者の使用料は、別表第1に掲げる使用料に100分の50を乗じた額とするということで、半額にさせていただきたいということでございます。子育て支援の一環といたしまして通学に使用する、専門学校等も含めるわけですけれども、通学に使用する車両の関係で駐車を申し込まれた方については、半額にさせていただきたいということでございます。

なお、料金の関係につきましては、南側と北側を同一というようなことでお世話になるわけですけれども、南側ですと駅舎まで40メートルぐらいなんですけれども、北側駐車場になりますと、駅舎まで160メートルという約4倍ほどの距離があるというようなことで、料金等のほうは同額とさせていただきました。できれば7月1日からお世話になりたいということでございます。よろしくお願いたします。

議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

6月18日までに調査が終了しますようお願いをいたします。

議案第9号の上程、説明、議案調査

議長（菅谷光重君） 日程第15、議案第9号 東吾妻町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

町長（茂木伸一君） 議案第9号 東吾妻町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

国民健康保険法の一部を改正する法律及び地方税法等の一部を改正する法律等による改正に伴い、東吾妻町国民健康保険税条例規定の整備をするものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明をさせますので、ご審議の上、ご議決くださいますようお願いを申し上げます。

議長（菅谷光重君） 続いて、担当課長の説明を願います。

税務課長。

税務課長（石村あさ子君） ご説明いたします。改正の要旨であります。先ほど町長のほうから申し上げたとおり、国民健康保険法の一部を改正する法律及び地方税法の一部を改正する法律案等による改正に伴いまして、町村の国民健康保険税、後期高齢者医療制度の創設の整備を行うものであります。

改正の概要につきましては4点ありまして、1点は、後期高齢者支援金が賦課額に新たに追加されたことに伴いまして、医療分と介護分に支援分が追加されたことで2本立てから3本立てになったということに伴いまして、医療分の限度額を56万円から47万円に、支援分は所得割を2%、資産割を10%、均等割6,000円、平等割8,000円、限度額を12万円とするものであります。

2番目は国保税の激変緩和措置といたしまして、5割、2割の軽減判定のとき、国保から後期高齢者へ移行した者があっても、収入が変わらなければ人数はそのまま判定をし、5年間同様の軽減をするというものであります。もう一つ激変緩和措置といたしまして、国保から後期高齢者へ移行した者がおり、75歳未満の者が引き続き国保で1人となる場合は、医

療分と支援分の世帯割が5年間半額となるというものであります。

3番目は減免であります。75歳以上の方が会社の健康保険などの被用者保険から後期高齢者医療制度に移行することにより、その扶養家族が新たに国民健康保険に加入することになる場合、申請により2年間の減免が受けられるというものであります。

4番目は減額の特例の廃止であります。これにつきましては平成18年度分、19年度分、公的年金等の所得に係る国民健康保険税の減額の特例、この措置が廃止となったということでありまして。

改正につきましては、公布の日から施行し、4月1日から適用するというようお願いいたします。

議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

6月18日までに調査が終了しますようお願いをいたします。

議案第10号の上程、説明、議案調査

議長（菅谷光重君） 日程第16、議案第10号 東吾妻町町営住宅管理条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

町長（茂木伸一君） 議案第10号 東吾妻町町営住宅管理条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、国が示した「公営住宅における暴力団排除」の基本方針に沿って、条文を追加するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議の上、ご議決くださいますようお願いを申し上げます。

議長（菅谷光重君） 続いて、担当課長の説明を願います。

建設課長。

建設課長（角田 豊君） それでは、詳細説明をさせていただきます。

今回の一部改正は今町長が申しあげましたように、国が示しました「公営住宅における暴力団排除」の基本方針に沿いまして、町の公営住宅における暴力団排除のために入居制限、住宅の明け渡し請求、駐車場の使用禁止の3点を条例に加えるものです。

新旧対照表をごらんいただきたいと思います。その3分の1ページでございますが、入居者の資格が規定されています第5条第1項に第4号として、「その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。」を加えるものでございます。

次に、同じく新旧対照表の3分の2ページをごらんいただきたいと思います。町営住宅の明け渡し請求が規定されております第38条第1項に第6号として、「暴力団員とあることが判明したとき。（同居者が該当する場合を含む。）」を加えるものです。

これに伴いまして第5条第1項、第6条第2項、第38条第4項及び第5項にそれぞれ1号の追加がございます。また第38条第1項に号ずれが生じます。

もう1点、新旧対照表の3分の3ページをごらんいただきたいと思いますが、駐車場の使用者資格を規定しております。第52条に第2項として「前項の規定にかかわらず、暴力団員（同居者が該当する場合を含む。）は、駐車場を使用できない。」を加えるものでございます。

附則としまして、この条例を7月1日から施行したいというお願いでございます。よろしくお願ひいたします。

議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

6月18日までに調査が終了しますようよろしくお願ひをいたします。

ここで休憩をとります。

再開を1時といたします。

（午前 11時31分）

議長（菅谷光重君） 再開をいたします。

（午後 1時00分）

議長（菅谷光重君） ここで暫時休憩をとります。

（午後 1時00分）

議長（菅谷光重君） ただいまより再開をいたします。

（午後 1時45分）

議会運営委員長より報告

議長（菅谷光重君） 初めに議会運営委員長。

議会運営委員長（高橋基雄君） 議長から発言を許されましたので、先ほど町長が申し上げたとおり11時30分からただいままで昼食を挟み、長時間、議会運営委員会を開催させていただきました。

内容につきましては、今回第2回定例会に際し、町長のほうから追加提案が急拠本日出されたわけでございます。議案につきましては再生手続開始申し立て事件について、東吾妻町が有する債権の取り扱いについてということでございますが、いろいろ話し合った中、午後には町長にも出席いただきまして確認をとりましたら、いろいろと手続上の問題があるということで、これは議案として取り上げないということにさせていただきました。

また、今町長が述べたとおり、詳しい内容、その他ご説明、各議員さんには16日の全員協議会にすべて説明するということになっておりますので、よろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

以上です。

議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（菅谷光重君） 日程第17、議案第11号 群馬県後期高齢者医療広域連合の規約変更

に関する協議についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 茂木伸一君 登壇)

町長(茂木伸一君) 議案第11号 群馬県後期高齢者医療広域連合の規約変更に関する協議について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の協議につきましては、群馬県後期高齢者医療広域連合の構成市町村間で合併が行われる場合の広域連合財産の処分方法について、広域連合規約に定めるものでございます。

具体的には、合併前市町村の持ち分については、合併後の市町村に承継するというものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議の上、ご議決くださいますようお願いを申し上げます。

議長(菅谷光重君) 続いて、担当課長の説明を願います。

住民課長。

住民課長(小山枝利子君) ご説明いたします。今回の規約改正につきましては、ただいま町長が申しあげましたとおりの理由で、第18条が加えられます。参考に、現在の各市町村共有の財産を申し上げます。財務会計システム1式、小型貨物車1台、小型乗用車2台、財政調整基金につきましては、平成19年度決算剰余金5,000万円の2分の1を下らない額の積み立てを予定しているようでございます。

なお、各市町村議会の協議が調いますと、地方自治法第291条の3、第1項の協議が調ったものとされ、県知事へ規約変更の許可申請が行われます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長(菅谷光重君) 説明が終わりました。

質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(菅谷光重君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長(菅谷光重君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は

起立願います。

(起立全員)

議長(菅谷光重君) 起立全員。

したがって、本件は可決をされました。

資料の訂正について

議長(菅谷光重君) ここで総務課長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

総務課長。

総務課長(山野 進君) 申しわけないのですが、ご訂正のお願いでございます。

議案第7号で職員の給与に関する条例の一部改正をする条例のタイトルが間違っておりまして、東吾妻町職員の給与、その後の「の支給」を削除していただきたいと思います。議案第7号のタイトルと、その下の提出する案件の字句です。「東吾妻町職員の給与に関する条例の一部」が正しい表記ですので、「の支給」については削除をお願いしたいと思います。議事日程の中でもそのような形で、第13の議案第7号の部分でも削除をお願いしたいと思います。大変申しわけございません。

議案第1号の上程、説明、議案調査

議長(菅谷光重君) 日程第18、議案第1号 平成20年度東吾妻町地域開発事業特別会計予算案を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 茂木伸一君 登壇)

町長(茂木伸一君) 議案第1号 平成20年度東吾妻町地域開発事業特別会計予算につきましては、さきの3月定例会においてご同意をいただくことができず、暫定予算を組ませていただき、対応させていただきましたが、ここに改めて提案をし、説明させていただきます。

平成20年度当初予算の総額は歳入歳出それぞれ4,006万4,000円であります。

歳入については、分担金及び負担金25万円、使用料及び手数料432万1,000円、財産収入651万円、繰入金1,618万3,000円、繰越金20万円、諸収入1,260万円であります。歳出については、事業費2,322万2,000円、うち宅地造成事業費66万円、情報通信施設事業費2,256万2,000円と公債費1,684万2,000円であります。

以上、提案を申し上げましたが、当初予算で指摘を受けたことについて、今後も議員皆様のさらなるご指導、ご助言を承り、また地域住民からご意見等もお聞きする中で、近隣の住宅事情等を考察し、職員みずからが対応できる体制づくりを構築し、慎重に対応させていただきます。

詳細につきましては、東支所長より説明をさせますので、十分ご審議をいただきまして、ご議決くださいますようお願いを申し上げます。

議長（菅谷光重君） 続いて、担当課長の説明を願います。

東支所長。

東支所長（猪野悦雄君） お世話になります。それでは、先ほど町長提案のとおり、前定例会でご指摘をいただきました会計予算を削減させていただきまして、改めて3ページ以降、事項別明細書に沿って説明させていただきます。

まず、歳入については分担金及び負担金が施設加入金5万円の5戸分25万円、使用料及び手数料は施設使用料として月額500円、12カ月分720戸、432万円が主なものであります。

次に、財産収入では、岡崎、岩久保団地1区画592万8,000円、地域開発基金利子58万2,000円が主なものであります。

次に、繰入金ですが、地域開発繰入金150万円、一般会計からの繰入金として情報通信事業分1,010万5,000円、宅地造成事業分457万8,000円の1,618万3,000円であります。

繰越金については前年度繰越金20万円、諸収入については五町田地内県道拡幅工事に伴う県からのケーブル移転補償費1,260万円を足しております。

以上、本年度歳入予算4,006万4,000円となります。

次に、歳出については、事業費のうち宅地造成事業費の積立金ほか66万円、情報通信施設事業費のうち、保守点検委託料462万円、使用料及び賃借料として電柱共架料193万8,000円、工事請負費は新規引き込み分とケーブル移設工事分を合わせて153万8,000円、五町田地区県道拡幅工事に伴うケーブル移設工事費1,260万円の1,413万8,000円。原材料費で工事材料費として150万円となり、1款事業費計2,322万2,000円であります。

最後に公債費であります、宅地造成分償還金969万8,000円と利子83万円、情報通信事業分利子631万4,000円の計1,684万2,000円であります。

以上、説明を終わらせてもらいます。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

6月18日までに調査が終了しますようお願いをいたします。

議案第2号の上程、説明、議案調査

議長（菅谷光重君） 日程第19、議案第2号 平成20年度東吾妻町国民宿舎事業会計予算案を議題といたします。

提案理由の説明を願ひます。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

町長（茂木伸一君） 議案第2号 平成20年度東吾妻町国民宿舎事業会計予算につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

平成20年度予算につきましては、業務の予定量を20,000人として設定し、内容もより精査した上で作成をいたしました。特に町民の利用については300人の増加を目指したいと思います。

第3条の「収益的収入及び支出」の額は、収入支出それぞれ2億9,574万2,000円といたしました。

第4条の「資本的収入及び支出」については、収入が4,200万円、支出が8,470万9,000円であります。

第7条の他会計からの補助金については、より精査した上で9,800万円といたしました。

詳細につきましては、榛名吾妻荘支配人から説明させますので、十分ご審議をいただきまして、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長（菅谷光重君） 続いて、担当課長の説明を願ひます。

榛名吾妻荘支配人。

榛名吾妻荘支配人（富沢美昭君） それでは、2ページをお開きください。

第2条の業務の予定量でございますが、年間利用者数は平成19年度より約8.8%の増加を見込みまして、年間利用者数を20,000人と設定いたしました。特に町民の利用につきましては17%、約300人の増加を見込み、グラウンドゴルフの利用についても21%、約800人の増加を見込みました。

第4条の資本的収入及び支出については、収入に他会計補助金として4,200万円、支出としては第1項建設改良費として360万円、第2項地方債償還金として8,110万9,000円を計上してございます。

なお、この収入が支出に対して不足する額4,270万9,000円につきましては、損益勘定留保資金で補てんするものといたします。

続いて5ページをお開きください。

資金計画でございます。当年度予定額の受入資金につきましては3億3,874万2,000円に對しまして、支払資金は3億5,494万円となり、差し引き1,619万8,000円の資金不足となっております。

続いて15ページをお開きください。

見積もりの基礎でございます。営業収益における利用収益につきましては2億1,223万8,000円、昨年度より14万2,000円の減として予定しております。売店収益につきましては2,400万円、昨年度より36%の増収を予定してございます。その他雑収益につきましては、350万円昨年より42%の減としてございます。営業外収益につきましては、他会計補助金として5,600万円をお願いしてございます。昨年度より300万円、5%の増でございます。

続いて16ページをお開きください。

収益的支出でございます。国民宿舎事業費における営業費用の宿舎経営費は2億3,102万4,000円、昨年度より4.3%の増となっております。なお、給料等の人件費につきましては、6月までは職員3名で算出してございます。7月以降は職員を2名として算出した額でございます。

この宿舎経営費の中で主な増額といたしましては、燃料費が主にA重油でございますが504万円、32%増額してございます。売店材料費につきましては売店収入の増加に伴いまして446万2,000円、36%の増額、委託料につきましては庶務係1名の派遣費用としまして181万5,000円、送迎費用として216万円、その他消費税分などの算出によりまして342万3,000円などで、合計しまして709万8,000円、昨年度より約10%の増加でございます。

逆に減額したものといたしましては、食事材料費が食材比率の見直しによりまして5%減

額、備消耗品費につきましては厨房、客室用消耗品を200万円減額しまして22%の減額、広告宣伝費につきましても50%の減額、雑費で35%の減額などがございます。

17ページをごらんください。

資本的収入につきましては当初から4,200万円を計上してございます。昨年度はゼロでございます。これにつきましては昨年3月の議会でご指摘いただきましたように、大幅な補正予算が3月に提出されるような事態を避けるために、このように改善いたしました。

当初予算からのお願いでございます。

以上、簡単ではございますが説明とさせていただきますので、よろしくお願いいいたします。
議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

6月18日までに調査が終了しますようお願いをいたします。

議案第3号の上程、説明、議案調査

議長（菅谷光重君） 日程第20、議案第3号 平成20年度東吾妻町一般会計補正予算（第1号）案を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

町長（茂木伸一君） 議案第3号 平成20年度東吾妻町一般会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今回補正をお願いする額は、歳入歳出ともに1,701万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を87億1,098万4,000円とするものでございます。

歳入で増額となるものは、国庫補助金の既存住民基本台帳電算処理システム改修費交付金94万5,000円、県補助金では尾瀬学校補助金53万2,000円でございます。

また減額となるものは、普通地方交付税1,149万3,000円、国庫補助金では市町村合併推進体制整備費補助金700万円でございます。

歳出で増額となる主なものは、選挙管理委員会費の電算処理業務委託料94万5,000円、温泉センター管理運営費の修繕料261万7,000円、中学校費の尾瀬学校53万3,000円などです。

また減額となるものは、議会費の工事請負費700万円、国民宿舎事業会計補助金1,600万円です。

詳細につきましては、それぞれの担当課長より説明をさせますので、ご審議の上、ご議決くださいますようお願いを申し上げます。

議長（菅谷光重君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

総務課長。

総務課長（山野 進君） それでは、詳細説明をさせていただきます。

4、5ページをお開きいただきたいと思います。

歳入の部から説明させていただきます。

10款の地方交付税、1項1目の地方交付税でございますが、今回お願いする額につきましては、普通交付税1,149万3,000円の減額のお願いでございます。

それから、14款の国庫支出金、2項の国庫補助金、1目の総務費補助金でございますが、605万5,000円の減額でございます。説明欄のところをごらんいただきたいと思います。既存住民基本台帳電算処理システム改修費交付金94万5,000円、この関係につきましては、裁判員制度に対応するシステム改修費でございます。全額補助金としてきます。

次の市町村合併推進整備体制補助金、減額ですけれども、これは議場の音響設備を見送ることによる減額でございます。

続きまして15款の県支出金、2項の県補助金、5目の教育費補助金につきましては、53万2,000円の追加でございます。説明のところをごらんいただきたいと思います。尾瀬学校の補助金ということで53万2,000円、原町中学校と坂上中学校2校が参加する経費でございます。これも全額補助金として来ます。

続きまして歳出でございます。

歳出につきましては、それぞれ担当課長のほうから説明いたします。

議長（菅谷光重君） 議会事務局長。

議会事務局長（佐藤正己君） それでは、歳出でございますが、1款議会費のうちの15節工事請負費でございますが、700万円の減額でございます。当初、この議場の音響施設の改修を予定しておりましたが、できるだけ大事に使うことによって使用できる年限を延長したいということで、削減をお願いするものでございます。よろしく願いいたします。

議長（菅谷光重君） 総務課長。

総務課長（山野 進君） 続きまして2款の総務費、4項の選挙費、1目の選挙管理委員会

費でございます。94万5,000円の追加のお願いでございます。

この関係につきましては裁判員制度に伴いまして、当町から約70名の候補者名簿を作成するわけですけれども、住基データを使って行うための委託料でございますので、よろしくお願いいたします。

議長（菅谷光重君） 岩櫃ふれあいの郷施設長。

岩櫃ふれあいの郷施設長（高橋和雄君） 続きまして、2款9項2目温泉センター管理費、11節需要費につきましてご説明いたします。

説明欄をごらんいただきたいと思いますのですが、温泉センター管理運営費の修繕料追加の261万7,000円でございますが、温泉設備のボイラーの熱交換機、配管循環ポンプ、ろ過機周辺部品等の修繕料261万7,000円の追加のお願いでございます。よろしくお願いいたします。

議長（菅谷光重君） 産業課長。

産業課長（高橋啓一君） 6款1項6目農地費の19節負担金、補助及び交付金でございますが、農地・水・環境保全向上活動事業ということで、当初見積もっておりました地区がふえまして面積もふえましたので、ほぼ確定いたしましたので、今回6月補正で85万8,000円増のお願いでございます。

なお、この事業につきましては申し込み期日が6月末ということでございますので、場合によりまして9月補正であと1地区ふえるかもしれませんので、9月補正にお願いすることになるかもしれませんので、お含みおき願いたいと思います。

続きまして、6ページの7款商工費、1項商工費の3目観光費でございますが、11節の需要費でございます。森林公園管理事業の修繕料追加ということでございますが、森林公園のオートキャンプ場のボイラーが壊れまして、シャワーがちょっとお湯が使えないという状況でございますので、これから本格的なシーズンを迎えますので、今回16万7,000円ということでボイラーの修繕料の追加のお願いということでございますので、よろしくお願いいたします。

議長（菅谷光重君） 学校教育課長。

学校教育課長（一場孝行君） それでは引き続きまして、10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費について、ご説明申し上げます。

21万6,000円の追加でございますけれども、これに関しましては社会保険料の追加でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

次に、10款、3項中学校費、1目学校管理費であります。53万3,000円の追加のお願いでございます。歳入でもご説明がありましたとおり、今年度より尾瀬学校が県によって開設

されました。管内に周知しましたところ、原町中学校、坂上中学校の2校が申し込みがございまして、これに要する費用といたしまして、53万3,000円の追加のお願いでございます。

なお、原町中学校につきましては、引率者も含め57名。これは9月24日に実施予定でございます。坂上中学校につきましては、引率者も含め34名、7月9日に実施予定ということございまして、それに要する費用でございます。

続きまして10款、4項幼稚園費、1目幼稚園管理費であります。64万8,000円の追加のお願いは社会保険料の追加でございますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

議長（菅谷光重君） 総務課長。

総務課長（山野 進君） 続きまして、13款の諸支出金1項の公営企業費2目の国民宿舎事業会計補助金でございますが、先ほど説明させていただきましたように、1,600万円を減額させていただきまして9,800万円にしたいというものでございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

議長（菅谷光重君） 補足はないですね。

説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

6月18日までに調査が終了しますようお願いをいたします。

議案第4号の上程、説明、議案調査

議長（菅谷光重君） 日程第21、議案第4号 平成20年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）案を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

町長（茂木伸一君） 議案第4号 平成20年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は歳入歳出それぞれ168万2,000円減額し、17億5,500万円とするものでございます。

内容といたしましては、国保税以外の歳入歳出がほぼ出そろったため、国保税の本算定を

行ったことによるものでございます。

税率につきましては、税条例の一部改正のお願いをされているところでありますが、皆様既にご承知のように、今年度は平成14年度から始まり16年度に本格化した医療制度改革の集大成の年に当たり、東吾妻町国民健康保険も多大な衝撃を受けております。

退職被保険者制度の廃止、特定健診の開始に伴う費用負担増等は国保税で賄わなければならない、国保税全体では資産割を7%減額いたしました。均等割2,000円、平等割5,000円と、大幅な税率アップが必要となりました。

しかし、平成19年度の本算定時に若干税率を引き下げることが可能でしたが、20年度の大幅な負担増が想定できたこともあり、税率改正を行いませんでした。

その結果、ある程度の繰越金が発生したこと、また税率の急激な変動は日々の暮らしに与える影響が大きいこともあり、次年度以降も緩やかに負担増をお願いしていくことが必要と考え、今年度はでき得る限り小幅な上昇に抑えております。それでも相当な痛みを伴うものであることは十分理解しておりますが、当初予定したものよりは大幅低く抑えられておりますので、ぜひご理解を賜りたいと存じます。

なお、この税率改正で保険給付費、後期高齢者支援金、老人保健拠出金、介護納付金、共同事業拠出金等、医療費関係費用に占める税の割合は27.5%でございます。

詳細につきましては、担当課長より説明をさせますので、ご審議の上、ご議決くださいますようお願いを申し上げます。

議長（菅谷光重君） 続いて、担当課長の説明を願います。

住民課長。

住民課長（小山枝利子君） ご説明いたします。

今回の補正はただいま町長が申し上げましたとおり、国民健康保険税の本算定が主なものでございます。

事項別明細書でご説明させていただきます。4ページをお願いいたします。

1款1項国民健康保険税は2,899万7,000円の減額でございます。被保険者数は5,227人、加入世帯数は2,728世帯、1人当たり年額8万8,023円、世帯当たりでは16万8,657円となりました。19年度に比べ世帯当たり2,826円、1人当たりでは9,617円の増額になりましたが、税率改正による増は単独世帯でも最高で1人当たり均等割、平等割の7,000円でございます。それを超えた額につきましては、75歳以上の人が国保を離れたこと等によりまして、1人当たりの平均課税所得が伸びたことによるものでございます。

5 款 1 項 1 目前期高齢者交付金等は3,938万1,000円減額でございますが、これは概算の交付額でありまして、今後前期高齢者の医療費等により変動いたします。

10款 1 項繰越金は6,669万6,000円の増額でございます。

歳出をお願いいたします。3 款 1 項後期高齢者支援金は193万2,000円減額し、2 億263万4,000円となりました。被保険者 1 人当たりでは2 万8,766円の負担になります。この2 分の1を税で負担いたします。これは今年度の確定額でございます。

4 款老人保健拠出金は2 万4,000円減額。

6 ページをお願いいたします。

12款 1 項前期高齢者納付金等は27万4,000円の増額となりました。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

6 月18日までに調査が終了しますようお願いをいたします。

議案第 1 2 号の上程、説明、議案調査

議長（菅谷光重君） 日程第22、議案第12号 物品購入契約の締結について（小型消防ポンプ積載自動車）を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

町長（茂木伸一君） 議案第12号 物品購入契約の締結につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

東吾妻町消防団第6分団第2部の「小型消防ポンプ積載自動車」の取得について、ご審議を願うものでございます。

同分団の小型消防ポンプ積載自動車は昭和63年8月に初年度登録し、20年が経過したことにより老朽化が進み、適切な消防活動に支障を来すおそれがあるため、更新するものでございます。

今回の購入に当たり、団本部、役員及び第6分団関係者と協議を重ね仕様書を作成したも

のでございます。

納入期限は平成20年9月24日とし、消防機械器具を扱う3社により入札を執行し、高崎市にあります「温井自動車工業株式会社」と711万9,000円で仮契約を締結したものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

議長（菅谷光重君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

生活環境課長。

生活環境課長（加部保一君） それでは、物品購入契約の締結につきまして詳細説明をさせていただきます。

議案を返していただきますと、今回購入する小型消防ポンプ積載自動車の図面が載っております。今回予定しておりますのは積載車の購入でございます。小型消防ポンプにつきましては平成10年度に更新しておりますので、それをそのまま使用する予定でございます。

今回配備するところにつきましては第6分団第2部でございます。東地区の岡崎にあります分団の詰所に配備するものでございます。現在あります小型消防ポンプ積載自動車がこととして20年を経過し老朽化いたしましたので、更新するものでございます。議会の議決をいただければ、温井自動車工業と契約いたしまして、10月の秋季点検前には納入したい予定でございますので、よろしくお願いたします。

議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

6月18日までに調査が終了しますようお願いをいたします。

請願書・陳情書の処理について

議長（菅谷光重君） 日程第23、請願書・陳情書の処理についてを議題といたします。

さきの議会運営委員会までに受け付けた請願書、陳情書はお手元に配付した請願文書表、陳情文書表のとおり、それぞれの委員会に付託しますので、その審査を6月18日までに終了するようお願いをいたします。

以上で請願書、陳情書の処理についてを終わります。

散会の宣告

議長（菅谷光重君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

なお、次の本会議は6月19日午前9時から会議を開きますから、ご出席のほどをお願いいたします。

本日はこれをもって散会をいたします。

大変にご苦労さまでございました。

（午後 2時24分）

平成20年 6 月 19日 (木曜日)

(第 2 号)

平成20年東吾妻町議会第2回定例会

議事日程(第2号)

平成20年6月19日(木)午前9時開議

- 第1 同意第1号 東吾妻町教育委員会委員の任命について
- 第2 議案第5号 東吾妻町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第3 議案第6号 東吾妻町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第4 議案第7号 東吾妻町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第5 議案第8号 東吾妻町駅前駐車場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 第6 議案第9号 東吾妻町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 第7 議案第10号 東吾妻町町営住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 第8 議案第1号 平成20年度東吾妻町地域開発事業特別会計予算案
- 第9 議案第2号 平成20年度東吾妻町国民宿舎事業会計予算案
- 第10 議案第3号 平成20年度東吾妻町一般会計補正予算(第1号)案
- 第11 議案第4号 平成20年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)案
- 第12 議案第12号 物品購入契約の締結について(小型消防ポンプ積載自動車)
- 第13 請願書・陳情書の委員会審査報告
- 第14 発議第1号 意見書の提出について(義務教育費国庫負担制度の国負担率2分の1復元と教育予算の拡充を求める意見書)
- 第15 閉会中の継続審査(調査)事件について
- 第16 町政一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(18名)

1番	菅谷光重君	2番	竹淵博行君
3番	金澤敏君	4番	青柳はるみ君
5番	須崎幸一君	6番	浦野政衛君
7番	角田美好君	8番	一場明夫君
9番	日野近吉君	10番	大冢広海君
11番	中井一寿君	12番	上田智君
13番	橋爪英夫君	14番	前村清君
15番	佐藤利一君	16番	加部浩君
17番	原田睦男君	18番	高橋基雄君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	茂木伸一君	副町長・保健福祉課長 事務取扱	関口博義君
総務課長	山野進君	企画課長	角田輝明君
税務課長	石村あさ子君	保健福祉課 課長補佐	加辺光一君
住民課長	小山枝利子君	生活環境課長	加部保一君
産業課長 兼農業委員会 事務局長	高橋啓一君	建設課長	角田豊君
ダム対策課長	市川忠君	上下水道課長	蜂須賀正君
会計管理者	丸橋哲君	東支所長	猪野悦雄君
いわびつ荘 施設長	山田文子君	岩櫃ふれあい の郷施設長	高橋和雄君
桔梗館長	唐沢憲一君	榛名吾妻荘 支配人	富沢美昭君
学校教育課 長・教育課 職務代理	一場孝行君	社会教育課 長兼中央公 館	高橋義晴君

職務のため出席した者

議会事務局長	佐藤正己	議会事務局 係長	田中康夫
議会事務局 係長代理	小池さつき		

開議の宣告

議長（菅谷光重君） 皆さん、おはようございます。

連日大変ご苦労さまでございます。

ただいまより本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

議事日程の報告

議長（菅谷光重君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議事日程に従い会議を進めてまいります。

なお、本日は傍聴の申し出があり、これを許可いたしました。

傍聴される方に申し上げますが、受け付けの際にお渡しした傍聴人心得をお守りの上、静粛に傍聴されますようよろしくお願いいたします。

同意第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（菅谷光重君） 日程第1、同意第1号 東吾妻町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

町長（茂木伸一君） 同意第1号 東吾妻町教育委員会委員の任命につきまして提案理由の説明を申し上げます。

現在、教育委員会委員の小林靖能さんが本年6月20日をもって任期満了となります。

つきましては、後任として原町在住の阿部央輔さんを東吾妻町教育委員会委員に任命したいと存じますので、ご同意をお願いする次第でございます。

阿部央輔さんは、昭和57年、吾妻町立原町中学校を卒業、その後、高等学校、大学へと進み、平成2年3月に駒沢大学を卒業、4月から家業であります金星酒造へ入社し、現在は代表取締役としてご活躍をされております。

また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第4条第4項で、委員のうちに保護者である者が含まれるようにしなければならないとなっております。阿部央輔さんは子供さんも幼稚園と小学校に通っており、この条項に該当される方でございます。

P T A活動にも携わり、熱心に取り組まれてきましたので教育関係の知識は豊富で、人格も高潔であり、まことに適任と考えております。

なお、ご同意をいただきますと、6月21日に任命する予定でございますので、よろしくお願いを申し上げます。

議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

本件につきましては人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（菅谷光重君） 異議なしと認めます。

お諮りいたします。同意第1号 東吾妻町教育委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

議長（菅谷光重君） 起立多数。

したがって、同意第1号 東吾妻町教育委員会委員の任命については同意することに決定いたしました。

議案第5号の質疑、討論、採決

議長（菅谷光重君） 日程第2、議案第5号 東吾妻町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件につきましては、去る6月10日議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（菅谷光重君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長 (菅谷光重君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長 (菅谷光重君) 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

議案第 6 号の質疑、討論、採決

議長 (菅谷光重君) 日程第 3、議案第 6 号 東吾妻町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件につきましては、去る 6 月 10 日議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

議長 (菅谷光重君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長 (菅谷光重君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長 (菅谷光重君) 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

議案第 7 号の質疑、討論、採決

議長 (菅谷光重君) 日程第 4、議案第 7 号 東吾妻町職員の給与に関する条例の一部を改

正する条例についてを議題といたします。

本件につきましては、去る6月10日議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(菅谷光重君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長(菅谷光重君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(菅谷光重君) 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

議案第8号の質疑、討論、採決

議長(菅谷光重君) 日程第5、議案第8号 東吾妻町駅前駐車場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件につきましては、去る6月10日議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(菅谷光重君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長(菅谷光重君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(菅谷光重君) 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

議案第9号の質疑、討論、採決

議長（菅谷光重君） 日程第6、議案第9号 東吾妻町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件につきましては、去る6月10日議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（菅谷光重君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

議長（菅谷光重君） 起立多数。

したがって、本件は可決されました。

議案第10号の質疑、討論、採決

議長（菅谷光重君） 日程第7、議案第10号 東吾妻町町営住宅管理条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件につきましては、去る6月10日議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（菅谷光重君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(菅谷光重君) 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

議案第1号の質疑、討論、採決

議長(菅谷光重君) 日程第8、議案第1号 平成20年度東吾妻町地域開発事業特別会計予算案を議題といたします。

本件につきましては、去る6月10日議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(菅谷光重君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長(菅谷光重君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

議長(菅谷光重君) 起立多数。

したがって、本件は可決されました。

議案第2号の質疑、討論、採決

議長(菅谷光重君) 日程第9、議案第2号 平成20年度東吾妻町国民宿舎事業会計予算案を議題といたします。

本件につきましては、去る6月10日議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

12番、上田議員。

12番(上田 智君) 何点か質問をさせていただきます。

この吾妻荘の予算を見ますと、町の持ち出し9,800万円というような額が出ております。

それにちなんで支出も、その順送りで、倣って減額をされたような状況が見受けられます。しかしながら、私としては、一番問題点が生じているのは歳入面で、いわゆる宿泊料等に対する執行者の姿勢、例えていえば、町長裁量に基づいた料金設定等が既に実施されているわけですが、現状では、この条例を見ますと、小学生が宿泊料が4,500円、新たに新設をされたんでしょけれども、老人クラブだとか、それからゲートボール、この人たちには特に吾妻荘の収容人員に貢献しているといったものもあるわけなんですけれども、実は宿泊料が4,000円、子供よりも安いというような関係で、せんだって、私も町長にもお話をしたんですが、この辺の裁量的なものを見直しをすれば、相当額の金額が一般財源から持ち出しをされることなくできるのではないかというような進言をさせていただきましたが、その辺を、今後、条例改正等も含めた内容等で実施されるのか。

今の状態でいいますと、町長裁量といえども、この条例で言われます公的な公益上必要なものでは、ある程度減額をしても差し支えありませんよというような条文ができていっているわけなんです、その域を既に超えております。なぜかというと、宿泊料が5,300円という設定を一般の人がされております。そんな中で4,000円というのは既に20%の上、2割以上ですか、こういったものが減額されているような状態でございます。そのような危機に当たって、この吾妻荘が現行の金額設定で果たしてやっていけるのかどうか。特に町長にあっては、従前から、町長に立候補する以前からの問題でございますけれども、ある程度の自分なりの町長なりの姿勢を示しております。それとは裏腹のような状況も見受けられますので、その辺をどうお考えなのか、まず吾妻荘の支配人からお聞きし、その後、町長の答弁を願いたいと思います。

(6 番 浦野政衛君 入場)

議長 (菅谷光重君) 榛名吾妻荘支配人。

榛名吾妻荘支配人 (富沢美昭君) 料金についてのお問い合わせでございますが、こちらにつきましては現在、一般の大人の方につきましては5,300円、一般の小学生については4,500円、幼児については2,500円ということで、標準料金として定めてございます。

なお、従前から、企業の研修では4,000円、大学の合宿などでも3,500円、また高原学校では3,000円というように、別な料金として従前から実施してきてございます。

グラウンドゴルフの実施に当たりましては、前の町長の時代でございますが、こういった中から4,000円という宿泊料を設定させていただいております。

この料金につきましては、現在、グラウンドゴルフのお客様につきましては、お昼を食べ

て、グラウンドゴルフをして、夜、翌日の朝、また翌日のお昼を食べて帰るといような形で、1泊4食の料金でご利用いただいております。1泊4食の料金でご利用いただいております場合のお客様1人当たりの収益は、一般で3,951円でございます。

標準コースの8,500円をご利用いただいている1泊2食つきのお客様が4,174円でございます。その差は220円程度の差があるわけですが、老人クラブの宿泊料金を安く設定する中では、こういった1泊4食といような長期間、しかも平日、団体でご利用いただくといような中で、また他の施設との比較をする中で料金設定をしてございます。

ちなみに、県内でグラウンドゴルフを実施しております宿舎としましてはサンレイク草木というのがありますが、サンレイク草木では、吾妻荘よりも500円安く実施しております。また、尾瀬岩鞍ホテルがありますが、尾瀬岩鞍リゾートホテルにつきましては吾妻荘よりも500円高い設定になっております。老人クラブなどの平日料金につきましては、一般的に大変安い料金設定をされておりますが、吾妻荘といたしましては、1泊4食の中で収益が図れるものとして4,000円という設定をしてございます。

なお、この料金を見直しをして値上げをすれば、その値上げした部分で大分収入がふえるんじゃないかというご指摘でございますが、その辺につきましては、老人クラブの料金を単純にふやしたからといって、その分が利用者がそのまま確保できるかという部分につきましては、まだ検討してございませんので、お答えは申し上げられません。

今後の方向でございますが、標準料金として一般の大人、小学生、幼児、この3種類につきましては標準料金としての設定がしてございますが、それ以外の部分につきましては、例えば町民の料金設定にしても明確な設定をしてございませんので、高原学校や合宿などの宿泊料も含めまして、今後、町長と協議する中で検討していきたいと思っております。

以上でございます。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） 基本的な考えは、支配人が申すとおりでございます。

まず1点、裁量権による宿泊料の減額ということが議員のご指摘のように問題点となっております。一般の大人として5,300円というのを宿泊料と決めている。条例の中で、町民は1割引きというのを相当と見ているところ、そういったものが慣例として多少ずれている点がございます。ただ、合併時にその条例の精査というふうなことがよくできていなかったというふうなことは、やはり考えられようかと思えます。ただ、町長裁量という形で、現実に特段安くしたということにはございませんで、今まで団体割引の規定がなかった、慣例でやっ

ておったと。高原学校についてもしかりでございます。そういったのをしっかりとした条文に盛り込むかどうかというふうなことを、これから検討していきたいと思えます。

例えば団体割引は、研修であるとか、毎年ご利用いただいている20人以上の団体ですと、4,000円という数字は何年も前からやっているものでございます。そして、高原学校についても同様でございます。

ただ、一つ、裁量権という中でありますのは、老人会、グラウンドゴルフ、その1泊4食のおまかせプランというものに多少の裁量権というものは存在するのかもしれませんが、それは、5,300円の宿泊料のところから3,524円というふうな逆算して割り返すと、そのようになる。その差が約1,800円でございます。ただ、セットプランで9,500円が町民割引、そして一般の町外の方々の1泊4食おまかせプランは1万円、これに消費税を入れさせていただいて、町外の方は1万500円で1泊4食、町内の方は1万円ぽっきりで1泊4食という形で、これは平日に限って行ってまいりますので、非常にこのグラウンドゴルフプランというのは、私どもにとっては利益のもとというふうな考えております。

それで、町民の1万円コースでございますが、3,451円の粗利が出ます。そして町外の方は3,951円の粗利が出ます。その差は500円ということでやっております。ただ、ホテル事業、旅館事業というものにこういったセットプランということをお許し願えないと、平日のお客様の入り込みというのは見込めないで、かえって歳入減になってしまうのではなからうかと危惧をしております。

先日も、総務常任委員会に資料をお出ししたところでございますが、グラウンドゴルフの利用者の方が平成17年度からずっと伸びておまして、その数が、グラウンドゴルフがあるおかげで、16年から18年度は前年対比という形ではマイナス3.1%でございますが、グラウンドゴルフのお客様を除きますとマイナス7%という形で、全国平均よりも悪くなってしまう。そういったところで、このセットプランだけは何としてもお認めをいただきたいというふうな考えてございます。

以上でございます。

(10番 大図広海君 入場)

議長(菅谷光重君) 12番、上田議員。

12番(上田 智君) 内容的には、確かにセットプランも必要でしょう。しかしながら、それはもう当然のことながら、従前にそういうものは周知をして、議会に取り計らって認めてもらっておくべき問題なんです。やはりそういった行為そのものが違法行為なんです。

行政とすれば、当然公営企業ですから、他の民間企業と違いまして、あの手この手を打っていろいろ試行錯誤をする、またもうけをする、そういうことも必要でしょう。だけれども、公営企業たるものは条例というものがまず優先をするわけです。そんな中で、町長そのものもそうなんですけれども、支配人そのものがセットプランだとか、そういうものをただ前面に打ち出して、何かこの条例を打ち消そうとしているようなものしか私には受け取れません。

しかし、町長も、従前の公約的なものかも知れませんが、「私たちの税金」というような題名で、皆さんのところにチラシをお配りしております。そんな状況で、確かにグラウンドゴルフはお客はふえたでしょう。しかしながら、町民の利用客は、私はふえたとは思っておりません。そんな中で、町長が言っていることは、この持ち出しについては町民のサービスになっているのかどうか問うているじゃないですか。それだけ町長は、吾妻荘に対して真剣に物事を考えて、金を出さないようにしましょうよというような物の言い方をしているわけですよ。そういったものが急にころり変わって、セットプランをお認めいただけないからどうのこうのじゃないです。真にこの条例というものを手つかずにおいて、そのままやったら、もっとこの吾妻荘の持ち出しというのはふえていくでしょう。今の1億500万円が、建物で起債をしなくてはならない。それが毎年、毎年かかるということは全員の方が承知はしております。しかしながら、経営努力も、そういったものが条例改正もできないような状態で、これを予算を組んでやっていこうということ自体が無理があるんじゃないでしょうか。

その辺を十分に踏まえた上で、条例を改正するなり、そこにセットプランだとかそういうものをつけ加えるなり、また町長裁量である公益性を認められるようなものの裁量にやるのか、その辺も十分に論議して決めていく必要があるんじゃないでしょうか、その辺をもう一度町長のほうからお伺いいたします。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） 先ほどの宿泊料云々のところでございますが、違法とおっしゃられましたが、これは、我々につきましても、つい最近気がついたことでございまして、吾妻荘を運営している支配人におきましても、今までの慣習どおりという形で、団体客は幾ら、高原学校は幾ら、そういった形の中でやってまいりました。そんな中で、気がついていなかったということがあるんだろうと思います。ですから先ほども申し上げたとおり、条例にどうしても載せなければいけないもの、そういったようなものについては、これから検討して載せていく必要があるというふうにお答えをいたします。

ただ、そこで、町民に対するサービスといいますか、町民に対する責任ということで置きかえてみますと、町民の方にもっともっと利用していただけることが一番ありがたいことです。町民の割引は1,000円というふうなことで大体なっております。これは何年か前から条例上はなっている。条例上では1割程度ということでございますが、町民割引は1,000円ということで、これは何年か前の全員協議会の場でそういうふうになっていたように思います。ですから、町民の方にもっと利用していただけるように努力するというのも一つ、そしてまた、町民の方ももっと気楽に使っていただければありがたいと思います。

ただ、そこでもう一つ、今現在ですと、13%くらいだったでしょうか、正確な数字は今とらえておりませんが、利用率はそんな程度のことでございます。これを上げていくこと。それと、町民に対する責任というのは、やはり持ち出し金、繰出金を少なくして町民の方の負担を減らすということ、これは当然のことだと考えられます。

そういったことで、今、グラウンドゴルフが大分上向いて、1,000人が2,000人、2,000人が4,000人という形で来て、今年度は5,000人なり6,000人なりの宿泊が見込めるのではないかという考えがございます。それから、そのほかにも一般の営業という形で、お客様をふやしていくということを考えないといけない。今は安売り旅館等々の問題もございますので、公営企業だからといって、まるっきりその条例のとおりでいけるのかどうなのかということは考えられます。この5,300円という基本を十分に守ればいいのか、いずれにいたしましても、先ほど申したとおり、条例そのものも検討していく予定であります。セットプランは、やはり旅館業、ホテル業という形での支配人裁量がなければ、あれだけの旅館は運営はできないと考えておりますが、いずれにしても検討課題とさせていただきたいと思っています。

議長（菅谷光重君） 12番、上田議員。

12番（上田 智君） それでは、支配人にもちょっとお伺いをしますが、まず、支配人は、この吾妻荘の内容をただ運営をすればいいんだというふうに思っているだけなのか、経営的な企業センスで物事を図っていかうとするのか、その辺はいずれかをちょっとお尋ねをしたいと思いますが、教えてください。

議長（菅谷光重君） 榛名吾妻荘支配人。

榛名吾妻荘支配人（富沢美昭君） 榛名吾妻荘の運営につきましては、もちろん辞令によりまして支配人というふうになっておりますので、その運営をするのが最も重要なことかと思っておりますが、その運営に当たりましては企業感覚も取り入れて実施しております。

ちなみに、私は平成14年度の12月から勤務してございますが、翌15年の6月には料金を

1,000円値上げしてございます。今までの7,500円を8,500円にするということで議会にお願いしまして、15年6月議会において料金を1,000円値上げしてございます。こちらの値上げのときにも、高原学校の料金は据え置くようにとか、冬場のお客さんのいないときには安くするとか、老人クラブなどのそういう団体のときには安いプランを考えるべきだというようなご指摘もいただいておりますが、15年6月の議会におきましては、それまでの慣例によりまして標準料金を1,000円値上げしてございます。

また、先ほど町長から申しあげました町民料金でございますが、当時、500円の割引だったわけですけれども、料金を値上げする中におきましては、町民の利用をしていただくということで1,000円の値引きというような形で料金設定をさせていただいております。

また、前々から民間の方々にもご指摘いただいておりますが、業務の内容についてはできる限り民間業務を進めるべきではないかというようなご指摘をいただいておりますが、平成16年度にサービス業務を民間に業務委託をいたしました。16、17、18年度と3年間の業務委託、また19年度からは業者がかわりまして業務委託をしておりますが、こちらの業務委託によりまして人件費の削減、あるいは委託内容の見直しなどによりまして、16年度につきましては約1,000万円の経費削減を行っております。

支出の部分につきましては、業務委託を中心にした中で経費削減を図ってございますが、収入の部分につきましては、先ほど来、ご議論いただいておりますグラウンドゴルフ場の整備を17年度に行いまして、17年度のご利用は全部で910人、18年度につきましては、日本グラウンドゴルフ協会の認定コースということで認めていただきまして、18年度には2,829人、約3倍のご利用をいただいております。19年度につきましても引き続き営業活動を進めてきたことで4,500人、こちらも最初の年が910人だったことから考えれば、利用者もふやしてきてございます。

いずれにしましても榛名吾妻荘は、まずお客様に来ていただいて、収入がふえていかなければならない部分、また支出の部分につきましても、細かな経費削減を考えていかなければならないという、そういう考えで運営してきてございます。そういう意味からすれば、ある意味、企業的感觉を持って実施をしてきてございます。

以上でございます。

議長（菅谷光重君） 12番、上田議員。

12番（上田 智君） 大分熱弁を奮っていただいているわけなんです、私は、単に運営しているのか、経営しているのかというのを聞きたかっただけなんです。ましてグラウン

ドゴルフが云々じゃないんです。グラウンドゴルフがそれだけの人数が伸びてあるんなら、当然収入だって伸びているわけなんですよ。それが今の現状では減っているんじゃないですか。その辺の経営センスなんか全然ないじゃないですか。ただの運営者にしかすぎないんでしょう、あんだ。もっと、公営企業であれば、自主独立、そういったものを目指して経営改善を図ったり、いろいろするのが当然のことなんです。ましてや支出で、今回の予算なんか見ますと、食材費なんかまた下げているじゃないですか。食材費を下げるということは、精査、見直しをしたんじゃないでなくて、お客様に対してそれだけ質が悪いやつをくれるんだということなんですよ。アップなら、もっといいものをくれましょうということもあるでしょうけれども、今の現状で、吾妻荘に行って、皆さんが何と言っていますか。決して料理が物すごくいいねとか、楽しみで行けるねとか、そういったことは一切聞こえませんよ。これだけ取って、これだけの料理しか出ないのかねというものが現実なんですよ。ただ数字合わせの予算であれば、だれでもできます。公営企業というのは、だれでもができないから、あなたを指名してやっているんですよ。英知をもっとよく絞って、もっと経営改善に努力をしてもらう必要があると思います。

特に町長については、これから次年度に向けた予算編成だとか、そういったものも12月ごろには出てくると思います。その前に条例改正等を行ったり、諸般のいろいろの先ほど答弁があったような内容も含めた上で十分に検討してもらって、来年の吾妻荘の行き先というものをどういうふうに見詰めていくのか、その辺もお聞かせ願いたいと思います。町長、答弁願います。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） 先ほど宿泊客が減っているというふうにご指摘でございますが、前年度対比という形だけなんです、平成16年度、このときには業務委託を行った年なんです。その年は1,672人、前年から見ると減りました。そして17年度は、またそれから346人減りました。ところが18年度は191人ふえてはおります。そして19年度は、それに対してまた328人ふえたということで、合併をしてから500人以上は、数の上ではふえているというふうには……。

（「私は減っているなんて言ってませんよ」と呼ぶ者あり）

町長（茂木伸一君） そうでしたか、それでしたら、じゃ私の誤解なんです、数の上ではふえているというふうなことは、まず前提でお考えをいただきたいと思います。

来年以降の国民宿舎事業の行く末というふうなことをよく考えるというふうなことでござ

いますが、この事業そのものについては、自治体がやるという時代は終わったというふうに、これは前々から常々申しておることでございます。ただ、今現在は、合併の余波で、職員の数にも余裕があるので、そういったことで何とか職員の力によって持ちこたえたいというふうなことは前々から申しておりました。

ただ、今の時代はなかなかいろいろなことがございますので、例えばよくやる手法としては指定管理者制度、それから全くの業務委託というふうな中で、今もほとんどがもう業務委託であって、固定費は少なく、変動費で大体賄うような形態をとっておりますけれども、いずれにいたしましても、いろいろな手段を考えていきたいと思っております。

ただ、これから実は、指定管理であるとか、そういったのを考える場合でも、時間はやはり多少はとられると思っておりますので、来年の春までにはそういった結論を出したいと考えております。経営者の公募であるとかというのも考えられますし、町民の方々のご意見もお伺いをしながら、検討委員会というのがいましばらくの後に立ち上がるというふうに考えております。

以上でございます。

議長（菅谷光重君） 12番、上田議員。

12番（上田 智君） 最後に、来春までにそれを考えていきたいというような、ちょっと先送りのような答弁でございます。でき得れば予算編成時までの間にその辺を十分に熟慮して考えていただいて、方針を、方向性を示せるように、ぜひお願いをしたいと思います。そうでないと、いつまでたってもこの問題は、一般財源から持ち出しをするんだ、するんだという、要するに金額の駆け引きで終始終わってしまいます。私も、実際にはこの9,800万円というのはやや不満でございます。しかしながら、努力の結果も見られるということで、ある程度は納得はしているんですが、ただ、町長そのものの、今後の行く末ですね、吾妻荘の。そういったものをはっきりと見切りをつけて、どういう方向に持っていくというようなものが、ある程度この議会の場で確約ができれば、町民に対してもそれなりのアピールができると思っております。そういったことで、この吾妻荘の問題についてはぜひ、まだ26年ぐらいまでですか、起債があるように思われますが、その間はどうしても毎回、毎回こういう議論の場になるかと思っておりますが、ぜひそれを一日でも早く解決するように、努力をしていただきたいと思っております。

最後に、再度、町長、答弁を願います。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） これについては、私の一存で決めるということではなく、広く皆さんに諮った中で決めるというふうなことでございますので。

それと、この吾妻荘の問題について、議員各位にもご理解をいただけるような努力をしてみたいと思っております。ですので、来年の春には結論は出ているかと考えております。よろしくお願いたします。

議長（菅谷光重君） ほかに。

8番、一場議員。

8番（一場明夫君） 総務常任委員の立場なんですが、委員会等で議案調査という形で支配人にいろいろお聞きしました。そういった中で、やはりかなり理解できない部分というのがあるので、ここで質問をしたいと思っておりますけれども、もう1点は、やはり総務常任委員会の所管であるという部分でありますので、非常に私ども責任を感じる部分もありますので、ちょっとあえて厳しい質問をするかもしれませんが、ぜひ的確な答弁をお願いしたいと思います。

まず、1点目ですけれども、支配人についてはこの間聞いているので、特に聞く必要はないと思っておりますが、管理者である町長にこれからちょっとお聞きしたいと思います。3月の定例会で予算が否決されました。そのときに、総務常任委員会に付託された中で、総務常任委員会としてこれこれこういう理由があるので、これについては認定すべきでないという判断をしました。それがたしか5項目ほどあったと思っておりますが、その5項目について、この新しい予算の中にどんな形で反映されているか、まずお答えいただきたいと思っております。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） 私も正確に答弁ができるかちょっと自信ないんですが、1項目めが集客数に過大な数を見込んでおると。19年実績が1万8,370だったわけでございますけれども、それに対して約1,500人以上のものを見込んで2万人にしておりました。それを過大だというふうに指摘されたと認識しております。ただ、今回のこの提案も2万人というふうに、紆余曲折を経て2万人になっているということでございます。

あと、5番目、目標設定が低過ぎるというのがありました。集客に対する目標設定、それから収益予想に対する目標設定が低過ぎる。もっと頑張って運営をなささいという表現があったように思っております。

食材費はなかったと思っておりますが、いずれにしてもそういった当初の……、あとは繰出金が多過ぎるということでしたよね。そのときに1億1,400万円でございます。この持ち出し

が多過ぎるというものに対するものが、新しい営業をかけるために送り込んだ職員の人件費に相当するというふうなことでありましたけれども、ですから、グラウンドゴルフは伸びてきたんだけど、一般のお客様が減っているんで、その穴埋めをするための営業に、総人件費論、この役場の中にいる職員も給料を払わなければいけないわけですから、吾妻荘で少し負担が多くなっても、そちらのほうの給料にということで考えていったわけですが、人件費のそういった面を指摘をされて、営業を4月1日からおろしました。

そして、なおかつ、今回の予算の中では、事務職員も1人おろして 失礼しました、順番がちょっと……。営業を1人おろして、そして集客を1万9,500人ということで、実績に近いところに持って行って、結果的に、そのときに修正予算案として1億500万円を予算化したしました。そして、それを3月28日だったでしょうか、皆さんにご相談をして、ご説明をしたところ、流会になってしまったということで、皆さんに最終判断は仰げなかったということになります。

その後、いろいろ協議、検討した結果、事務職員もおろして、何とか1億500万円よりも少ない町からの繰出金ということにしましょうということで、いろいろ検討した結果が、今回の皆様にもお示しをしている、繰出金については9,800万円という繰出金の予算でございます。

ですので、職員につきましては支配人、それから施設担当の職員と、ほか正職員では2人、そして営業職の臨時職員と、この3人の体制でやるというのが今回の予算案でございます。それによって9,800万円の繰り出しというところまで、苦勞に苦勞を重ねた予算の上ででき上がった予算書でございます。

以上でございます。

議長（菅谷光重君） 8番、一場議員。

8番（一場明夫君） 3項目ほどお答えいただきましたけれども、もう一度同じ質問をしますけれども、5項目あったんですが、どういう形でクリアされていますか。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） あと1項目、グラウンドゴルフの料金についての問題ということが指摘であったかと思いますが、それについては、先ほども上田議員の質問に対してお答えをしたように、これは変えられないというふうなことでございます。

あと1点、経費の削減というふうなことがあったんでしょうか、経費の削減については十分にぎりぎり過ぎるほど、かなり無理をして削減をしておるという状況でございます。

ほかに何かご指摘がございますれば、お教えいただければ、お答えができるかと思ます。
議長（菅谷光重君） 8番、一場議員。

8番（一場明夫君） わかりました。もう結構です。

簡単に言えば、3月で否決されたときのその実態を把握していない、すべて把握しないで予算をまた組んで出てきているというふうな理解になってしまう。そういうふうに私も理解するしかないかと思ますけれども、具体的に申しますと、例えば一般会計の繰り出しについては、できれば9,000万円以下に抑えるべきだというお話をしました。それは、過去に実績があるからです。さっき支配人が言いましたように。現在、グラウンドゴルフである程度一定客が見込める状況が出ているからです。そういったものをきちっと把握しないで、改めて本予算を組んで出てきたというふうに理解するしかないかなと思ますけれども、その辺の部分については、町長の認識がそういうことだということですので、それは結構です。

次に、今ちょっと触れました同僚議員の上田議員が質問しましたが、やはりグラウンドゴルフの宿泊費、これ条例で5,300円、宿泊費に食事料というのがたされて1泊幾らというふうに決めて吾妻荘でお客さんからいただいているものだと思ますけれども、そのうちの宿泊費部分が5,300円という条例設定があります。それがさっき話が出ましたように、グラウンドゴルフが4,000円、町外ですね。町内の人は3,524円。これを見ますと、町外の人で、この宿泊費だけ計算して25%割引、町内の人は34%ぐらい割引になっています。これが実態だと思ます。

この条例を変えるには、公益上必要があると認めるときは変えられるというものがありますけれども、町外の人がグラウンドゴルフを楽しみに来て泊まるというのが、公益性があるかどうかという部分については、私は全くそれは感じられません。そういうふうに考えると、あくまでも、先ほど上田議員が指摘したように、これは条例に反しているんですね。この宿泊の実態を見ると、19年度利用が、この間お聞きした話ですと、吾妻荘にグラウンドゴルフで宿泊した人が3,168人、そのうちに町民が213人、6.7%、7%弱ですね。休憩が1,142人、町民が108人、9.5%、これが実態なわけです。ほとんどが町外の人。私が吾妻荘に泊まれば、多分、さっき1,000円まけていただいただけと言いましたから、宿泊料が4,300円になるんですか。それより町外の人に来て、グラウンドゴルフを楽しんだ場合にはさらに安い、これが実態だと思ます。これを金額に換算していくと、1,300円の差が町外の人がありますんで、それを単純に町外と町内の人が泊ったその比率で掛けていくと、これで400万円の差が多分出てくると思ます。これが実態だと思ます。

だから、トータルで売っているという話ですけれども、収益性を考えると、その部分についてやはり考えなくてはならない数字がそこに歴然とあるんだと思います。その辺についてもう一度町長に、本当にこれでいいのかお聞きしたいんですけれども。

それともう一つ、3月に当然これが指摘されていますんで、これが反映されていない、考えられていない予算というのは、私はちょっと考えられないんですけれども、それもお願いします。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） 公益性というふうなことです。公益上必要と認めるときに町長の裁量がそこに入る。わざわざ裁量を使ったつもりは全くないんですが、お客様、町民の利用が少ないからといって公益性がある、ないではないと思っています。この榛名吾妻荘を維持する金額をなるべく少なくするために、お客様を町外から来ていただいて、町の外のお金、外資を稼いでこの町の中に入れるということも、これは公益といってもよろしいのではなからうか、それによって繰り出しが少なくなるという考え方です。

いずれにしても町民の利用は少ないわけで、町民の利用だけでこの吾妻荘が経営できるというふうな考えは持っていませんので。そして、その宿泊料が4,000円にしても、1泊4食で1万500円になります、町外の方。そして、これの粗利が1人当たり3,951円という数字を総務常任委員会にはご提示をさせていただいております。町民については、宿泊料は3,524円ですが、これが1万円ぼっきりの1泊4食おまかせプランとしてあります。これの収益、粗利は3,451円という数字です。そして、5,300円の一般の町外の方ですね、8,500円のAコースですと宿泊料は5,300円です。この方については4,174円の粗利が出ます。ですので、町外の一般のお客様、4,174円とグラウンドゴルフの3,951円を比べていただいても200円くらいの差であると。5,300円の宿泊料と4,000円の宿泊料、1,300円の差はありますが、実質的な粗利については200円程度ということ想定をしてこの予算書をつくっておりますので、これをお願いをしたいと思っております。

なおかつ、このグラウンドゴルフであるとか、団体のお客様に5,300円を請求する、そういう料金設定にしたとなると、全く同じ数のお客様が来ていただけるとは考えておりません。ですので、お客様がそれは3割減になるのか、半分になるのか、そういった計算までは私どももしておりませんので、どれだけの収益が違ってくるかは想定はしておらないわけですが、やはり今の安売り旅館というところもかなりの数あります。そういったところとの、グラウンドゴルフという形での差別化を図りながらも、料金設定もやはりリーズナブル

ルなものにしていく必要があるのではないかとの考えから予算を組んでおります。

議長（菅谷光重君） 途中ですが、ここで休憩をとります。

10時20分に再開をいたします。

（午前10時05分）

議長（菅谷光重君） ただいまから再開をいたします。

（午前10時20分）

議長（菅谷光重君） 初めに、町長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

町長。

町長（茂木伸一君） 先ほどの答弁で、もう少しだけ追加をさせていただきたいことがございます。

先ほど、一場議員ご指摘のグラウンドゴルフの宿泊料でございますが、先ほどの上田議員に対する答弁と全く同じに、榛名吾妻荘支配人が総務の常任委員会の席上で、条例等の見直しということで検討を始めるといってお答えをしてあると思います。そういったことで、この4,000円の宿泊料というのが団体割引というものと一緒にするとかしないとか、そういったことも検討をしていくというふうに考えておるわけでございます。ですので、これにつきましてはご理解をいただけたらと思っております。

議長（菅谷光重君） 8番、一場議員。

8番（一場明夫君） ちょっと水が差されたような形なので、どこまで言ったかよく覚えていないところあるんですが、答弁はわかりました。私は何でこれを聞いたかということ、あの総務の常任委員会で榛名吾妻荘の支配人が「現状に合わせる形で条例整備をする」と答えたから、ということは、私たちの言っていることを聞く意思がないんだなと思ったので、管理者に聞いたんです。そうしたら、同じだということの今答弁ですね。はい、それはわかりました。

それと、さっきもちょっと出ましたけれども、小学生の宿泊料は4,500円ですよね。簡単に言えば、義務教育の子供たちですよ、それよりグラウンドゴルフ、ある意味自分たちの楽しみで行く人が4,000円の設定、これが高いか安いかというのは、またよく判断すればいいと思いますけれども、公益上ということで先ほど町長言いましたけれども、非常に何か無理な答弁をしていたような気がします、じゃ、公益上の定義を教えてくださいませんか。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） ちょっと公益上という定義、条文上はどのようになっているかは正確にはわかっておりません。公の利益ということで考えました。これは町の利益ということにもつながりますでしょうし、公の利益そのものだと思いますね。ですから、町にとってそのほうがいい、町民の一人一人というものも含めながら、そのほうがいいというふうな考えで発言をいたしました。

先ほどのご質問の中で、宿泊料は今までどおりを条例化するというふうなことで決めつけておられましたが、そのつもりではございません。先ほどの上田議員とのやりとりの中でも5,300円がよろしいのかどうか、つい先ほどもこの4,000円がよろしいのかどうかを含めてというつもりで発言をしておりますので、その辺は誤解をされないようお願いをしたいと思います。

ただ、今までのところでは団体割引のお客様については4,000円という感覚はずっと以前からあった、そしてそれを踏襲していたということでございます。

以上です。

議長（菅谷光重君） 8番、一場議員。

8番（一場明夫君） 公益上の答弁がなかったもので、そういう認識がないということで理解しておくしかないんですが、私は、グラウンドゴルフを下げるのが悪いなんて言っているわけじゃないんですよ。グラウンドゴルフが入ってくれているから吾妻荘の宿泊なり、売り上げがある意味激減しないで済んでいるというのは、よく理解できるんです。それはどの議員も同じだと思います。でも、それがふえて、トータルがほぼ横ばいだということは、一般客かどこかが減っているわけですよ。特に一般客が減っていると思います。ということから考えると、収益性が著しく悪くなるのは目に見えているということで、例えば、本当の閑散期で、1から3月にそういう安売りした人たちが入ってくれて埋まるということでしたら、非常にそれは有益なことだと思いますけれども、そういうものがなくてやっていること、それと町民より明らかに多分、宿泊料を安く設定してるということは明らかだと思いますので、

この辺をきちっとやはり見直すべきだというのは、前に指摘したとおりですけれども、それをなぜ言っているかという、この予算で当然否決されたんですから、反映されるべきだと思っていたんです。それがしていないということに非常に理解できないと、そういうふうに思います。それはもう結構です。これ以上言っても、多分同じだと思いますので。

それともう一つ、集中改革プランとの整合性をちょっと確認しておきたいんですが、これも指摘したことなんですが、民間導入の方向をはっきりうたっていると思います。民間の活力導入というんですか、民間にある意味託すという意味だと思えますけれども。以前は、平成19年度から指定管理者制度にも行くんだという方向が出ていたんです。それが町長が就任して、19年度から、逆に直営の体制を強化したということで職員を派遣している。その結果が、多分1億2,000万円の赤字、人件費がふえたからというんだと思えますけれども、これが実態なんだと思えますけれども、先ほどの上田議員の質問にも多少かぶると思いますが、これが本当に明確でない以上、きちっとその方向を確認できない以上、吾妻荘の運営をしていく管理者として、全く私は理解できないところがあるんですけれども、その辺についてもう一度私がお聞きしますので、お答えいただけますか。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） 先ほども申したとおり、自治体がやる仕事か否か、そういったところから考えますと、やはり民間活力の導入をするのが最善であろうと。それは当初から一貫して変わっておりません。しかし、この町が合併により職員の数に余裕ができた、そういった中で、この吾妻荘の集客に対して営業をもっと強化すべきだと。職員の給料はいずれにしても、この町として一つにくくった中で、総人件費として私は考えます。ですので、こちらで住民サービスに支障のない限り、吾妻荘でこれから先の一般客の増加、一般客の集客というものに資するために営業を配置をいたしました。そしてなおかつ、これはわざわざ取り上げるべきことではないかと思いますが、職員の資質の向上であるとか、そういったようなことにもかかわるのではないかと、そういったふうに考えたからでございます。

いずれ定年により、この町の職員の数は減っていきます。当然ながら、人員の不補充、そういった形で職員の数がだんだん少なくなっていく方向を目指しております。ですので、その段階までの間に吾妻荘の民営化、民間活力の導入というものを考えていくということは、集中改革プランの中でも皆様にお約束をしたことでございます。ですから、あくまでも経過措置であって、最終的に直営ですとやっていくということは、皆様方に申し上げたことはございません。ですので、この平成20年度の予算案につきましてもグラウンドゴルフ以外の

集客を目指す、そのためには営業が必要だ、經理のしっかりした者が必要だということで2名を送り込んだ予算で、その結果が1億1,400万円の繰り出しということになったわけでございます。

ただ、皆様にご理解をいただけなかったということもございまして、職員2名は、職員のうち営業の1名は4月1日から企画課に配属ということで、榛名吾妻荘からおろしてきております。そして、もう1名の職員につきましても、この予算の中で、7月1日からこちらの本庁勤務ということで、そして200万円ほどそこに臨時職員の人件費ということで、7月1日から予定をしておるわけです。ですから、私の考えといたしますと、役場関係の総人件費は、結果200万円ふえるんだけれども、公営企業だからという論理の中で、この榛名吾妻荘の経営をしっかりやっていくという、そういうご指摘がある以上、そちらのほうに考えを多少シフトしてきたという結果が、この予算書でございます。

以上です。

議長（菅谷光重君） 8番、一場議員。

8番（一場明夫君） 簡単に言うと、昨年度までの経営方針が変わって、民間に任せる方向に変わってきたというふうに理解していいのかなと思いますが、ということは、明らかに去年やったのがやはりおかしいんですよ、公営企業である以上は。この間、支配人から資料をもらいましたけれども、職員の営業実績というのが出ていました。年間で400人、その担当が営業で連れてきたと。そのうちの全部が宿泊じゃないですね、宿泊が二百何人で、残りが休憩というような話でしたから、その感覚で高い給料の営業が行っているということは、もう絶対に無理があるわけですよ。そういうのが想定される中で、あえてそれをやったということですから、非常に無理があったんだと思います。それは変える方向でいくというので、それは理解できるんですけども、今のお話しでいくと、さっき上田議員に言ったのよりはちょっとトーンがダウンというか、進むスピードが落ちるような気がしますけれども、これから職員が減るから、それに合わせてというようなお話しだったのですが、あくまでも来年以降きちっと、今、明確に、この間の総務委員会で町長がおっしゃったようなことは述べていただくことはできないんですか。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） 上田議員に申し上げたことのとおりでございます。それは、先ほど一場議員のご質問の中に、いつ直営に、どのようにして変わったのかという、そういったご質問に答えた。そして、今までの私の考えを申し上げたということです。ですから、それまで

の間、議会の方々にも、時間的なご猶予をくださいと申し上げていたということを繰り返し述べたにすぎません。そして、今でも私の考えでは、総人件費論というのは、やはりこれは皆さんにもご理解をいただきたいと実は思っております。

吾妻荘の今後、営業はやはり必要だろうと思っております。ただ、その中で、当初予算につきまして5項目のご指摘がございました。今このところで榛名吾妻荘の予算が否決をされるということがあっては公益上よくないのではないかとということで、いろいろに苦悩に苦悩を重ねて判断をした結果でございます。

以上です。

議長（菅谷光重君） 8番、一場議員。

8番（一場明夫君） そういう前提があるから、2度と否決するのは嫌だということもあって、私も、いつだったか、日は記憶はありませんけれども、町長と面談の中で、そういったものも含めて提言したつもりですけれども、それが意味改善されなかった部分があるんだと思います。そういうものがあるから私も言っているんです。確かに下におろして、企画に1人担当がおりたと。この間聞いたら、ホテルプランというのを今営業しているんですという話を聞きました。吾妻荘からおろして企画に行って、ある意味、吾妻荘の営業をしているのであれば、一般会計も企業会計も全くわからなくなってきてしまう。この間の機構改革でも、企画に吾妻荘を包んだということで、7月からやりたいという姿勢を町長が示しました。そうなってくると、なおさらその可能性があると思います。そういったものも含めて考えると、やはりどこかで早目に一度、そここのところを方向を出すというのが必要なんだと思っています。それがきちっと出れば、みんながそれで納得してできれば、やはりその方向で進めましょうということで、みんなが協力してやれるんだと思います。その辺をきちっと示してほしいと言っている。それだけのことだと思います。

これは水かけ論になると思いますので、これで終わりにしておきますけれども、経営努力に対する姿勢は、先ほど上田議員が質問したので省きますけれども、私は、少なくとも、まだ削減に関しては、食材の仕入れの関係、ある意味委託業者に任せている実態を考えると、仕入れの関係、その業務の委託料の関係、修繕とか備消耗品費の本当の節減、これ予算がかなり何百万円の単位で取ってありますけれども、こういったことを、やはりこれだけの厳しい経営状況であれば、当然考えるべきなんだと思います。その辺のところについての町長の考え方というか、管理者として町長の考え方をお聞きできますか。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） 十分に削減はしておると思います。これ以上の削減というのはお客様に対するサービスの低下につながるという感覚であります。ただ、その中で、まだまだできることもあろうかとも思います。今ご指摘をいただいたことにつきましては、当然、支配人も一緒に聞いておりますので、十分に検討はさせます。

議長（菅谷光重君） 8番、一場議員。

8番（一場明夫君） あと2点ほどお願いしたいんですが、私だけしゃべるわけにはいきませんので。

町の補助金の追加、支出が9,800万円、これ以上は一切出ないですね、町長。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） お客様が来ていただければ大丈夫でしょうし、ただ、今現在、営業という手足をなくしておりますので、これに対する対策を考えております。ですから、これ以上出ないか、出るか問われても、お答えすることはできません。

議長（菅谷光重君） 8番、一場議員。

8番（一場明夫君） 非常に無責任な発言、残念です。

9,800万円といえますと、町民1人で割り返すと5,600円ですよ。生まれた子供から100歳以上のお年寄りまでも入れてですよ。3人1世帯でいれば、1世帯で1万6,800円、単純に掛けて。これだけのものが、ある意味税金というか、一般会計から毎年、吾妻荘に行っているんですよ。この実態を考えたときに、この中でやるという管理者としての答弁がなぜ返ってこないかなと、非常に今寂しい思いをしました。もう一度お願いします。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） 答弁は基本的には同じでございますが、この借入金返済というのは建物を建設したときの借入金でございます。これは町民の資産である吾妻荘という建物の返済に充てているわけですから、結果的には町民の資産はその分だけふえるという計算にはなっていないわけなんです。ですので、まるっきり運営費にしているわけではありません。ですので、その辺のところを町民の方々にも、議会の方々も皆さんご説明をいただければありがたいと思います。

そうかといって吾妻荘の職員が、普通の旅館でしたら、自分で建てたものの借入金ぐらいは自分たちで返すんです、それは当たり前のことです。ですけれども、それができない時代になっているということをご理解をいただいて、議員各位にも、ぜひとも集客の方向、アドバイスをいただくとか、そういったこともお願いをできればと思います。私どもも、9,800

万円以上投入することなく、一生懸命営業して集客に努めることはもちろんでございます。でも、それを確約するということは、私にはできません。

議長（菅谷光重君） 8番、一場議員。

8番（一場明夫君） 支配人がどうという話がありましたけれども、最高の責任者は町長ですよね、管理者である。あなたがこの方向でやるというものを示してほしいんですよ、これは。それが全く無責任な言い方ですよ、今の話は。確かに資産になるんだ、それはわかります。でも、あそこを今利用している人は、じゃ町民が何%ですか。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） 先ほどもお答えをしましたが、13%くらいだと思います。

ですから、町民の利用のためだけで吾妻荘が運営ができるはずはないという前提はいけないのでしょうか。

議長（菅谷光重君） 8番、一場議員。

8番（一場明夫君） いけないなんて言ってないでしょう。公営企業として、町長さっき言ったじゃないですか、本来町でやるべきものじゃないと認識しているんでしょう。だったら、その方向で持っていく努力を何でしないんですか。小さな自治というのが今求められているんですよ。それに赤字をしょいこむ施設の運営をされていて、肝心の町財政の一般財源が1億円なり、そっちへ行くわけですよ、食われて。それに対して本当に何も感じないんですか。町民の利用が13%、簡単に言えば、町外の人のために金が出ていっているようなもんですよ。本当にそのお答えでいいんですか。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） 町外の方々のためにお金が出ていっているということは思っておりません。町外の方々のお金が返済、繰入金の金額を少なくしていただく、町外の方でもだれでもが気楽に利用していただくことによって、吾妻荘の利益は全体的には出るものだと思っています。ですから、そこで町民には町民の割引という制度がありますので、そこに来ていただいた方の利益というか、町民サービスは、1泊につき1,000円であるとか、そういった形で担保はされているものだと思います。

そして、この1億500万円というか、国民宿舎事業そのものが黒字になれば、当然それは町外の方々のお金がこの町を潤したという形になるものだと思っております。そういった目的でこれはつくられておるのではないかと考えます。

議長（菅谷光重君） 8番、一場議員。

8番（一場明夫君） 利益を考えないでやっていいというのなら、町長の今の考え方でいいんだと思います。あくまでも公営企業という形の中で独立させて、今、町長が最後に言ったように、そういうものを運営することによって町民の福祉にもなり、町外からの外資も取れて、町の一般財源にその利益が入ってくるというのが大前提なんです。赤字でいいなんていう話はないんですよ。私は、今は企業家ですからあれですけども、全くその話は理解できません。それでいいのなら、どんどんやって、どんどん赤字施設にしたって、だれも文句言わないですよ。できれば私は、その1億円があれば子育て支援にも使える、道路をここを直してほしいというところも使える、教育にも予算が使える、当然ですよ。そういうものを全然別に考えて、ただそこだけ見て……、私が言い方が悪いですかね、ある意味、私が聞いているとへ理屈に聞こえてしまうんですけども、それは私の聞き方が悪いのかもしれませんが。そういうことで片づけてやっていくことにはちょっと理解できない部分があります。

はっきり申し上げて、いつも言いますけれども、一般会計もそうですけれども、町も家計と一緒になんです。そういうふうに考えれば、必要以上の備品は買わないでしょうし、修理だって、本当にだめなら、金かけるわけにはいかないでしょう。来年以降もその方向が出ているのであれば、それなりの減価償却だってしなくたっていい話になるかもしれません。それは一つの理屈ですけども、そういうふうな考え方をしてほしいんです。

それで、町長として、やはり一般会計も持ち、全体を見ていかななくてはならない。その中の吾妻荘はほんの一部だと思えます。でもやはり、それをきちっとしていただくという姿勢が感じられない限り、私たち 私たちって言うては失礼ですね、私はとても今の話だと理解できないというのが現状なんですけれども、ほかの議員の質問もあると思しますので、以上で終わりたいと思います。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） 考え方は全く一緒、当たり前の話なんです。公営企業が公営企業として健全に運営できるように一生懸命努力しているつもりでございます。ただ、今の時代だからこそこか、いろいろな形でこういう状況になってしまっているわけですね。ですから、このところで一般の職員を営業として使っても、一般客でも何でも、町民のお客でもお客さんをふやしたいということで、企業努力のほうにあえて持っていったわけです。営業努力をしないで、お客様がどんどん来てくださって利益が出れば十分だと思いますが。

いずれにしても指定管理者制度にいたしましても、この1億500万円の建物の返済分というのは、この町で持たなければならない可能性というのもずっとあります。ですので、いろ

んな面からの検討ですけれども、それは先ほど上田議員に申し上げたように、いろんな意味で、いつでも検討をかけていくということをお約束をいたします。

議長（菅谷光重君） 8番、一場議員。

8番（一場明夫君） 終わりにしたかったですけれども、最後にまた話があったんで、もう一つだけ、そこまでおっしゃるんでしたら言いますけれども、これは余り言わないでいようかなと思ったんですけれども、行政事務調査特別委員会で指摘されました、その部分の改善部分というのは、この予算には多分、反映されていないと思います。なぜですか。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） 申しわけございません。質問の意味がわかっておりません。

議長（菅谷光重君） 8番、一場議員。

8番（一場明夫君） 行政事務調査特別委員会で調理部門の随契の問題、食材の仕入れの管理の問題、種々指摘されましたけれども、それに対して、この予算にきちっと反映されていないと思いますけれども、どういうことですかと聞いたんです。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） すみませんでした。自治法100条による特別委員会というそちらの件でいろいろご指摘をいただいております。それにつきましては、先般お答えを議長に提出をいたしておりますが、ここの予算書には、それはまだ盛り込まれておりません。

議長（菅谷光重君） 8番、一場議員。

8番（一場明夫君） 先ほどから言っていることもそうなんですけれども、総務委員会で指摘されたのは、否決されたのは3月ですよ、4、5、6、3カ月、その間にそういったものが経営改善のために取り入られていない予算が出てくるということは、私にはとても理解できないんですよ。議会で指摘されたことに対して、町が真摯に受けとめているとはとても言えないという話になってくるんです。だから言っているんです。企画に確かに職員をおろして、企画で営業をされるのも一つの考え方でしょう。でも、企業会計と一般会計という性格上からいえば、ちょっと理解できませんし、これ以上言っても、多分、水かけ論になると思いますので言いませんが、そういう姿勢で予算編成をしてきていなかったということだけははっきりしましたので、もう答弁は結構ですから。

議長（菅谷光重君） ほかに。

16番、加部議員。

16番（加部 浩君） 簡単に1問か2問質問させてもらいます。

上田議員、一場議員の質問に重複するかもしれませんが、町長、少しやんわりとやりましょう、笑顔を持って。

毎回言わせてもらっています。この吾妻荘の問題、いつの議会でも相当時間を費やして議論をしております。どうですか、町長、来年4月と言わず、9月とは言いませんから、12月の議会ごろまでには、町長はこういうふうにするんだという腹を私どもに示していただけませんか、どうですか。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） ちょっと期日まではお約束をしかねますが、早くに結論が出れば、それはそれですね。ですから、町民の資産であることも、やはり間違いないわけです。やはり町民のご意見もお伺いしながら、これは私の勝手にやるというわけにも当然いきません。いずれ民営化ということだけは以前から打ち出しておりますので、なるべく早くやりたいと思います。

議長（菅谷光重君） 16番、加部議員。

16番（加部 浩君） ぜひひとつ12月議会には、来年度はこうするんだという町長の腹積もりが聞けることを期待いたします。

何といたってもこれは、町民の財産といたっても、町民から選ばれた唯一の町長なんです。だから、その町長がこうするんだという腹を決めれば、いいの悪いのという論議になりまして、こんなにもまれることはないと思うんです。ほかにこの町の中を見ますと、この吾妻荘の問題は重要ですけども、もっともっと重要な問題、解決しなくてはならない問題、考えていかななくてはいけない問題、いっぱいあります。早く町長、この吾妻荘だけでもいいから、もうある程度荷をおろすということを考えて、ほかの重要なもののほうに精力が費やすことができるようにしていただきたいと思います。

それと、今年度はこの吾妻荘をやっていかなければなりません。先ほど町長、セールス、セールスと言っておりますけれども、私も口を酸っぱくして言うておりますが、セールスはこの町の中にはいっぱいあります。職員が全部セールスマンです。私のことを言って申しわけないですけども、国鉄JRでやってきました。中間管理者の端くれでいたんですけども、上から相当重い、半強制的なノルマが課せられました。それで、そのノルマを果たせなかった場合は、即ボーナスにそれが反映されたんです。ノルマが達成できた人は100%もらいましたけれども、90%しか出せない人は10%減と。それは一つの例ですけども、それを公務員に全部適用しろとは、そういうことは難しいと思いますけれども、とにかくここに

いらっしゃいます課長さんぐらいは相当な意識を持って取り組んでもらわないと、自分の課ということじゃなくて、東吾妻町の管理者なんですから、相当な決意を持ってやっていただかなくてはならないと思います。その辺のところの町長の指導力を聞きたいと思います。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） ありがとうございます。おっしゃるとおりだと思います。

実は、昨年、営業を吾妻荘に送り込む際の課長会議の中で、ことしが正念場だと。これで営業に送り込んだ人間の手伝いができなくてどうするんだという檄を飛ばして、それぞれの担当部署の中で、それなりに吾妻荘を盛り上げてくださったと思っております。ただ、もうちょっとそれが歴然と見えるような形になれるように、これから職員にも檄を飛ばすなり、お願いをするなりしていきたいと思います。

傍聴の方々も、ぜひよろしく願いいたします。

議長（菅谷光重君） 16番、加部議員。

16番（加部 浩君） 今の町長の回答、何度かそういう回答を聞いておりますけれども、期待をしておりますので、よろしく願いいたします。

終わります。ありがとうございます。

議長（菅谷光重君） 14番、前村議員。

14番（前村 清君） 皆さんが質問している中で、大変長くなって申しわけないんですが、簡潔に申し上げますから、町長さん、ぜひお答えをいただきたい。

それは、まず、こういう問題が起きているのは、私は提案を含めて申し上げますから、ご理解いただきたいというふうに思います。

温泉センターがあり、それからいま一つは、この地域には吾妻荘があり、あるいは桔梗館があり、それからいま一つは、別は別ですけれども、コニファーもあったりして、あるいはまた天狗の湯もあったりして、結局、そういったものがみんな一堂に会して同じお客を求めているということになっております。

それから、いま1点は、吾妻荘についてだけに限れば、その役割は終えたと町長もお話しをしていただきましたけれども、やはり国民の人が、ある時代においては宿泊するのにかなり安く泊まれるということで人気を博した。しかしながら、今日は一般企業が努力して、かなり安い、あるいは安価で利用しやすいもので競争が激化している。これは事実だと思います。

そこで、そういった組織あるいはその施設を全部まとめて、やはり統括をする課といたしま

すか、役割を果たすところ、そういったものに考えていかないと、これは到底無理かなというふうに思っております。

それと、いま一つは、あなたはこれを続けるということをおっしゃっていただきました。現状ではそうなのでしょう。しかし、これ続けるという話になりますと、吾妻荘はほかのホテルあるいは宿泊施設に対してどんな特徴があるんですか、それをまず最初に意見をお聞かせください。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） 町民からお預かりしているお金を投入せざるを得ない施設というのが非常に大きな特徴なのかなと思います。これが単純に営業をやめるという決断にも結びつかないであろうし、売ってしまうという決断にも結びつかないということだと思います。いずれにいたしましても、あと6年間、借入金の返済が続きます。6億3,000万円まだ借入金が残っております。それまでは吾妻荘という国民宿舎としての借入金ですから、目的外に使うことができない。例えば老人ホームであるとか、そういった意見もいろいろとお伺いもします。ただ、それができないという、丸々民間の旅館でないというのが私にとっての特色でございます。

あとは、観光であるとか、そういったようなこともございますでしょうが、この町にとっての吾妻荘というのはそういうことになろうかと思っております。

議長（菅谷光重君） ここで、途中ですが、休憩をとらせていただきます。

再開を11時10分といたします。

（午前11時00分）

議長（菅谷光重君） ただいまより再開をいたします。

（午前11時10分）

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） ちょっと補足をさせていただけたらと思います。

先ほど、ちょっと私の思い入れで申し上げてしまった面がございました。議員お尋ねのホテルとしての宿泊施設としての特色があるかということでございますが、やはり特色がないというところで、この吾妻荘の苦難の道というものがあるのかなと考えております。ただ、今まで町民が気軽に泊まれる、そして国民宿舎という性格上、料金設定も安いという中で、ずっと利益を計上し、一般会計に寄与していた時代もございました。そういった中で、今、観光客離れ、榛名山であるとか榛名湖というふうなものだけでなく、観光自体が非常に多様化をして、民間の施設がいろいろな趣向を打ち出している中で、吾妻荘はやはりこれから先に踏襲していくどころでなく、借入金の返済があるという問題があって苦慮しているということですので、特色がないというところでの苦勞が始まっておるとというのが、特色がないということですよ。

以上でございます。

議長（菅谷光重君） 14番、前村議員。

14番（前村 清君） 特徴がないということ、これは大方の人が認めているんだと思いますが、実は、ホテルといいますか、宿泊施設に泊まりまして、吾妻荘もそうですけれども、お客はどういうところで評価するんだろうと考えますときに、ほとんどのお客様というのはお金をお支払いしたときしか評価しないんです。その場合は、ずっと評価はしていたとしても、言葉で、態度で出るのがお支払いしたときなんです。自分のお金を払ったときに感じるんだと思うんですよ。そうしますと、一番肝心な部分は、ややもしますと、私、詳しく知らないんで申しわけないんですが、接客のところは委託されていませんか。それは支配人さんもお存じだと思うんですが、一番肝心なところ、おかみが出てきて、こうだと、あいさつしたとかあるはずなんです。その肝心なところを委託しておいて、それで、この施設は租税も全然払っていないんですよ。ほかのホテルだったら、恐らく同規模のホテルでしたら600万円以上の租税を払っていると思います。

いま一つは、外部委託をして経営をしてきているんですよ。何年外部委託しているか私調べてありませんが。外部委託をしてまで一生懸命努力しても投入資金が一向に減らないというような事情は、私は一つだけは、努力が不足しているというふうにご指摘をしておきたいというふうに思います。

それから、いま一つは、もちろん経営の安定を図るためにそういうふうにしたんだとは思いますが、皆さんが全員が利用しなければだめだと、町民が利用しなければだめだという発想についてはわかるんですが、あなたが今経営をしている吾妻荘は、県下でも指折

りの観光地なんです。

それと、確かに伊香保という大変関東でも有名な温泉街に近いということも一つはありましよう。でも、そのにぎやかさでなく、閑静な場所、そこに泊まりたいと言っているお客様は随分いると思います。それに対して私が調べた限りでは、同じような規模のところでは、1,000万円以上宣伝に使っているんです。1人雇えば1,000万円ですよ。ですから、宣伝の方法を間違っているんじゃないかというふうに思うんですね。

それで、不特定多数のお客さんが来て経営する施設は、確かに難しいことはよくわかりますが、さりとてこの町が経営をしていくのに、難しいから赤字でいいという結論はないんですよ。だから、根本的にお直しいただくことが重要だというふうに思いますと同時に、町長が総人件費論で私どもに展開をしていただいております。総人件費論というのは、経営をする、一つの施設を企業として経営をする立場から見れば、本末転倒だと思っています。それは、私の持論にもなりますけれども、やはり表に出る数字というのは非常に完璧に出てまいりますから、赤字だ、赤字だと言われることは非常に問題を生じるというふうに思いますから、総人件費論ではないんだと思うんですね。そこについては私はちょっと町長さんと意見が違うかもしれません。

いま一つは、ちょっと支配人にはきついかもかもしれませんが、そこで現場で働いている人が、真の情報を運営いただく長にどこまでつないでいるか、これは一番貴重なことであります。町長はふだん行っているわけじゃないですから、わからない。そうすると、顧客対そこに勤める従業員の間のことは、それはもちろんサービスなんです、そのことが町長さんにどういうふうに伝わっているのか。本当に努力してもこれはできないのか、努力をすれば何とかなるのか、これは数字的に絵にかいたもちでは、恐らくだめです。ですから、全部に共通するから申し上げているのでありまして、とかく今は、吾妻荘の議論になっておりますけれども、やはりこの町は財政難にもなっている段階の中で、そういう使われ方を平然とされるということだけは極力避ける方向をとってもらいたいし、血税をそこに使っただけでいいという結論はありません。ですから、今回はそういうことで9,800万円という数字になっておりますけれども、やはり補てんするものは企業努力なり、経営努力をやって、もっと圧縮することが目に見えて私どもに伝わってこなければ、なかなか皆さんだけでは、お互いに口先だけでやっているのではだめだというふうに思いますから、何度も申し上げますが、接客の一番重要なところを他人に任せておいて、この経営が成り立つかということがありますから、その辺をひとつお答えできる範囲でお答えください。よろしく申し上げます。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） 総人件費論という中の、もう一度私自身の中を精査して考えてみたいと思います。

それと、接客部門を直営でということですが、正職員となりますと、非常に人件費も高い。そういった中で、今現在は委託に頼っておるわけですが、もう一度見直して、その部分についての委託であっても、例えば町の直営の臨時職員という形に置きかえるなり、いずれにいたしましてもその辺の指導を徹底をするということで、ちょっとお時間をいただけないかと思います。確かに接客、それが宿の心ということには感じてはおります。もう一度それは再検討させてください。

支配人も孤軍奮闘はしており、一生懸命頑張っておるんですが、やはりその辺、おかみというのとちょっと違うかなとも思います。検討材料ということで真摯に受けさせていただきます。

議長（菅谷光重君） 14番、前村議員。

14番（前村 清君） なかなかそのところご理解いただけないのかもしれませんが、例えば管理者として、職場で、そこで何人働いているかという、例えば委託した人まで含めて数十人働いているんだと思うんですね。その人たちのコミュニケーションはどれだけとれているんですかと、確認したいんですよ。それで、その教育は支配人がするべきであるというふうに思っています。

私は、時たま、いつでもというぐらい、思いついては5時ごろ電話するんですが、ほとんどいない。土・日でも見えない。それじゃ副支配人はどうだと、副支配人もいない。何ですか、これは。土・日なんかには泊まり込みでやるようになかったら、絶対成功なんかしないんですよ、ホテルなんてものは。接客業はそんな生易しくないんですよ。こんなようなことをしているんだったら、本当に給料支払っていけない。これが私が今日、一般企業と比較したときにはそういうように思われます。ですから、少なくとも最大の努力をして、やはり顧客に来ていただいて、この町を知っていただいて、またリピーターとして来るといような接客がなければ、やっていけないということを強く町長さんをお願いをして、終わりにしていきたいと思いますが、ぜひともそういったことをきちっとご理解をいただいて、町民の血税をつぎ込むことをできるだけ少なくしていく努力については、ぜひお願いをし、副町長さんもおられますから、少なくとも吾妻荘については回数を行っていただいて、あるいは違う施設も回数を行っていただいて、十分コミュニケーションをとって運営に当たられることを切に

望んで、私の質問を終わりにしますが、お答えがあったら言ってください。

以上です。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） いろいろな角度から検討し、従業員指導、それから副町長との二人三脚で、持ち分でやっていく、そういったことも十分考えていきます。

それと、やはり外部委託という中の指定管理者制度、これにつきましてもご指摘をいただいていますので、いろんな方面から考えていきたいと思います。そういった中で、機構改革の中で、いろいろ議論はございますが、温泉センターであるとか桔梗館、それと吾妻荘は横並びに、それぞれが相談できるような形での体制をしいております。連携プレーをとって行くであるとかも視野に入れながら、検討を始めてまいりますので、よろしく願いいたします。

ありがとうございました。

議長（菅谷光重君） ほかに。

10番、大図議員。

10番（大図広海君） 先ほど来からの論議を聞いていますと、ちょっと抜けている点があるかなということなので、改めて質問します。

そもそも吾妻荘が平成7年度の当初予算で論議された段階で、当時の記憶をたどってみますと、これが吾妻町の将来に寄与するんだというような論議はまことにあったかと記憶しておるところです。ところで後日、その詳細を調べてみますと、13億円という借入金がある。建てた建物が1,300平米、また後に、展望ぶろと会議場をつなぐ通路、それと旧館の取り壊しに1億円を超えるお金が出ています。これが現実の話なんです。

そこで町長にお伺いします。

平米当たり100万円という単価が適正であるという認識があるかどうか伺っておきます。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） 一般的なRCで75万円、80万円くらいという認識がございしますが、ただ、ああいった建物で展望ぶろが上にあるとかという非常に無理な構造もございします。そういった中で、多少、平米当たりの単価が高いのか、あとは基礎が非常に地盤が軟弱というのも、昔うわさで聞いたことがございしますんで、そういったところで余計にかかったかなと。

いずれにしても平米当たり100万円ということについて、私自身も研究したことはございしません。感覚だけで申し上げました。

議長（菅谷光重君） 10番、大図議員。

10番（大図広海君） 基本的にライオンズマンションクラスで80万円程度だと、我々業界の中で一口で申しております。ということになりますと、吾妻荘の適正単価を100万円と仮に試算してみれば、300万円という数字は、坪に置きかえると、100万円という数字が浮かんでくれば、坪330万円と、これが要するに経営を圧迫している主要要因。この部分について現職町長を責めるというよりは、その全体を反省材料としてとらえるしかないと思うんですね。だとすれば、この企業会計の決算が、坪単価が100万円であれば、ちゃんと収支がとんとんのところまでいっているような数字に上がってこないと、やはりそれも理論の説得性が薄くなるかと思うんですが、少なくともその数字までには努力目標として上げてこなくてはいいない。どんな方法でその努力目標を掲げるかということになるんですが、その旨伺っておきます。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） 少なくとも減価償却費というものは、ぜひ自分たちの力で稼ぎ出すというのは、一つの目標にはなるのではないかと。それと、経費ということを考えますと、借入金利息、そういったようなものにもかかわってきますが、そのあたりが最低の目標設定ということにはなろうかと考えております。

議長（菅谷光重君） 10番、大図議員。

10番（大図広海君） その負っている金利も4.75だった記憶があるんですが、今の時代に見てみると、ちょっと負担がきつい金利水準になっています。それも、かつてそれを愛町債に置きかえて1%程度と。それを繰上返済ができないかという話も検討したら、どうもそういう約定になっていないそうだと、なかなか苦しい立場に追い込まれている、これが現実の話なんです。だけれども、これは行政の過去の結果として今現在がある。だから免責だということではない。どうやってそれをクリアするか。今、総人件費論が出ていました。これは吾妻荘だけに限らず、諸施設そこそこ合わせると何億円かに当然上がってきます。総人件費論で言うならば、どこに人を置いておいても同じだから、営業に上げるんですよというその総人件費論が是認されるならば、経営赤字は職員人件費に何がしかの責任の一端を持たせる、なぜかという、そういった行政の体質だからということ。総人件費24億円のうち何%削減してこの部分について補てんの原資にするのか、これも一つの論議だと思いますが、その検討の余地があるかどうか伺っておきます。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） なかなかそこに転嫁していくのは難しいのではないかと考えております。

議長（菅谷光重君） 10番、大図議員。

10番（大図広海君） でもないような気がするんですよね。なぜかという、企業会計の段階で、地方公営企業法で、給与は条例により定める。当然に吾妻荘も給与会計の職員の給与の条例定まっています。ただ1行で、一般職の例によると、一般職に振ってしまっているんですよね。また、採用した職員も、要するに吾妻荘の採用じゃなくて、町採用の事務職として採用した人間をそこに送り込んでいるという、この弊害も見えます。だから、吾妻荘独自で、同僚議員が質問したように、営業結果が出なければボーナス査定に即響くんだということも、またなかなか難しいかと思うんです。そこで総人件費論なんですよ。みんなで等しく負う。それで町民の負託にこたえていく、この道しか残されていないんだと思いますよ。再度伺っておきます。その方向性で歩むかどうか伺っておきます。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） なかなか難しいというお答えしかできません。

以上です。

議長（菅谷光重君） 10番、大図議員。

10番（大図広海君） なぜかという、平成7年当時、当時の論議を今振り返ってみますと、その当時の当初予算は13対6で割れたと。私の記憶はそうになっています。当時、傍聴に来ていた記憶があるので。そのときも論議が集中していたんですが、平成7年当時からこっち、その部分について、坪330万円の反省があったかという話になってきますと、どの職員からも、それは反省の言葉は聞いていない。今、結果、毎年毎年1億円の持ち出しになっている。ほかの施設も含めて、さらにこれが増大している。これをどうやって町民の負託にこたえていくかという話になると、なりふり構わずやるしかない。ただ払いしているという非難が強い人件費の中からそれを求める。理由はあります。皆さんも執行者として一体なんですよということになるんだと思いますね。ただし、これが事業が好転した場合には、その部分については、またもとに戻るといふことにはなるんでしょう。その部分では、そのチャンスというのがやはりあったほうがいいんだと思いますよ。全職員が緊張感を持って集客に努める。無駄を排除する、そういうことにもまたつながるんだと思います。改めて伺います、検討の余地が少しでも残っていたら返事してみてください。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） 余地はいつでもございます。逆の意味で言えば、吾妻荘に紹介をしてくれたら、幾らの歩合であるとかというのも、一般の旅館ではやっていることなのかもしれません。マイナスの方向にそれが出るか、プラスの方向に出るかということでございます。

ただ、吾妻荘の建設そのものに職員の責任等々があるかどうかということについても、これは十分に検討しなければいけないことだろうと思っております。基本的には、そういったところで職員給与までリンクをするという話はほとんどあり得ないんじゃないかと思っておりますが、せっかくのご提案でございますので、それなりの検討はさせていただこうかと思いましたが、いまだにありません。

以上でございます。

議長（菅谷光重君） 10番、大図議員。

10番（大図広海君） それはそれとしておいて、条例のことに关していきますと、設置管理に関する条例の中で、いろいろと不自由な条例ができています。これから条例の改正という話になるかと思うんですが、今の時代ですと、曜日によっても料金が違う。シーズンによっても料金が違う。一部屋何名利用、大体2名様以上利用幾らというような形になっています。ところが吾妻荘の場合には、部屋が大きくて、全室満室でも充足率が60%ぐらいというような実態が見えてきますので、何名様利用だったら幾ら、これを支配人に裁量を持たせるということではなくて、お金のやりとりがその根拠にきちっと明記される、それが条例主義になるんだと思います。

それで、その中に町長の裁量がなかなかフルに発揮できるようなものではない、きめ細かな条例が求められると思うんですが、その辺、その準備があるかどうか伺っておきます。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） 私は、町長の裁量は必要はほとんどないと思いますが、支配人の裁量というのは、こういった旅館業というのに等しいような企業会計では必要かと思っております。

議長（菅谷光重君） 10番、大図議員。

10番（大図広海君） そうすると、また問題がいろいろ起こってくるんだと思いますね。これは仮定の話です、ある団体が申し込みに来ました。いえ、あなたは、その割引は受けられません、またほかの団体だと、あなたには受けられます、それが支配人の裁量で行われることに問題がいろいろと起きてくる。それを明文化した条例の中で、こういった場合には割引があるのかないのか、仮に土曜日に泊まりに来た人と、月曜日に泊まりに来た人の料金格

差は、今の時代だとあって当たり前なんですよね。仮に、先ほど持っていた公の利益というか、それが町内のお金を持ってきて、吾妻荘の経営に資するため公の利益なんだという論議になってきますと、そうすると条例上で、住民の利用に対して1,000円の割引があるということは全然意味がなくなってくる。町外の人利用のほうが公の利益に結びつくんだというような論議にもなってくる。その裁量がなかなか問題の解決を複雑にする。きっちりした料金体系というのは作り直す、できたら給与体系も作り直す、ここから再スタートかと思うんですが、その準備があるかどうか伺っておきましょう。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） 給与体系はともかくとして、料金体系の見直しというのは考えておると先ほど申し上げたとおりでございます。今までの料金体系の中でもほとんど裁量というものはないという認識のもとでもございますが、これは先ほどいろいろな論議をしまいたつもりです。

議長（菅谷光重君） 10番、大図議員。

10番（大図広海君） そうすると、また論議は振り出しに戻ってしまうんですよ。支配人の説明では、この条例の施行に対して必要な事項は町長が定める、その1項があるから、料金は、町長の了解のもとに私どもでというかな、グラウンドゴルフは何千円、そういう決め方をしているんだという説明を私は受けています。かなり危ない発言だと思うんです。町長にはそういった報告はないでしょうか。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） 全くそのとおりだと思っておりますが、そのところで特段の裁量というつもりが余りないということですね。ただ、グラウンドゴルフの町民については、かなり金額的にも1,800円に近い数字ということで、その辺についてはお許しをいただけたらというふうに考えている次第です。

議長（菅谷光重君） ほかに。

2番、竹淵議員。

2番（竹淵博行君） まず、町長先ほどからご苦労さまです。

私のほうからは簡単な質問をさせていただきますが、先ほどからのやりとりの中で、町長の前向きな姿勢の中で、検討委員会をつくりというような言葉が出たと思いますが、このことについて、いつごろから、そしてまたメンバーはどういったようなメンバーで行うのかということが決まっておれば、お答えいただきたいと思っております。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） 機構改革の後にやろうというふうなつもりでおりますが、この中には、やはり住民の中から何人か参加をしていただくというのを最低線考えておるといようなことで、まだ具体的に考えておるわけではございません。お許してください。

議長（菅谷光重君） 2番、竹淵議員。

2番（竹淵博行君） わかりました。

こういったやりとりですから、なるべく早くできることを願うわけでございますが。

それと、先ほど同僚議員が言いましたけれども、私たちも含めて、また私の目の前にいる町の重役の皆様方一人一人、本当にこの吾妻荘を支えるという意識がなければ、やはり困ったもんだなというふうに感じるわけでございます。本当に一人一人がどれだけこの吾妻荘に協力しているのか。

例えば課長、端から端まで、私はこれだけ1年間協力しましたと答弁求めたいわけですが、これは結構でございます。議員も含めてそうですけれども、町長、これお願いでございますが、そういった意味からでも、ぜひともリーダーシップを発揮していただいて、今までの議員さん方の質疑もございましたけれども、それ以上に職員にも使っていただく、二百数十名の職員がいるわけですから、そして議員にも理解していただいて、やはり議員個人、個人、家族も使っていただける施設をどのようにしたらいいかということをお急ぎに検討委員会で検討していただいて、前向きな話も聞けましたので、ぜひお願いをいたしまして、私の質問とさせていただきます。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） 検討委員会の結論といたしますか、それが9月になるか、12月になるか、これはなるべく早い時点でということになりますが、まず今年度、今現在の集客もあわせて考えて、一生懸命やっていきたいと思っております。皆さん方からいろんなご提案、ご意見いただきました。そんな中で、この吾妻荘がこの町にとっていい存在であるようにというのを基本的に考えて、そして、この執行部も、そして議会の方々もご協力をいただければありがたいと思っております。よろしく申し上げます。

議長（菅谷光重君） ほかに。

13番、橋爪議員。

13番（橋爪英夫君） 大分皆さんが吾妻荘の経営の問題についてご質疑をいたしましたけれども、私も何年か前に我が村と町との合併のときに、初めての懇談会をやって、そのとき

に当時の町長さんに吾妻荘の経営をお聞きいたしました。全くそっぽを向かれて、余り細かい答弁はいただかなかった状況がありましたけれども、うわさには相当の借金を抱えて大変経営も厳しいんだといううわさを聞いておったのが現状であります。

他の議員さんが、先ほど来から相当経営の問題について論議がありましたし、私もやはりこの吾妻荘の経営については、かつてのバブル景気の時代の研修会やいろいろな利用度が頻繁なときの経営は確かによかったかもしれませんが、しかし、国民宿舎という立場の観点から、どうもホテル経営と間違っただような当時のこの町の考え方があったのではないかなと。だから13億円というような起債を抱えて今苦しんでおる。それが今の現状だということになります。他の近くの町村にも、やはり起債でもって15億円の起債を今返している状況で、非常に困っている状況のところもあります。やはり私は、それと同じかなという感覚を持っておる次第であります。

いずれにしろ、この国民宿舎をどうするか、町長さんの決断で、廃止にするのか、民営化にするのか、近い将来にやはり決めるべきだと。いつまでも引きずってこれを運営しているということは、町民に対してマイナスであるということは事実であると。ぜひ私もそういうことをお願いする一人であります。

ただ、朗報と言ってはあれですが、吾妻荘へ行って泊まってみると、また来て泊まりたいなという国民宿舎として、あの湖のほとりの大木が、多分、保安林で切ることができないのかどうか、その辺のところはわかりませんが、あの木がなければ湖がきれいに見えるし、榛名富士ももっと景観よく見える。また来てみたいなという県外のお客さんも来るかもしれませんし、そういう対応を町がしたかどうかお聞きしたいと思います。

議長（菅谷光重君） 榛名吾妻荘支配人。

榛名吾妻荘支配人（富沢美昭君） ご指摘のように、国有林の中でございまして、簡単に植物は切れないわけでございます。その中でも、下草刈り等をこちらでやっているようなことはございますが、何分、建設当時からもう十数年たちまして、当時は木もそれほど大きくなり、よく見えたんですが、現在は大変景色が悪くなってきてございます。特に大木を切っていいかどうかということについて、最近では協議をしてございませぬので、今後、改めましてもう一度申し入れをしていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（菅谷光重君） 13番、橋爪議員。

13番（橋爪英夫君） 国有林で、保安林ということになると、なかなか問題は簡単にいか

ないということかもしれませんが、ただ、下草刈りをしたくらいで、余り明確なものはないということではありますが、私は、やはりまた来たいなという湖が見える宿というのは、あの木があっては全くそのイメージが浮かばない。何度か行った中ではそういう実感がありますので、大変かもしれませんが、県・国に当たって、できるものなら、その辺のところも検討していただいたらどうかと考える。反面、廃止と民営委託、かつてはお客さん誘致のための景観をという質問で、難しいというか、あれですが、その辺のところ、町長お願いいたします。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） すばらしい提案、ありがとうございました。

どんなことでも一生懸命、よいと思ったことはやろうと考えています。早速に、営林署とまずは相談をして、営林署とはいろいろなことでも関係もございまして、早くに切れるように、またその木がどのどれであるか、ご検討なんかにもお知恵をかしていただければありがたいと思います。早速にその方向を考えてみたいと思います。

あと、議員ご指摘のように、平成7年当時はまだまだこのあたりでもバブルが本当にはじけていかたどうかの認識が非常に疑わしいときでございまして、そして、その当時は、まだまだ官公庁の県の職員であるとか、あとは県内の町村であるとかが随分、研修であるとか忘年会、そういったところにも使っていてくれた経過もございました。それが官官接待云々とか、そういったのもあったりいろいろで、やはり企業の研修も景気の動向によって左右されるというようなこともありまして、少なくなっているかのように聞いております。この苦しい時代、何とかいろんな方策を前向きに考えてやっていきたいと思っておりますので、これからもよろしくお願いいたします。

議長（菅谷光重君） 13番、橋爪議員。

13番（橋爪英夫君） 町長、どの木かと言われてもあれですが、湖畔の宿、窓から見て湖畔が見えるような景観が一番、私はまた来たいという宿になるのかなというご提案でありますので。間伐なり、全伐が一番いいんか、ちょっとその辺はわかりませんが、あの木を1本抜いたからいいと、そういうことじゃなくて、やはり湖が見える宿ということで申し上げた次第です。

以上です。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） どうもありがとうございました。またよく検討をしてみて、申し入れ

をしておきます。

議長（菅谷光重君） ほかに。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（菅谷光重君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

議長（菅谷光重君） 起立多数。

したがって、本件は可決されました。

議案第3号の質疑、討論、採決

議長（菅谷光重君） 日程第10、議案第3号 平成20年度東吾妻町一般会計補正予算（第1号）案を議題といたします。

本件につきましては、去る6月10日議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。
13番、橋爪議員。

13番（橋爪英夫君） 選挙管理委員会費と温泉センター管理費、それから農地費の3点について質問をさせていただきます。

選挙管理委員会費の中で、94万5,000円補正を組まれておりますが、裁判員制度が始まるということで、その電算の住民基本台帳システムの改修のためだというご説明を受けました。その事務処理はさておいて、この裁判員制度でありますけれども、戦後、検察審査会制度が始まって長いわけでありますけれども、この裁判員制度の周知徹底は、町でどのような考えを持っているか、まずお聞きしたいと思います。

議長（菅谷光重君） 総務課長。

総務課長（山野 進君） 橋爪議員さんからのご質問でございます。

今度、ご承知かと思っておりますけれども、裁判員制度というのができまして、民間の方も裁判

員に加われる制度でございますけれども、この制度については、当町では70名の方を候補者としてリストアップして検察庁に送るわけですが、そのシステムの一環として計上させていただきます。

ご質問の周知の方法ですが、国等の資料が当然配布物として来るわけですが、それらを逐次住民の方に周知して、徹底を図っていきたいというふうに思っておりますし、ホームページ等についても、できる範囲内で周知していきたいというふうに考えております。
議長（菅谷光重君） 13番、橋爪議員。

13番（橋爪英夫君） 総務課長、基本的にはそのような周知でよろしいかと思うんですが、できる機会をとらえて、区長さんなり、あらゆるところをとらえて、やはりこういうものがあるということを、今、新聞、テレビ等でも報道されておりますけれども、やはりなかなか浸透するというのは、新しい制度は大変だと思いますので、その辺のところをぜひお願いしたいと思います。

それから、温泉センターの管理運営の関係でありますけれども、新しい年度が始まって、4月、5月、2カ月間ありますが、ボイラーが壊れたということで260万円ばかり費用がかかりました。このボイラーは突発的に壊れたのか、当初からもう調子が悪かったのか、その辺のところ。

議長（菅谷光重君） 岩櫃ふれあいの郷施設長。

岩櫃ふれあいの郷施設長（高橋和雄君） ご質問等のことにお答えいたしますけれども、今回の温泉センター運営管理費の修繕料追加でございますけれども、今回のボイラー、それから、そのほかジャグジーバスのろ過器、それから循環ポンプ等の交換修理をお願いしているわけなんですけれども、先ほど議員さんの問いにあれですけれども、ボイラーに関しては、3月の保守点検の休館日があったわけなんですけれども、そのとき、ヒーターの熱交換機があるわけなんですけれども、その部分について温度差がなく、温度が上昇していないというような状況であったわけなんですけれども、そのところで薬剤洗浄等をしましたところ、機能していなかったというような部分がありまして、ボイラーのほうについては、給湯のほうの関係のヒーターの熱交換機を応援をいただきながら運転をしてきたわけなんですけれども、どうしても温度が上がらないような状況でございました。大変申しわけないんですけれども、当初予算の庁舎等の修繕料200万円と、それから備品等の修繕料を含めて303万円の修繕料があるわけなんですけれども、この分については緊急を要するということで、修理のほうを先にしておるような状況ですけれども、そういうような状況で緊急を要したということで、

そんな形で、今回6月の補正という形でお願いしたわけなんですけれども、よろしく願いいたします。

議長（菅谷光重君） 13番、橋爪議員。

13番（橋爪英夫君） 当初でもあったけれども、3月末にボイラーが壊れてということで、もう専行でやっているということじゃないわけですね。

議長（菅谷光重君） 岩櫃ふれあいの郷施設長。

岩櫃ふれあいの郷施設長（高橋和雄君） ボイラーのほうの交換につきましては、当初予算のほうの部分の流用で修理のほうをさせていただいたわけなんですけれども、これについては大変申しわけなく思っていますけれども、今後、十分注意していきたいと思うんですけれども、よろしく願いいたします。

議長（菅谷光重君） 13番、橋爪議員。

13番（橋爪英夫君） 燃料も高くなって、260万円という金額を、先ほど来からもご指摘があるように、町の金を使って修繕するわけでありますから、非常に1人当たりになると高いおふろになるわけなんですけれども、この温泉も経営が非常に厳しい。特別会計でなくなったので、一般会計から繰り入れはありませんけれども、この辺のところを踏まえて、ぜひ温泉センターの職員の皆さんも頑張ってくださいと思っています。

それから、農地費の関係でありますけれども、先般の説明の中で、担当課長さん、9月にももう1件というようなことでお話をいただきましたが、今回の85万8,000円は1カ所での額が、それから町全体で何カ所ぐらいやっているのか教えていただきたいと思います。

議長（菅谷光重君） 産業課長。

産業課長（高橋啓一君） 1点目の町全体の部分であります。この点につきましては平成19年度東吾妻町で6カ所地区であります。20年度につきましては、19年度の実績に基づきまして予算計上いたしまして、それと20年度のふえる部分ということで45万円ほど上乗せをさせて当初予算で計上させていただきました。しかし、20年度に入りまして、当初予算計上後に新巻地区、奥田地区、五町田地区、箱島地区ということで4地区の新たな取り組みということで、この部分につきましては、総額にいたしますと町の持ち出し分が234万600円ということでございまして、当初予算が148万2,700円ということで、差額の85万7,900円でありますが、85万8,000円のお願いであります。

9月にふえるかという部分につきましては、今現在、岡崎地区でこの取り組みについての説明会を行っております。その地区で最終的に、この取り組みをやっていこうという計画が

決定いたしましたら、6月いっぱいが期限でございますが、またその岡崎地区の部分につきまして9月の補正をお願いするということでございますので、よろしくお願ひいたします。

それと、20年度現在でありますと、今の時点で10地区でございます。岡崎がふえますと11地区ということになります。よろしくお願ひいたします。

議長（菅谷光重君） 13番、橋爪議員。

13番（橋爪英夫君） ありがとうございます。これは全く県からの予算の、口悪く言うとトンネル予算というか、そうでなくて、町も出しているということでしょうか。

議長（菅谷光重君） 産業課長。

産業課長（高橋啓一君） この事業につきましては、国が2分の1、県が4分1、町が4分の1、そして、これは協議会がございまして、県の協議会のほうにお支払いをして、協議会のほうから各地区のほうにお支払いをするという形でございますので、基本的には、各地区につきましてはこの予算の4倍の金額が各地区のほうに総額で交付になるという仕組みでございます

議長（菅谷光重君） 13番、橋爪議員。

13番（橋爪英夫君） すいません、お昼の時報がなったので、もう1点だけ。

町長さん、環境保全で地域が一生懸命取り組んで環境をよくするというので、私は大変いいことだなと思っているんですが、前にも私、村のときにお話ししたことがあるんですけども、いわゆる道路のごみの問題で、これちょっと担当が、課が違うかもしれませんが、伊香保・小野上線、今は伊香保・村上線というんでしょうか、あの街道で岡崎の信号から530メートル、語呂合わせで、ごみゼロ街道、こういう提案で、ぜひごみをなくす地域を一つモデル地域としてやったらどうだというようなお話しをしたことがあるんですが、今、あの岡崎地区の婦人会の皆さんが、新しい集まりでじろべえ会という、岡上代官のあれをとって一生懸命地域の公園の掃除や、それからあそこの県道のごみ拾いを年に何回かやってもらっておりますけれども、やはり年度当初から始まって、ただ1年間何となくやる行政じゃなくて、やはり新しい目安で、ひとつそういう職員のアイデアでも持っていて、語呂合わせでそういうものをモデル的に考えてもらうのはどうかなという考えを私持っているんですが、いかがでしょうか。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） 婦人会の方々が環境保全に取り組んでいただいているということは前から伺っておりました。本当にありがたいことだなということで、本当に心の中では手を合

わせておった次第ですが、ほかの地区でもいろいろな取り組みをやってくださっている方々もおります。そういった取り組みをやはり町全体に広げていく、そういったご趣旨かと思いますが、そういったサミットといいますか、そういった方々のボランティア団体等々の会合であるとか、そういったようなもの、それぞれのよさを披露していただくであるとか、そういった会議を催せたらすてきなことになるのかなど。もっと環境もよくなるのかなど。環境ばかりではないですけどもね。また、そうしたところにそれぞれの事業補助金であるとかというふうな制度も、それはそれで事業に対する補助金であるとか、そういったことでやって、もっと広めていただくというのも考えられるかと思います。それは、今後よく検討して、一応そういった楽しい会をしてみたいと思っています。ありがとうございます。

議長（菅谷光重君） ここで休憩をとります。

午後1時再開をいたします。

（午後 零時06分）

議長（菅谷光重君） ただいまより再開をいたします。

（午後 1時00分）

議長（菅谷光重君） ほかに。

10番、大図議員。

10番（大図広海君） 1点伺っておきます。

今回の補正の中で金額が一番大きいんですが、700万円の議会費で減額補正になっています。マイク設備の更新はしないという決定があったということは重々承知して、私もその意見には賛同しています。しかし、なぜここで減額なのか、その理由を説明してください。

議長（菅谷光重君） 議会事務局長。

議会事務局長（佐藤正己君） お答えをさせていただきます。

この件につきましては、ただいま大図議員からも、これは当然のことというふうなお話があったわけですが、減額につきましては、予算そのものがマイク設備の更新を前

提にして予算をお認めをいただいたということでございますので、マイク設備の更新をしないということになりますと、それを取り下げるといふふうに理解ができるものと思います。

以上でございます。

議長（菅谷光重君） 10番、大図議員。

10番（大図広海君） マイク設備というのは現況のマイク設備、今目の前にあるこの物体、設備ということになるかと思うんですが、ただ、時代の要請というか、私たちの手元にも条例集はCDで配られます。それで、こういった会議に及んで、手元に条例がないということになると、論議の質が幾分か落ちてきます。そういう部分で、この700万円の使い道を構内LANという形で置きかえるならば、手元にその条例が開ける設備が手に入る。

それで、どこまでをこれで設備できるかということになると、実際の見積もりの中に入ってくるかと思うんですが、LANケーブルだけ張っておいて、自前のコンピュータを持ってくる、あるいはコンピュータまでも設置しておく。これは今後、議論が煮詰まらなければいけないところだろうと思うんですが、また説明員の席にも当然にLANケーブルが張ってある。これは無線でいくかはまた別です。そうなってくると、職員については、説明員に対しては常にデスクの上に資料が入った専用のコンピュータが確保されているわけですから、それを議場に持ってきて、ケーブルをさすと。それだけで大体話が通用するかと。つたない知識だとそういう想像が成り立つんですね。

なってくると、今、ノートパソコン1台幾らで買えるか。またそのサーバーがどの程度のスペックを要求されるか、トータルで考えますと十分に700万円の中で賄い切れる。そういったものであれば、この合併補助ということに対して、議場の整備ということについて、しかも、マイク設備の更新が認められるならば、構内LANも当然認められるだろうと。また、時代の要請もそうなるんであろうし、ペーパーレス社会に貢献することになるであろうし。

それともう一つ、質問に対して説明員のほうから、今資料をそろえますとって時々休会になる。でも、その資料は説明員のコンピュータの中に恐らく入っているんでしょから、パッと流してくれれば、即座に自分の手元にそれが見える。事務の効率化も上がります。なぜここで減額なのか。そういった論議を深めないで、今、減額が突如として上がってきた。この辺の考え方を伺っておきましょう。

議長（菅谷光重君） 議会事務局長。

議会事務局長（佐藤正己君） 先ほど申し上げましたとおり、予算をとる前提がマイク施設の更新ということにとらせていただきました。したがって、その更新をしないというこ

とになりますと、当然、予算の削減というふうなところに結びつくんだろうと思います。

また、構内LANの問題、それからパソコンの導入といいたいでしょうか、その問題につきましても今ご意見を伺いました。大変すばらしい意見だというふうに私判断をさせていただきました。議員の皆さん方でそれぞれご協議をいただきまして、そういった必要性を全員がといいたいでしょうか、多くの議員の皆さん方から出てくるような形になれば、当然また町としてもそういうふうな形で、町のほうへもお願いをするような形が出てくるんだろうと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（菅谷光重君） 10番、大図議員。

10番（大図広海君） ところでこれ、論議が深まってからこの減額の決定があったわけじゃないんですね、ついこの間です。1カ月もたっていますよ、設備の更新はしないという決定があった。それは現状のマイク設備を入れかえるということではしないという意味なんです。ところで、構内LANになっても、やはりマイク設備なんですね。なぜ、デスクの上に置かれたコンピュータにマイクジャックを差す。パソコンの中にはもう既にスピーカーが内蔵されている。システムとすれば、今の現状にはなるんでしょう。そのところは置いておいて、パソコンがデスクの上にあることによって、条例を見ながら、あるいは説明員は資料を即配付ができるという利点はあるながら、その総額予算がそんなに変わらなかったら、現状のマイク設備の更新と比べてですね。それはやはり検討すべき余地があるんじゃないですか。

それともう一つが、録音が既にデジタルで行われていますので、複製がすぐ楽になる。それともう一つ、今のテープデッキは三連のアナログテープデッキですね。これが壊れると、もう既にこういうものは売っていないであるだろうと。従前から職員に説明を受けていますので、複製がすぐに楽にできる、含めると、今言った構内LANでデスクの上にパソコンを置いておくと、サーバーをきちっと用意する。そのサーバーに録音機能を任せる。そういったことで検討すべき時期には来ているんだと思うんですよ。

ついせんだって、1カ月ほど前に、設備の更新、現状のマイクの設備の更新はしないという決定を受けたら、即減額補正ということは、何ら深く考えていないということ。議会のほうにもそういうことはつながっていなかったということになるかと思うんです。その検討の余地が残されるんだらば、今回この減額補正しないほうがいいんじゃないかと。町長の考えを伺っておきます。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） すみません。今ちょっと打ち合わせをしていたのは、これ、合併の補助金、市町村合併推進体制整備費補助金というものを充当して700万円をそっくりそのまま使わせていただく予定でございました。そして、その申請期限が5月中くらい、何やらそういうようなことがあるというふうなことで、ここに載せなければいけないのかという認識で、ちょっと私自身勘違いしていたかもしれません。ただ、いずれにいたしましても、これ総務の常任委員会のほうでご検討をいただいて、このマイクの修理をやらないということだったのでしょうか、その辺のところは私の認識もなかったということではあります。

それはさておきまして、そんなすばらしいシステムが構築できるのであれば、よくご検討をいただいて、それを予算要求をしていただければ、当然ながら補正予算の中に盛り込むなり、来年の合併体制推進補助金、そちらのほうを充当させていただくなり、考えることはどのようにでもできると思っていますので、よろしくご検討いただければと思います。

議長（菅谷光重君） 10番、大図議員。

10番（大図広海君） 方向性とすれば、そのほうが望ましいかと思うんです。ところで、まだ補助申請の期限が来ているわけじゃない。そうすると、来年の予算よりは、ことしのこの700万円でそれをやったほうが、より早く実現する。場合によれば、最後列の人のコンピュータは、恐らくは傍聴席からも見えるでしょうし、どんな議案を審議しているか、なかなか理解も進むかと思うんです。あるいは、その画面を すいません、それは個人、個人画面が違うから申しわけないです。そういった形での効率化、これはいけると思います。そうするとこの減額補正は必要なくなる。そういったスピーディーさを必要とされるころなんですが、その用意があるや否や伺っておきます。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） まず、事務的にということでございますれば、今回は減額をさせていただいて、そして、そちらのほうで案が収束して、みんなでその方向に行こうということであれば、いつでも補正という手段はとれると思いますし、そのほかの手段も何やらできるかどうかはあります。いずれにいたしましても皆さんのこの議場で使われるものですので、皆様のご意見が一番大事なのではないかと。それに応じて、私どもではいかようにでも対応いたします。

議長（菅谷光重君） 10番、大図議員。

10番（大図広海君） 事務的にこれがぎりぎり滑り込みでも何とか間に合うならば、一度減額して、また補正で上げるということじゃなくて、その論議が煮詰まって、その構内LA

Nの導入はしないという決定が出てから減額でも間に合うんじゃないか。ただ、構内LANが700万円で作れるかどうかということもあわせてまた検討していかなくてはいけないと思うんですが、私の予測では十分おつりが来るんじゃないかなというところに入っているんです。そうすると、この減額補正は必要なくなるという結論になるんですが、その英断ができるや否や。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） たった今、大図議員の個人的な見解ということでよろしいんでしょうか、それを皆様にご賛成なさるのでしたら、その方向も、それはいたし方ないというふうには思いますが、その辺は、今これから修正案を私どもでつくってというところまでの意見の集約にはなっていないのではないかと、私なりに判断いたしますが。

議長（菅谷光重君） ほかに。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（菅谷光重君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

議長（菅谷光重君） 起立多数。

したがって、本件は可決をされました。

議案第4号の質疑、討論、採決

議長（菅谷光重君） 日程第11、議案第4号 平成20年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）案を議題といたします。

本件につきましては、去る6月10日議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（菅谷光重君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長(菅谷光重君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

議長(菅谷光重君) 起立多数。

したがって、本件は可決されました。

議案第12号の質疑、討論、採決

議長(菅谷光重君) 日程第12、議案第12号 物品購入契約の締結について(小型消防ポンプ積載自動車)を議題といたします。

本件につきましては、去る6月10日議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(菅谷光重君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長(菅谷光重君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

議長(菅谷光重君) 起立多数。

したがって、本件は可決されました。

請願書・陳情書の委員会審査報告

議長(菅谷光重君) 日程第13、請願書・陳情書の委員会審査報告を行います。

請願 1 号 後期高齢者医療制度の撤廃を求める請願を議題といたします。

本件については、去る 6 月 10 日、文教厚生常任委員会にその審査を付託してあります。文教厚生常任委員長から、会議規則第 75 条の規定により、引き続き閉会中の継続審査（調査）の申し出があります。

本件につきましては、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査（調査）とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（菅谷光重君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は閉会中の継続審査（調査）とすることに決定いたしました。

議長（菅谷光重君） 陳情 1 号 義務教育費国庫負担制度の国負担率の 2 分の 1 復元と教育予算の拡充を求める意見書の採択に関する陳情書を議題といたします。

本件については、去る 6 月 10 日、文教厚生常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告をお願いいたします。

文教厚生常任委員長。

（文教厚生常任委員長 加部 浩君 登壇）

文教厚生常任委員長（加部 浩君） それでは、付託陳情書の審査結果について報告を申し上げます。

去る 6 月 10 日、第 2 回定例会本会議におきまして、文教厚生常任委員会にその審査付託されました陳情 1 号 義務教育費国庫負担制度の国負担率の 2 分の 1 復元と教育予算の拡充を求める意見書の採択に関する陳情の件につきまして、6 月 11 日、午後 2 時から第 4 委員会室において、全委員と一場学校教育課長、高橋社会教育課長の出席を求めて審査を行いました。その結果を報告いたします。

現在は、義務教育費国庫負担金の負担割合が 2 分の 1 から 3 分の 1 に縮小されたことや、地方交付税削減の影響で各地方財政は厳しい状況となっております。当町も教育予算を十分に確保することが困難となっております。よって、教育の自治体間格差を生じさせないためと、きめ細かな教育の実現のため、また学校施設整備費、就学援助、奨学金、学校通学路の安全対策など教育予算の充実のため、国の予算を拡充することが必要であるという結果となりま

した。このように考えると、国に対して意見書を提出し、対策を求めていく必要があると判断しました。

よって、本委員会におきましては、全会一致で採択と決定いたしました。本会議におかれましてもよろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（菅谷光重君） 報告は終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（菅谷光重君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りします。本件に対する委員長の報告は採択です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（菅谷光重君） 起立全員。

したがって、本件は、委員長報告のとおり採択されました。

議長（菅谷光重君） 陳情2号 国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書採択についての陳情を議題といたします。

本件については、去る6月10日、産業建設常任委員会にその審査を付託してあります。

産業建設常任委員長から会議規則第75条の規定により、引き続き閉会中の継続審査（調査）の申し出がありました。

本件については、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査（調査）とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（菅谷光重君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は閉会中の継続審査（調査）とすることに決定いたしました。

発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（菅谷光重君） 日程第14、発議第1号 意見書の提出について（義務教育費国庫負担制度の国負担率2分の1復元と教育予算の拡充を求める意見書）を議題といたします。

16番、加部浩議員、趣旨説明をお願いいたします。

（16番 加部 浩君 登壇）

16番（加部 浩君） それでは、趣旨説明を行います。説明は、意見書文を朗読し説明にかえさせていただきます。

義務教育費国庫負担制度の国負担率2分の1復元と教育予算の拡充を求める意見書

義務教育費国庫負担制度は、昭和60年度以降、旅費・教材費・恩給費・共済追加費用等の一般財源化、平成16年度には中学校教職員給与費相当分が暫定的に一般財源化され、平成18年度からは、国の負担率が2分の1から3分の1に変更された。

この制度は、義務教育の機会均等とその水準の維持・向上及び地方財政の安定のため、国が必要な財源を保障するとの趣旨で確立されたものであり、これまで我が国の義務教育の水準向上に大きな役割を果たしてきた。しかし、国の負担率が3分の1になり、地方交付税削減の影響や厳しい財政状況などから、地方自治体において教育予算を確保することの困難さが増し、義務教育の円滑な推進に重大な影響を及ぼしてきている。

また、多くの地方自治体で財政が逼迫する中、少人数教育の推進、学校施設、旅費・教材費、就学援助・奨学金制度など教育条件の自治体間格差が広がってきている。さらに、教職員の「子どもと向き合う時間の確保」のための施策と文部科学省による「勤務実態調査」で現れた極めて厳しい教職員の勤務実態の改善が喫緊の課題となっている。一方、就学援助受給者の増大に現れているように、低所得者層の拡大・固定化が進んでおり、家計の所得の違いが教育格差にもつながってきている。

自治体の財政力や保護者の所得によって、子どもたちが受ける教育水準に格差があってはならない。義務教育の水準確保と地方教育行政の充実を図るためには、一人ひとりの子どもたちにきめ細かな教育とよりよい教育環境を保障するための教育予算の一層の拡充が必要である。

よって、東吾妻町議会は、政府、衆参両院議長に対し、義務教育費国庫負担制度の国負担率2分の1復元と教育予算の拡充に向け下記の事項を実現されるよう強く要望する。

記

1．教育の自治体間格差を生じさせないために、義務教育費国庫負担制度について、国負

担率の2分の1に復元することを含め制度を堅持すること。

2. 「子どもと向き合う時間の確保」をはかり、きめの細かい教育の実現のために、第8次教職員定数改善計画を実施すること。

3. 学校施設整備費、就学援助・奨学金、学校・通学路の安全対策など、教育予算の充実のため、地方交付税を含む国の予算を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年6月 日、群馬県吾妻郡東吾妻町議会。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣。

以上で趣旨説明を終わります。

議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（菅谷光重君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（菅谷光重君） 起立全員。

したがって、本件は可決をされました。

閉会中の継続審査（調査）事件について

議長（菅谷光重君） 日程第15、閉会中の継続審査（調査）事件についてを議題といたします。

各委員会において審査（調査）を実施され、それについて報告がありましたら、お願いいたします。

初めに、総務常任委員会。

総務常任委員長。

(総務常任委員長 一場明夫君 登壇)

総務常任委員長(一場明夫君) それでは、総務常任委員会の閉会中の委員会の報告をさせていただきます。

去る4月30日、午後1時から第1委員会室において、委員6名出席のもと、町長、副町長、吾妻荘支配人及び企画課長に同席をいただき委員会を開催し、所管事務調査を行いました。

最初に、暫定予算で対応している国民宿舎事業会計予算の本予算編成に当たっての執行部の説明を受け、その後、調査、検討を行いました。

基本的に、今後の施設のあり方も含めて経営の方向性が明確に示されていないことが問題視され、結果として集中改革プランに逆行してしまうおそれが強いことから、指定管理者制度等の導入により集客力のある企業に経営を任せることも含めて、早期に町として基本的経営方針を決定すべきという意見が強く、町長からもその方向で進める考えが示されました。

次に、議場のマイク設備について調査、検討を行った結果、委員会としては、当面は現状設備で対応し、役場や議場の移転も含めて必要性をしっかりと見きわめた上で整備するべきではないかとの意見が強かったことから、議員全員協議会等で委員会として提案をし、ほかの議員の了解が得られれば、今年度の事業執行を見送る方向で進めることが確認されました。

そのほか、バイオマスタウン構想についての説明を受けましたが、内容が不明確な部分が多いことから、今後、総合計画の基本計画及び実施計画や、町や議会の基本条例、さらには議会の研修視察等とあわせて、今後、調査、研究をしていくことが確認をされました。

以上です。

議長(菅谷光重君) 文教厚生常任委員会。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(菅谷光重君) 産業建設常任委員会。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(菅谷光重君) 議会運営委員会。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(菅谷光重君) ハッ場ダム対策特別委員会。

ハッ場ダム対策特別委員長。

(ハッ場ダム対策特別委員長 日野近吉君 登壇)

ハツ場ダム対策特別委員長（日野近吉君） それでは、ハツ場ダム対策特別委員会より報告をさせていただきます。

初めに、議会閉会中の平成20年6月2日、午後2時から午後4時13分まで第1、第2委員会室においてハツ場ダム対策特別委員会を開催いたしました。委員8名と菅谷議長の9名で執行部より茂木町長、関口副町長に出席をいただき、町ダム対策課に説明員として出席を求め、ダム対策の経過報告、健康増進施設「天狗の湯」本浴場の詳細設計について説明を受けました。

調査事項に入り、まず市川ダム対策課長より、平成20年3月12日から6月1日までのハツ場ダム対策事業の経過報告があり、各地区ダム対へ町ダム協の支払い方法変更の説明を行い、理解を求めたこと、3月26日に県道林岩下線の開通セレモニーが盛大に行われたこと、4月13日に松谷ダム対の総会開催以降、5月21日の太田ダム対まで各地区ダム対総会、並びに事業説明会が終了したこと、岩島地区事業の調整でクマタカの抱卵が確認され、7月まで工事中止の確認をしたこと、5月23日に松谷・六合村線橋脚工事現場で転落事故が発生した等の報告を受けました。

引き続き市川課長より、健康増進施設「天狗の湯」本浴場詳細設計について、まず事業の目的、詳細設計に至るまでの経過の説明、健康増進施設の位置、施設の配置、外観、施設の内部、地下タンク等の詳細な内容について説明を受けた後、質疑を行い、今後は産業建設常任委員会、議員全員協議会で説明を行い、建築確認の手続を進めることを確認いたしました。

次に、「天狗の湯」仮浴場の利用状況の説明、各地区ダム関連団体の対応結果の報告、町ダム対策協議会の対応について報告があり、それぞれ報告、説明の後、質疑を行い、閉会をいたしました。

続きまして、平成20年6月13日、午後2時から午後4時まで、第1、第3委員会室においてハツ場ダム対策特別委員会を開催いたしましたので、報告をさせていただきます。

委員9名と菅谷議長の10名で執行部より茂木町長、関口副町長に出席をいただき、ハツ場ダム関連事業について国交省工事事務所、県対策事務所、中之条土木事務所、町ダム対策課に説明員として出席を求め、ダム関連工事の進捗と予定について説明を受けました。

調査事項に入り、まず市川ダム対策課長より、平成20年6月3日から6月11日までのハツ場ダム対策事業の経過報告で、対策会議、事業調整、地権者対応などが行われたとの報告を受けました。引き続き、国土交通省の説明に入り、各担当課長より、町管内の用地取得の進捗状況、大場盛り土の現状、盛り土造成地線、原石山等の調査関係、県道、町道及びJR

工事の進捗状況、大柏木トンネルの進捗状況、久々戸橋の工事予定などの説明を聞きました。

次に、群馬県の説明に移り、各担当者より用地取得の状況、家屋移転の進捗状況、雁ヶ沢ランプ、松谷第2トンネル、松上歩道、県道林岩下線の進捗状況、土地改良の進捗状況、県道川原畑線の進捗状況等の説明がありました。

そして最後に、町より、溪谷パーキング工事、吾妻峡遊歩道補修、健康増進施設、建築確認許可申請、ふれあい公園計画の説明を受けた後に、ハッ場ダム事業全体について質疑を行い、閉会をいたしました。

以上、報告をさせていただきます。

議長（菅谷光重君） 地域活性化対策特別委員会。

地域活性化対策特別委員長。

（地域活性化対策特別委員長 前村 清君 登壇）

地域活性化対策特別委員長（前村 清君） 地域活性化対策特別委員会から報告を申し上げますが、おおむね概要ということで、ご理解をいただきたいと思います。

20年6月13日に委員会室におきまして開催されましたので報告いたします。

最初に、箱島地域の町所有地の有効利用という観点から、吾妻の箱島地区の現地へ行きました。それで土地をよく見させていただきまして、大変よく説明を受けました。場所は、JR小野上駅の対岸に広がる水田と宅地が分かれているところでした。約3ヘクタールの土地のうち約1ヘクタールは既に販売、利用している状況でございます。約2ヘクタールを視察をしましたが、現在はそこはほとんど草が生えて荒れ地という状況になります。これをそのまま置くのがもったいないということで議論いたしました。

町の所有の土地は、旧東村の土地に運動公園用地として購入したんだそうでございますけれども、現在は雑種地で所有しております。町所有地は、先ほど申し上げましたように約2ヘクタールでございますが、このままではもったいないということで、住宅地の造成により販売したいという意向が示されました。それによっていろいろなご意見が出されましたけれども、500坪はすぐにも買いたいという会社があるそうでございます。検討した結果、そういうことも進めていいんじゃないかということでございますが、宅地で販売をしていくにつくましても、最終的には地元の意向も踏まえて、もう既に買って住宅にお住まいになっている人もおりますので、それを踏まえて実施していくべきだというような意見が出ました。

その中で、一度にやるか、二度にやるかという議論も随分ありました。実際は、結構知識豊富な方が、一度にやらないと、どんなものが前に建つかわからない、じゃ買う人がいな

くなるじゃないかという意見もありまして、一度にグランドデザインを明確にして、地元との説明会をぜひやったりして進めることがいいだろうという、全員一致でそういう意見が出されました。

それから、その後、町長さんの先導もありまして、東地区のホテルの里も見学を少しさせていただきまして、ああ、ここから蛭が出てにぎやかになるのかななんていうので、見てまいりました。それで視察は終わりました。

それから2番は、街路事業の事業期間、要するに駅前の町づくりといえますか、そういう関係でございますけれども、それにつきましては、予定しておりましたことから6年ほど延長になりまして、事業は進めるということでございまして、26年3月31日までの6年間というふうになったそうでございます。

それから、都市計画道路変更でございますけれども、原町駅の南口線一部変更についてということでございまして、仮称ではありますけれども、吾妻大橋の歩道を片側にするという変更でございます。橋はエクストラードラメン橋でありまして、その橋は両わきが歩道でありましたが、これが片側歩道になるということで、設計変更するんだそうでございますが、一度設計を実施しているために、設計変更については5,000万円の費用が発生するが、県と町が50%・50%の割合で負担するというので説明を受けました。この設計変更につきましては、都市計画審議会後でないとならないという説明も受けました。

街路事業の見直しのための公聴会等の意見反映措置は、地元説明会を平成20年8月ごろに開催したいということでございます。実施予定は、都市計画審議会開催後を予定しておりますして、平成20年11月ごろを予定しているということでございます。群馬県の都市計画審議会は、平成20年11月が予定だそうでございます。そういったところで審議をされて脈々と進むのかということでございます。

それから、町づくり交付金事業、ふれあいロード整備、現在の駅前の渡辺歯科医院さんから原町駅までのロードが改善されるということでございます。

それから、上信自動車道につきましては、箱島 - 祖母島間について夏ごろに地元説明会を行いたいと県より報告があったということでありまして、町としては、町長からの発言でありましたけれども、箱島 - 植栗の間を強く要請していきたいということで意向を示されました。

それから、東吾妻町の地域公共交通活性化協議会の設置について、議会は議長が参加するというので話がありました。

地上デジタルにつきましては、まだ検討中でありますけれども、多くの方々がきちんと映るような町にしてほしいということでございました。

それから、いま1点は、議員の中からもいろいろ意見がありまして、大戸・萩生の国道406号線の整備について意見が出されました。道路は町民が使う生活道路、歩道も少なく、冬期間は大変危険なので、早急に改善願いたい。

それから、大戸・塩の平につきましては、道路の凍らない装置が指定でなければなかなか改善されないということもありました。

それから、県道原町・下沢渡線の整備について、早期に実現をしてもらわなければ困る、かなり危険だというような意見もありまして、強く要請してほしいということで町長に申し入れをしてあります。

そういった皆さん方がいろいろご審議をいただきまして、また地域の活性化に資するものというふうに思っておりますので、以上で報告を終わりにいたします。

議長（菅谷光重君） 議会広報対策特別委員会。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（菅谷光重君） 以上で各委員会からの報告を終わります。

次に、次期定例会までの閉会中の継続審査（調査）事件について、お手元に配付のように各委員会から申し出がありました。

お諮りいたします。各委員会から申し出のように、閉会中の継続審査（調査）事件として決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（菅谷光重君） 異議なしと認めます。

各委員会の閉会中の継続審査（調査）事件が決定いたしました。

町政一般質問

議長（菅谷光重君） 日程第16、町政一般質問を行います。

青 柳 はるみ 君

議長（菅谷光重君） 4番議員、青柳はるみ議員。

（4番 青柳はるみ君 登壇）

4番（青柳はるみ君） 4番、青柳です。議長の許可を得ましたので、私の一般質問をさせていただきます。また、二、三の資料も用意しましたが、議長の許可を得ております。

今回の質問、提案は、子育てガイドの作成であります。

町の子育て事業がたくさんありますが、子育て支援サービスの紹介とか、子育てガイドというような小冊子をつくっていくことはお考えでしょうか。広報、お知らせカレンダーを毎月配布していただき、とじて壁にかけられるように配慮もなされ、また色分けされて大変わかりやすい、自分に関係するものは色別に見るとすぐわかり、重宝されております。日常これは大変便利です。また、広報でも、その時々、子育て支援に関するものを載せていただいておりますが、いざというときに、どこに出ていたか探すのは大変だと言われます。

そこで、人生の始めから、すなわち妊娠から18歳までの支援をまとめたものを用意できたらと考えております。3月議会に不妊治療の助成をお願いし、一般不妊治療は町でこれから考えていただけるという答弁をいただきましたが、特定不妊治療、すなわち体外受精と顕微受精は県で助成しております。このような妊娠に関することから始まり、妊娠届、出産一時金をもらうにはとかの各種手続、近隣の病院、子供の病気の時、看護師や保健師が電話で症状を聞いて、家庭で介抱できることかどうか、どういう医療機関に行けばいいのか、すぐ救急車を呼ぶべきか相談に乗ってくれる「群馬子供救急相談」の存在も、子育てガイドブックを見ればすぐわかるという場所、連絡先を明記して、すぐ使えるようにしていただきたいと思っております。

また、他地域から嫁いできたり、越してきたりで、地域になれていない人をつくっている子育て自助グループの存在も余り知られていないようです。常に20組以上の親子が楽しんでおられます。地域の子育てを応援するファミリーサポート、キッズクラブなど、そろそろお友達と遊ばせたい時期に出かけられる場所を知らせられるようにしたいものです。

また、急に子供を預かってもらいたいとき、ひとり親の家庭や、お母さんの自立支援、JR通勤定期券の割引制度など、こんなときどうしたら形式の、知っていれば安心の子育て支援の紹介、障害のある保護者の子育て支援、子供の各種相談、年齢に応じた遊び場、進学する子供さんの育英資金の紹介、また町民相談を受ける中で、これはきょうお話しすることを許可を得ていますが、あと2カ月で高校を卒業するが、急な家庭の事情で授業料が払えない。

卒業できなければ、せっかく決まっている就職もだめになってしまう、こんな相談がありました。銀行でも借りられず、手だてがない中、担当職員があちこち当たって、一緒に悩んだ結果、福祉資金の中から借りられ、無事卒業、就職することができました。相談することもなくあきらめてしまえば、この子の人生が変わってしまったかもしれません。

また、子供にかかわる税金の軽減、申請すれば控除の対象になるもの、例えば歯の矯正のような、割合と多くの子が発達段階で不正咬合の治療を受けていますが、保険の適用ではないが、申請すれば医療費控除の対象になることを知らせることなどお願いしたいと思います。

保護者が子育てを通して生きがいを見出せるよう、子供が元気、親が元気な町の一つとして安心の子育てガイドブックの作成を、多くの課にお世話になるとは思いますが、お願いいたします。

郡内で子育てガイドがあるところと探しましたが、なかったものですから、近隣の市に出かけていきまして、沼田市と、渋川市は先週配られたばかりだそうですが、これをいただいできました。こういうのを参考にしていっていただければと思います。

以上です。

議長（菅谷光重君） 町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

町長（茂木伸一君） 青柳議員からのご質問で、子育てガイドブックの作成についてということで、さまざまな資料をご提示いただいた中で質問していただきました。

妊娠を知ったときからお母さんの子育ては始まるということになりますが、うれしさと不安が交錯した状態ではないかと思われます。出産の前後は保健面での支援が重要であり、成長とともに福祉面での支援が必要となってまいります。町では、妊娠の届け出により、保健センターにおいて母子健康手帳を交付し、その後のさまざまな相談に応じております。出産後は保健師により4カ月までの新生児の全戸訪問を実施しておりますが、その際にも育児相談などを受けております。子育ての不安をなるべく解消できるように、いろいろな機会をとらえて支援を行っているところではございます。

議員ご質問の子育てガイドブックについては、作成はしておりません。現在は個々のサービスの概要等をお知らせするとともに、町のホームページに掲載をしているところでございます。

ご指摘のような子育て支援関係サービスが一覧になったガイドブックは、転入者のみならず、非常にすばらしいものだと考えます。「妊娠したら」から始まり、出産後の乳児健診や

保育所、幼稚園利用などの情報、さらに各種手当などの経済的支援までを網羅したガイドブックを早期に作成をしたいと思います。

私どもでも、ほかの自治体からのお手本のガイドブックを取り寄せて検討を始めたところでございます。

よろしく願いいたします。ありがとうございました。

議長（菅谷光重君） 4番、青柳議員。

4番（青柳はるみ君） ありがとうございます。

ちょい得パスポート、子供さんたちがもらっているパスポートなんですけれども、そういうことのお店で使えることとか、あと沼田のこれを見たところ、やはり東吾妻町から沼田のほうの病院に行くことも多いし、渋川市の病院に行くことも多いんですね。ですから、本当に以前よりも広域にわたって病院に行くことが今子供たちは多くなっていますので、どういふところに行ったらいいか、これに出ているものですから、これを見れば本当によくわかって、安心だなと思いました。お手数おかけしますが、各課でいろんなお知恵をいただいて、つくっていただければありがたいと思います。

ありがとうございました。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） 保健福祉課、保健センター、それから学校教育課、そういったところが中心になってつくっていくような形になるうかと思いますが、一生懸命、お母さん方の不安を解消するためであるとか、住民の方々の利便性に貢献できるようにしていきたいと思えます。

なお、蛇足ではございますが、この東吾妻町の「暮らしのガイドブック」というのが、これが合併を機会に皆さんのご家庭に配られております。これ、青柳議員のご提案の子育てガイドブックを住民全体の方に当てはめたらどうなるんだろうということで、暮らしのガイドブックあったらいいよねと考えてみましたら、ちゃんとありました。ただ、これもやはり情報として古くもなっておりますので、これほど立派な形でなくても、ざら紙でも印刷をして改訂版をつくっていくとか、そういったことも考えていきたいと思えます。

こういったご提案をいただけると、ほかに波及ができたりすれば、もうちょっといいのかなと思って、蛇足ではございましたが、お答えさせていただきました。

どうもありがとうございました。

議長（菅谷光重君） 以上で青柳はるみ議員の質問を終わります。

ここで休憩をとります。

再開を2時10分といたします。

(午後 1時58分)

議長(菅谷光重君) 再開をいたします。

(午後 2時10分)

前村 清君

議長(菅谷光重君) 続いて、14番、前村清議員。

(14番 前村 清君 登壇)

14番(前村 清君) 通告に従いまして町政の一般質問をしたいと思います。

私は、最近、大変うれしいことがありました。なぜかと申し上げますと、国レベルでもっておいしいお米を減反しなくもいいであろうという発言がありました。私は、20年来、減反政策には真からの賛成はあったことはありません。

それは、農村は国策に沿って、つくりたい水田の作付までお上の指示に従わなければならず、また、農家、農産物は国際競争のはざまにあって犠牲を強いられてきたのが現状であります。おいしいお米、あるいはそうでないお米の地帯も平等に減反し、おいしいお米を求める消費者のニーズも無視され、おいしいお米の不足により、米離れを加速いたしました。

そうした農業政策が続き、荒廃農地を拡大し、また地方財政にも影響があるやもしれないなど、つまり補助金を盾に町やJAに働きかけ、農家の誘導を図ったといっても過言ではない。時を重ね、社会も成熟し、人々も成熟し、その中であって全く使い古された言葉ではありますが、農村社会は少子・高齢化、過疎化が進み、経済は脆弱し、地域の再生すら危ぶまれるほど深刻な問題を農村社会は抱えております。

今日、諸外国に依存してきた食料は、農薬による食料汚染の輸入問題や、世界的な食料不足による穀物の値上げ、食料自給率に激震を走らせ、また激震を招き、荒廃した農地の復旧が叫ばれるが、農家はその力を蓄えていないと言っても過言ではありません。

また、石油製品の相次ぐ値上げ、家族のきずなさえ奪うかもしれない後期高齢者医療制度や、年金に対する不安など、町民の生活は極めて苦しい環境下に置かれております。平成12年、地方分権が始まり、国と地方自治体の上下関係が水平の関係になったと言われている。しかし、財源の一極集中はほとんど変わりはありません。今日、地方自治体は、事あるごとに自主財源確保のために制度改革を唱えていると聞きますが、地方財政の貧困の中であって、政策は住民が決めると言います。それは、住民の距離が短い分だけ、地方は自治体の監視の目もあり、改革が進むものと理解されます。問題を解決していくそのキーが、地方自治体に隠されているということのを再認識したいということでもあります。

国は、地方から変えることができると思います。今こそ新たな農村のPRに町長さん、最適な時期だと思いますが、いかがですか。地方自治体が行うほとんどの業務が行政サービスという言葉で言い尽くされるとと思いますが、新たな行政サービスを求めて、何点かに分けて質問してまいりたいと思います。

まず1点目、町長さんをご存じのことと思いますが、町民に対して幾つかの公約を掲げ、町民と約束したものがあられると思いますけれども、公約の達成状況はどうでしょうか。

それから、いま1点目、事務事業の評価システム、私の計算では、やや多い。つまり町の職員は26町村の職員数の平均値よりは67名くらい多いということがわかっております。そういうことを前提に考えますと、システムの導入により意識改革の一番よいときとっております。

町の行政改革と自治体の存在意義でありますけれども、組織は、個人をつぶすところでないという前提でお尋ねをします。それはどういうことかといいますと、個人のアイデアを生かして新たなアイデアを当町においては進めていく行革が大きな課題と存じます。行政改革の第一歩はあいさつから始まると言っても過言ではありません。そのような日常の生活が組織の改革につながり、制度や決まり事を変えて、時代のニーズに適合させなければ、その自治体の存在意義が、あってもないようなものと理解されてしまいます。いかがですか。

重ねて質問させていただきます。自治体の能力と自治体の存在意義、地域のことは地域で決める能力を持っているか。私は、自治体の第一の条件は、その自治体に能力があるかないかであり、よい人材、財源、規模が必要となってくると考えられますが、その点、恵まれている時期ではないでしょうか。

行政の効率性の追求については、当たり前なのですが、住民が支払った税金だから大切に使わなければならないという意識を持たせ、無駄のない税の使い方を指示していくことが

大切です。どのような意識改革を求めているのか、コスト意識について町長さんはどう考えておりますか。そして、仕事の生産性・合理性の追求については、職員の意識改革が基本であると思いますが、どう進めますか。

行政政策が町民のニーズを的確にとらえていると思いますか。例えば、町が委託しているバスが運行しております、町の中に。ほとんどわずかの人数しか乗らずに走っております。これが便利なのか。しかし、そこに使われたお金は5,356万円を投入しておるんです。改善計画はあるのでしょうか。

それから、行政業務のコンビニエンス化、公民館での土・日営業について、多くの若者は企業で日夜を問わず懸命に働いています。生活に必要な許認可はほとんど自治体にありますが、役場が土・日に開いていないので、行きそびれてしまう不便さを感じています。よって、中央公民館や保健センターなど、それに限ることはありませんが、ぜひとも土・日にあけていただき、町民とのコミュニケーションを図っていただきたいと存じます。

行政サービスは町民の福祉に供することが第一であろうとは思いますが、榛名吾妻荘の利用状況は、先ほど来も十分検討されましたけれども、町民は約13%で、その他は全部地区外となっています。しかしながら、町税を起債返済のためと1億円強と多額に投入されている経費が依然として続けられています。温泉センターも同様であります。また、地域の要望に沿った形で三島に温泉施設が計画され、建設予定となっていますが、ダム下の町として長期間の維持運営に必要な資金の予算化はどうなっておるのでしょうか。将来を見越した抜本的な改革のマスタープランはと思うのであります。

大体以上のことでありますが、何点かに分かれてご質問いたしましたので、ぜひ、お時間の関係もあるでしょうが、的確にお答えいただきますことをお願いいたします。

議長（菅谷光重君） 町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

町長（茂木伸一君） 前村議員から行政改革公約等々についてご質問がありました。

まず、1点目の前、農村のPRをするのは今こそが最適な時期ではないかとのことでしたが、全く同感でございます。農村が疲弊している中で、どのようにこの農村を、中山間地を建て直していくかというのは非常に大きな問題で、明確なこれはというふうなことはなかなか申し上げられませんが、議員おっしゃるとおり、今、食品の農薬汚染の問題であるとか、あとは値上げの問題、それからバイオ燃料のこれからということで、食料自給率がこれほど下がってしまうというのは非常に問題な時期だということを国民が認識をし、前向

きにとらえていただくということが、この中山間地における農業というのを、もうちょっと頑張ったら成果が出るという形にできる可能性はあるなど考えております。

続きまして、行政改革公約の達成について、具体的に8項目にわたるご質問をいただきました。項目ごとにお答えをしたいと思います。

1点目の公約の達成状況でございますが、実現できたものとしては、義務教育期間中の医療費の無料化であるとか、学童保育の設立支援など、なかなか思うように進んでいないのが実情ではございます。しかし、財政面では、予算編成時に真に必要なものを予算計上しつつ、徹底した経費の削減等を実施をいたしました。また、退職者の不補充による総人件費の抑制など、健全財政化に向けた成果は数字上でもあらわれております。公債費関連の歳入歳出を除いた基礎的財政収支、いわゆるプライマリーバランスでは黒字を毎年度確保しておりますし、他の数値も改善されている状況ではあります。

平成18年の単年度収支という形で考えますと、2億円が計上をされております。そして平成19年の単年度収支では約1億6,000万円の黒字、合計をいたしまして、平成18年、19年の2カ年間で3億6,000万円の積み立てといえますか、黒字ができる、そういう形になっております。

2点目の事務事業評価システムの導入でございますが、まず職員数の多さ、これは合併のためにやむを得ないということでお考えをいただけたらと思っております。ただ、その職員に効率的に仕事をしていただくということ、そのためにも事務事業の評価システムの導入ということであろうかと思えます。この時期をとらえ、評価システムの導入も検討をしていきたいと思えます。

それと、職員数でございますが、多いという認識は全く変わりませんで、定年退職の不補充という形で、これから先も職員数の削減、そして人件費の削減は続けてまいりたいと考えております。

3点目の町の行政改革と自治体の存在意義の件でございますが、お話の中で、行政改革の第一歩はあいさつからおっしゃっておられます。まことにそのとおりで、今さらあいさつからのご指摘を受ける体質はお恥ずかしい限りではございます。自治体としてはサービス産業であるとの認識をしっかりと持って、あいさつはもとより、町民の目線と自治体職員としての自覚、さらにはコスト意識等の徹底を図っているところではございます。もう一度、さらに徹底をしていきたいと考えております。

4点目、自治体の能力と自治体の存在意義でございますが、確かに地方分権の改革が始ま

り、地方にできることは地方にと言われております。自治体に置きかえて考えてみますと、同様に地域でできることは地域内で判断して決めていただくことが地域力の回復、そして活性化につながっていくと考えます。そのための指導であるとか、協力体制は積極的に行っていきたいと考えているところであります。

また、事業の進捗情報が一目でわかる事業の在庫状況ページはあるのかとのご質問でございますが、総合計画の実施計画部分がこれに相当するかと考えております。基本構想についてはご承認をいただき、関連する基本計画、実施計画は16日の議員全員協議会でおつなぎしたところでございます。今後は、事業の進捗状況がわかりやすいような形で開示していければと考えており、そして、この進捗状況をチェック、検討をする会議を開催していくつもりでございます。

5点目の行政の効率性の追求についてでございますが、自治体の仕事をしていく上で職員の意識改革は、ご指摘のとおり大きなウエートを占めております。特に住民の方々からお預かりした税金については、効果的に、しかも無駄のないような使い方を心がけてはおります。具体的には、予算編成会議などにおいて、税金など貴重な財源については公平性・妥当性などを考慮し、有効な運営を図るとともに、町民の立場に立った仕事を心がけるよう、また職員一人一人が慣例・慣習にとらわれず自己研さんに励むよう指導をしているところでございます。

6点目の住民のニーズを的確にとらえていると思っておりますかとのことでございますが、現時点では、行政区長さんとの懇親会や地域審議会など、直接お会いする場合とインターネットのメール書き込みなどを通じて、幅広い意見を聞くなどして住民ニーズの把握に努めているところでございますが、なかなか的確にとらえていると申せる状況ではないかとも考えて、いつも幅広いご意見をお伺いしようということに努めているところでございます。

なお、ここで路線バスの改善計画はとのご質問でございますが、地域公共交通の衰退は、子供たちやお年寄りの足を奪うことになり、ひいては地域の衰退を引き起こすことにつながっていくと考えております。高齢福祉社会、地域のコミュニティの復興といった豊かな社会づくりに向けた課題の解決には、地域での生活手段の再生がなくてはなりません。地域再生、活性化及び過疎対策の基本に生活交通の維持が位置づけられるべきと考えております。

町では、昨年10月に施行されました地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき、5月29日に法定協議会であります東吾妻町地域公共交通活性化協議会を立ち上げ、計画を策定し、公共交通網の再編を図りたいと考えております。

公共交通網については、安全性を確保しつつ、なるべく経費を削減し、特に高齢者の目線に立った、自家用自動車による移動に比べて遜色のないドア・ツー・ドアのシームレスな運送サービス等を考慮し、効果的な公共交通システムの構築を整備していきたいと考えております。

続きまして、7点目、公民館等の土・日開館についてのご質問でございます。

土・日がこの役場が閉庁しているために、用事がやりにくいということでの土・日開館ということもあわせてということでございますが、先日、電話予約制を始めました。これは役場開庁時間内、8時半から5時半までの間に電話で予約をしていただくと、宿直の者がその住民票なり印鑑証明なりを預かって、そして夜間でも、できたら午後8時ぐらいまでに宿直室まで取りに来てくださいというものでございますが、これもまだ始めたばかりなので、まだ実績等々はわかっておりませんが、また便利な一環かと思えます。

しかし、この1階に置いてあります夜間受付の窓口がもうずっと前から設置されておりますが、設置されてから今日まで、夜間受付窓口については使われたことがないということで、今度、電話予約システムに変えたということをご承知おきいただけたらと思えます。

さて、中央公民館についてでございます。中央公民館を初め、各地区公民館とも同様でございますが、地域の方々が土・日及び祝日に利用になれる場合は、施行規則において3日前までに申請していただければ可能となっております。参考までに、利用できない日は、国民の祝日の翌日と年末年始となっております。

これまでご利用されている団体等から、平日同様に開館していただきたいとの要望も特にございませんでしたが、今後の検討課題とさせていただきますと思います。

保健センターでございますが、レントゲン検診については、ことは6月19日から7月18日までの22日間実施をいたしますが、うち2日間は日曜日に実施予定ではございます。この保健センターの土・日開館という発想は、実は私どもは全くございませんでしたので、新しい発想だというふうなとらえ方をさせていただきますと、早速、土・日に保健センターを開館するということを検討をさせていただきますというふうを考えております。

先ほどの青柳議員の子育てガイドブック、そういったところでも保健センターの重要性というものは十分に認識しておりますので、住民ニーズ、お母さん方のニーズ等も調査した上で、先ほども役場はサービス業だと申し上げたところでございますので、検討させていただきますと思います。

8点目、行政サービスは町民の福祉が第一であるとのことでございます。吾妻荘や温泉セ

ンターなどの町民の方を含めて不特定多数のご利用を図っている独立採算制の部門については、使用料等で賄うのが筋ではございますが、現実には、議員ご指摘のとおり一般会計から多額の投入をしており、いかにして繰出金を圧縮するかが課題ではございます。三島地域に予定されているダム関連温泉施設の建設とダム下の町として長期間の維持運営についてでございますが、議員ご承知のとおりと思いますけれども、昭和27年に利根川改修計画の一環として調査に着手いたしました。その後、昭和45年には実施計画調査から建設に移り、ハッ場ダム建設構想となったわけであります。

当時、ダムサイトは吾妻町内に計画されておりましたが、名勝地吾妻峡を保護・保全する立場から、昭和48年には約600メートル上流に移し、長野原町内となったわけでございます。既にこのときから税と言われる措置が当町に入らず、当町の先人たちはその他の税たる何かを求めらる中で、ならば発電所建設を当町に建設をと陳情、要請、要望を繰り返し、昭和60年12月には群馬県から将来課題として実現に努力するとの回答をいただき、その後平成18年度まで建設陳情を行ってまいりました。

ところが昨年12月に発電所建設場所はダムサイト内と発表があり、またしても税たるものが長野原町に移ってしまいました。町といたしましては、ハッ場ダム建設は東吾妻町と長野原町の2町にまたがる認識の中で、町議会、ダム対策特別委員会、産業建設常任委員会の委員の皆様方と検討し、再度、町内建設要望を行うとともに、建設実現困難な場合には、後世にわたる地域貢献へつながら恒久的措置、つまり今度こそ税たるものを逃さぬよう行動を起こし、調整をしているところでございます。

ハッ場ダム完成後の「ダム下は栄えたことなし」の悪しき言われを、ハッ場ダムでは絶対繰り返さぬよう、また議員ご質問のご心配をなきよう、将来を見越して対応していきたいと考えております。

最後に、町全体の行革の見通しはとのことでございますが、先ほど来協議された施設関係につきましても、今後、指定管理者導入や用途がえなど、さまざま前向きに考えて検討をしておりますので、よろしく願いいたします。

議長（菅谷光重君） 14番、前村議員。

14番（前村 清君） 大変丁寧にありがとうございました。特にダム下の町に対する町長答弁につきましては、非常に懇切丁寧にご説明をいただきましたので、その件につきましては、私はお礼を申し上げたいというふうに思っております。その他がなおざりだということを申し上げているんじゃないかもしれませんが、それに近いものもあります。

それで、ちょっと質問をさせていただきたく存じますが、まず、町長さんの公約は、これ公約じゃないと言っていますが、なるべく達成するように努力してください。

それから、人は、役場の職員がほとんど行政サービスに携わっているんで、行政業務の職員としての日常の自覚と研さんというものにつきましては、大変大切にしていかなければならないというふうに思っております。そのことについては首長の改革に取り組む姿勢がかなり見えてはおりますけれども、職員の仕事への向上心については理解ができないと思うような場面に、私は何度も遭遇しております。そうしたことから、職員への指揮命令として、モチベーションの高揚が最も重要な作業の一つであると。町長さんの仕事はそういうことなんじゃないかと思うところもあります。

それと、町長さんの下には何百名かの職員がおりまして、一つの組織になっておりまして、その人たちがどう行政サービスのために動くかということが大きな課題の一つなんです。ですから、少子・高齢化の進む当町において、行政サービスの新たな手法として、新たというか、古いかもしれませんが、職員からの提案、つまりアイデアの提供などがどのくらいあるんでしょうか。それは、町長さんも取り上げているんでしょうか。もちろん職員のやる気を起こさないようなことは一言も言っていないだろうと思うんですが、いろいろお伺いしたい。

それから、首長は職員の仕事をどのように見ているか。業務の対価として報酬はいただいております、給料といったほうがいいんですか、もらっているだろう。しかし、その給与は目に見えるものと見えないものがある。それは能力・仕事・成長の3点が挙げられると私は思っています。職員皆様にお尋ねください、仕事の報酬とは何だと思えますかと。答えによれば、将来に大きな分かれ道になるとは思います。能力はサービスに対する技術が磨かれ、紛れもない仕事の報酬ですが、仕事は結果として与えられる報酬で、すばらしい仕事を残した報酬でありましょう。成長は、自分が磨かれ、成長する最高の報酬というふうに私は理解しています。恒久的に、しかも将来にも続く行政業務は、町民の規範でなければならないと私は思っております。能力の発揮は、よい仕事をし、一生懸命にやれば自分が成長できると理解される人は、職員の中にどのくらいいるんでしょうか。自分に投資できる人がどのくらいいるんでしょうか。そうした職場の雰囲気づくりこそが首長に課せられた命題というふうに私は思います。

また、行政の効率性についても、先ほど来からお答えいただいておりますが、町の施策あるいはまた、そういったおつなぎする事項を掲載し、詳しくインターネットをご利用くださいと常々町で言われますが、それでは、この町でインターネットがスムーズに使える状態に

なっているのでしょうか。恐らく私の生まれた旧坂上のほうであります、そちらではそんな簡単に使えないようです。その整備は、孀恋では既に済んでいると聞いております。情報通信が整備されている東吾妻町というようなタイトルになりたいというふうに私思います。

それから、お答えいただきましたドア・ツー・ドアのシームレスと、こんなの何だかわかりません。運送サービスと言いますけれども、よく理解できません。高齢者で町の主要道路から離れた地域では、買い物や病院に行きたいと思っても、家族の都合で、お年寄りの人が病院に行けない、買い物に行けないということが多くあり、電話一本で送迎してくれる便利な、安価なコンビニエンスカーなどを計画してほしいという声が多く聞かれるんです。また、駅北口のロータリーは多くの町民が怒っています。何でこんなに金かけたんだ、いや、金があるからかけたんだ、そんな回答をしますと、大変おしかりを受けるんです。そうじゃない、もっと我々はこういうことを考えているんだよというふうな意見も聞きます。そうしますと、少なくとも町民に公開を持って事業をするときには、もっとシビアに議論をすべきじゃないかというふうに思うんです。バスが1台回るために半分使った、こんなのがあるかと、かなり言われます。言われますけれども、私が答えることはできませんから、いいのできたでしょう、きれいでしょうという話ぐらいしかできないんですが、実は有効に使ってほしいという声があるんであります。

そんなことがあるもんですから、ぜひ町長に、その辺についてつけ足して、適切なお答えをいただけますか。お願いします。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） 最後の駅北のロータリーの件からご答弁を申し上げたいと思いますが、町づくり交付金事業の中で、5年前からずっと計画をしてきた事業でございました。あれをロータリーでなく、ただの広場ということも、そして予算面でも1億何千万円かという予算を構築をしてありました。これは、私も町長就任以来、何とか単なるロータリーでなく、もっと利便性の高い、町民にとって理解いただくということも実は考えてもまいりましたが、やはり総合的な町づくりという中で、回遊歩行動線であるとか、それから福祉ふれあいロード、駅から日赤に行く道路の設計、政策、街区公園、そういった中で総合的に考えてきた中で、やはり大型バスが回転をするロータリーということが最低でございました。ならば、白線だけを引いて、歩行者と自動車路の区別をしようということも考えました。ところがそれは、やはり交通弱者の安全というものから、どうしてもそれは、新しくつくるものに対しては認められないというような形で、結果的に、あのロータリーについては、予算の中では非

常に安くして、そしてその隣の空き地も、当初は予定になかったものですが、30台ほどの駐車場をつくって、同予算よりも結果的には金額が少なくてできたということでご理解をください。

今現在の利用率というのはまだまだ少ないという認識ではございます。あそこのところに花を植えてくださったグループの方々もいらっしゃいますし、非常にきれいで立派に見える、お金も非常にかかっているように見える、その辺のところを皆さんのお力でまた有効に利用していただけたらありがたいというふうに思います。これはちょっといい答えではないかなとは思いますが、そんな事情があったということでご理解いただけたらありがたいと思います。

さて、職員のモチベーションの高揚を図る、そういったことの観点から提案制ということも含めてお答えをしたいと思います。確かに職員のモチベーションの高揚を図ることが、私自身、上手でないと思っております。それには、まず、それぞれの目標設定というものが足らなかったということで反省をしておりますので、それぞれのところにちょっとだけでもグレードを上げた目標設定ということをこれから新しいシステムの中で考えていただきたいと思えます。職員一人一人が今までの習慣であるとか、そういったものにとらわれずに自己研さんに励むような、そして、議員おっしゃるように、自分に投資をしていく、そういったようなシステムをこれからもっとよく構築をしていきたいと思えます。

職員一人一人の資質というもの、それと本来的に考えておることというのは、情熱もありますし、仕事に対する真摯な面もでございます。そういったものをもっと十二分に引き出せるようによく徹底をしていくようにやりたいと思えます。

あとは、インターネットをごらんくださいと、つい言ってしまいます。それは、この4月からインターネットの容量をふやしたりしてインターネットを再構築した中で、なるべく皆さんに使いやすいインターネットにしたいし、なるべく気軽に触っていただきたいという考えもあるからでございます。基本的な、皆さんに対する、住民に対する周知徹底というものは、基本的には区長さんを通じての配布物であるとか、そういったようなことをまずやっていって、そしてもっと詳しく知りたい方にはインターネットをというつもりでおりますので、特に議員各位におかれましては、もっと詳細な情報ということが必要なこともあろうかと思えますので、インターネットという表現を使ってしまっていると思えます。

孺恋村のように、情報通信網がすばらしいものが引ければいいんですが、まだこれを引けるだけの力は今現在まだつけていないなと思っておりますが、いずれそういったことも可能な町にしたいと思えます。

それと、ドア・ツー・ドアの手法によるシームレスなど、シームレスというのは、ストックキングのつなぎ目のない、ドアからドアへと。例えばご自宅のドアから何とか商店、病院のドアまでという、ドアからドアまでつなぎ目がなくタクシーのように行けると、そういう意味でございまして、そこまで本当に一人一人の方に対してできるかどうかというのは、これからまだまだでございますけれども、議員と同様に、その理想を目指して、これからの公共交通を考えていくと。今までの路線バス方式というのはどうしても空バスが走ってしまうんだと。週に1回でもいいから玄関から玄関へと。行きも帰りもと。それも一つの方法ではないと考えておる。

いずれにしてもこの協議会においてご協議をいただいて、その結果を、答申を真摯に受けとめて、この町の公共交通の利便性に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（菅谷光重君） 14番、前村議員。

14番（前村 清君） 残り時間なくなるので、すぐ終わりにしなければいけないと思いながら質問するんでありますが、どうも聞き取れない部分が若干見受けられます。

行革が一番のねらいで質問をしているんですが、私の言い方も悪かったかもしれませんが、合併した町村でありますので、交通や通信手段の発達、それから買い物など日常生活における町民の行動範囲、これはもうかなり大きくなって変化をしているんだと思うんです。もちろん町村の枠を超えて拡大しているものだと。

行政を取り巻く環境は常に変化し続けている。こうした変化に伴って、行政に対する町民のニーズもかなり広く要望してくるということになりますので、そういったものが的確にとらえられるような町の体制といいますか、それをつくっていかねばならないというふうに私は思うんですね。ですから、東部では1カ所だけの合併でございましたけれども、合併した町として将来構想というものが基本構想にはうたわれましたが、どうしていくのか。その中で私は、行政サービスの高度化や多様化への対応というのが一番課題になるんじゃないかなというふうに思うんです。重点的な基礎整備の推進や町づくりの展開はどのようにするのか。効率性も一つ含めてお願いをしたい。

何度も申し上げたいと思うんですが、住民の利便性の向上の施策としては、先ほど町長さんは、前向きに検討してくれるという話をいただきましたんで、非常にありがたいと思っておりますが、住民が利用しやすい体質、土・日営業も含めてであります。あるいはまた職員が帰りには持って行ってやるとか、やはり多くの地域の町民が、いま少し役場に近づける

というような状況が必要ではないかと思うんです。それには公民館だと申し上げただけなんです。だから、役場のところでも日曜にあけているなら別にどうこうないんですが、そうした意味から、真の新しい時代の行政サービスをどうするかということ、ぜひ職員と話し合われて、何百名かいる職員とよく話し合われて、それでこの町がより一層発展できるように町長にお願いをして、終わりにしたいと思います。

ぜひお答えいただける範囲がございましたら、行政改革についてきちっとご説明いただき、回答していただきますようお願いしたいと思います。

以上でございます。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） 行政改革という中、本当にその行政改革も多様化しているのかなというふうに思います。ただ、その多様化にすべてが対応できるか、それは役場ですべき仕事かどうか、そういった限られた行政資源の中で、質であるとか量であるとか、そういったようなものは限りなくこれから増大していくんだと思います。その中で、あれもこれも、これもあれも全部役場がというわけにもいかないと思います。やはりその辺のところの分担というものははっきりとさせて、根本的に見直して、その地域力に頼るといいますか、地域力を回復させていただいた中で対応していただくとか、いろんな手法も考えられるかと思います。

いずれにしても、まだ合併という多少のストレス、余波、そういったのが残っている中で、最低限、今までの住民サービスを減らさないように考え、これから新しいやり方というのをもう一回考えてみたいと思います。

それと、広域的な観点で考えたらどうかというふうなこと。これ、公共交通のシステムだけに対して申し上げますと、高山からバスが日赤経由でベイシアさんまで行っているようなものがございます。これ公共交通の協議会の中でも、やはりそういったものを対象にし、ここですと中之条との連携であるとか、高山との連携、そういったようなものも当然ながら一緒に考えていくのも、そういった交通基盤の整備というふうな形にはなるかと思います。そういったのをきっかけにして、ほかでも必要なことがあれば、広域的な施策というふうなことで取り入れていきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

議長（菅谷光重君） 14番、前村議員。

14番（前村 清君） まだちょっと聞き足りないんですが、行政改革の中の新しい行政サービスという言葉があり、また質問もしていたんですけども、それはどういうことかと申し上げますと、少子・高齢化で子供の数がこんなに減っても幼保一元化が進まない。何が結

果として進まないのでしょうか。進めることがだめなんのでしょうか。そういった意味から、新しい行政サービスというのはそういうところにチャレンジしてやっていく、チャレンジもできないし、全く問題外ということでしたら別ですが、やはりそういう前向きに検討いただけるものがあるのか。たった一例を申し上げただけですから、そういった意味から、ぜひとも新しい、ニュー行政サービスといったら失礼かもしれませんが、そういったものを検討していただきたいと思っております。

以上です。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） 確かに新しい行政サービスというものが、今まででよしとされていたものが少子・高齢化によってよくなってしまったということも当然あります。そんな中でも、幼保の一元化、それから中学校の統合、そして、つい先日には中教審により、小学校の統合までも視野に入れなさいというようなことが出てまいりました。そういったものも皆さんにご相談をしながら、特に幼保の一元化については強く皆様のご要望もあると思っておりますので、進めていきたいと考えております。

また、議会の方々ともご相談を申し上げながら、そしてご協力をいただきながら施策を進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

ありがとうございました。

議長（菅谷光重君） 以上で前村清議員の質問を終わります。

ここで休憩をとります。

再開を3時10分といたします。

（午後 2時58分）

議長（菅谷光重君） ただいまより再開をいたします。

（午後 3時10分）

大 図 広 海 君

議長（菅谷光重君） 続いて10番議員、大図広海議員。

（10番 大図広海君 登壇）

10番（大図広海君） 時間をいただきましたので、町政一般質問をさせていただきます。

それに先立ちまして、けさほど、私の思い違いで1日ずれていました。大分遅刻しましたので、おわびいたします。

と同時に、一般質問の予定も今晚ということで立てておりましたので、大分ちぐはぐになると思いますが、早速、内容に移らせてもらいます。

地方自治法238条で財産管理のことについて規定しておりますが、その財産とは、不動産、債権ということで規定してあります。その中でも、行政財産と普通財産を分けて、行政財産以外はすべて普通財産であると定義しておりますので、まず1点留意願います。

また、238条の4では行政財産の貸与の禁止がしてあります。また同時に、238条の5で普通財産に対して貸し付けを認めております。ここの部分について、現状の東吾妻町のあり方は、いささか法と乖離しているところがあると私は感じておりますので、その部分について暫時ただしていきます。

また、239条においては、物品について触れておりますが、ここで言う物品とは、動産及び現金としてあります。現金の管理は、ご承知のように厳重な管理のもとに置かれておりますが、どうも物品の管理となりますと、そのような手法からちょっと外れておるように見受けられます。この部分についても後に詳細にただしていきます。

また、240条の債権、ここが実は重要なんですが、金銭の給付を目的とする権利となります。そうしますと、これは地方税法に伴うところの徴収権もさることながら、一般債権とされる貸付金等についても、もちろんその法の規定するところであります。それは、地方財政法第8条において、良好な管理のもとにおいて、また目的に応じて効率的な運用を図る、こうやって規定しておりますので、その詳細を一問一答形式で伺っていきますので、ひとつ適切な答弁を願っておきます。

議長（菅谷光重君） 町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

町長（茂木伸一君） このたびの質問に関しましては、237条ないし238条の5、239条、240条についてとのことでございます。私なりの理解のできる範囲でお答えをしたいと思います。

自治法の237条から241条までは地方公共団体の所有する財産の管理及び処分について規

定をしていると理解をしております。従来、地方公共団体の財務は現金中心主義が強く、法律にも反映して、歳計現金以外の財産の管理はほとんど規定をされず、各地方公共団体の条例や規則にゆだねられておりました。しかしながら、財産はいわば形を変えた公金であるとの認識、現金の取り扱いよりも軽く、粗略とまでは申し上げませんが、そういうふうに対処するという慣行が改められなければならないという趣旨の条文だと認識をしております。

したがって、当町におきましても、従来型の財産管理から自治法にのっとった財産管理に向けて改善をしていくよう努めていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（菅谷光重君） 10番、大図広海君。

10番（大図広海君） それでは、具体的に伺っていきます。

まずは、不動産について伺います。

町所有の不動産が多面的に貸し付けされているという事実はたびたび指摘しておるところなんです。その中でも、今の自治法の解釈からいうと、貸し付けしている限りにおいて、これは普通財産であるという解釈がまた成り立つものですから、普通財産であるならば、なぜ自治法が貸し付けを許すかという、そこから得られる果実、いわゆる賃料を他の行政目的のために役に立てるということで貸し付けを許してあると私は考えるところなんです。したがって、普通財産そのものに、あるいはそれを貸し付ける行為そのものに行政目的があってはならない、そういうことになるのかと思います。

それを踏まえて、顕著にあらわれた何点かについて伺います。

少なくとも大字原町の警察署の用地、これが非常に面積は大きいんですが、群馬県に対して無償で貸し付けております。この貸し付けの実態は実情に則しているかどうか伺っておきます。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） 自治法に対してということではなく、この町の条例で条例59号、普通財産の無償貸付又は減額貸付というところに第4条がございます。町長が特に必要と認めるときということがございますが、これはたまたま今、こういった条例を持っていたということで、警察との当初の契約というのはどういうことであったのか、それをさかのぼって考える必要もどこかであるのかなというふうに考えています。ただ単に自治法、条例、そういったもの、先ほども申し上げたように、地方公共団体の条例や規則にゆだねられていた、これはやはり議員おっしゃるように財産の適正な管理ということ、その今の考えにのっとって変

えるなら変える、そういう必要もあるのかなと思います。この物件、これはたまたま警察というあれは3,700平方メートルくらいだったと思いますが、これは無償で貸し付けておるといのは、最近契約更改がありましたので認識はしています。ただ、裏の官舎の部分であるとかにつきましては賃貸借という形でしております。警察の本体庁舎があるところ、駐車場の部分は無償貸付という認識をしております。この辺につきましては、もう一度自治法、条例そういったようなものとの整合性は図っていきたいと思います。

議長（菅谷光重君） 10番、大図議員。

10番（大図広海君） 先ほども申しましたように、普通財産の貸し付け自体に行政目的を持っている。これがもともと危ないんだと思うんですよ。普通財産は、貸し付けから上がる賃料で他の行政目的に役に立てるということだから、たとえ相手がだれでも、同じ料率で計算されたものがちゃんと計算されなければならない。

それと、今、たまたまその話が出ましたので、同じようなものでも、県警の駐在所の底地も2件貸してあります。これは少し賃料をもらってあります。適正賃料はどのくらいかと私計算しましたところ、片や35万円、片や43万円くらいという私なりの計算が出ます。これは時価の5%ということで。これはさっき町長、条例と言いましたが、私の記憶ではそれ規則になっていると思います。すいません、それはいいです。

これは、一般的な不動産業界におけるところの料率もほぼ5%でなっておりますので、それ自体は構わないと思います。ただ、その中で、計算の根拠をどこに求めるか。時価に求める。じゃ時価はどうやって計算するか。たまたま役場にはいろいろと固定資産評価があって、それは時価との整合性の中からその評価が決まる。そういった計算の方法をとりますと、この駐在所の敷地自体だけとっても、従来の賃料から比べると、2つの駐在所で六十七万何がしくらいの料金格差が開きます。含めて、同じ問題を従前質問したことがあるんですが、群馬県の特ダムの事務所がある敷地の部分について評価が下がった、あるいは区画整理の部分で路線価が変わった等々説明を受けましたが、しかし、きっちりこれを精査してみますと、今のような計算式でやると、前の建物が建っているところと後ろの駐車場のところ両方合わせて適正賃料が800万円超という数字になります。今現在450万円の賃料をもらっていますので、その差額が350万円ほど、まだまだ発生していると。これが時価に対して5%の料率を掛けた数字との乖離であります。

それで、まだまだほかにもいっぱいあるんですが、特に顕著なのが、この群馬県との契約になっています。そういった計算式の中から、群馬県との賃料格差がどのくらいあるか計算

しますと、約950万円マイナスという答えが出ます。これはやはり財産の適正管理の中には入らない。なぜかといいますと、地方財政法が28条の2、経費負担の原則と言っています。その事務執行に対して必要な経費というのは、その自治体で負担する、これが原則なんで、群馬県に対して未収入の賃料950万円、これをきっちり整理していかなくてはいけない。その意識があるや否や伺っておきます。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） 今現在、大図議員の計算ではそうなるということですが、私どもの計算とはまたちょっと違った数字がきっと出ているんだろうとっております。そのこのダム水源地域対策事務所については、今現在、経過措置で賃料の調整をしている間ではございますが、それほど高い金額が最終ポイントにはなっていないように思います。

しかしながら、議員がおっしゃったように、固定資産税の評価額というものを基準にして、その数字をもとに計算をしていることは事実でございますので、その辺のところはすり合わせというふうなことも可能かなというふうに思っております。

ただ、そのこのところで、警察というものだけを見て、それだけを考えますと、警察がこの町の中にあることにより、そして駐在がこの町の中にあることにより住民の安心感というのはどれだけ増しているかということは、これははかり知れないものがあるのではないかと。これは単なる条例、規則、そういったようなものとは離れてはしまいますが、そういったようなものも勘案をして、そして先人たちが警察署の誘致ということに一生懸命努めた結果というものがあつたのかと思います。ただ、時代は変わった。そこでどう考えるかということは、確かに議員のおっしゃるように検討課題だとは思っておりますけれども、よろしく願いいたします。

議長（菅谷光重君） 10番、大図議員。

10番（大図広海君） ほかの事例を挙げましょう、なかなか答えが出ないので、また突き詰めていきます。

一つの例を挙げれば、商工会館、敷地285平米、貸し付けております。これで評価額の単価が平米当たり2万9,000円、場所から言えばまあまあいいでしょう。それで、適正賃料はどのぐらいかと計算しますと59万7,000円と出ます。しかし、商工会に対して、その底地は無料で貸し付けてあります。商工会に貸し付けること自体が行政目的を持っているという解釈にもなるかもしれませんが、しかし、それが行政財産であるならば、貸し付け自体が認められませんので、仮定の論理は成り立たないと思います。この商工会の貸し付けについて無

償でいいんでしょうか、伺っておきます。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） 商工会という団体の正確な位置づけというのを私自身がよく把握して
ございません。ただ、今現在、商工会には1,000万円を超える補助金というものを拠出をし
ております。町内の商工業の振興のために資する団体というふうに考えた場合に、やはりそ
の時代には無償貸し付けということでよろしいという結論が出たのかもしれませんが。それは
今現在、私には判断をするだけの資料はございません。

議長（菅谷光重君） 10番、大図議員。

10番（大図広海君） 契約はかなり古いんですから、私のところにもなかなかその根拠に
足る資料は提出されませんでした。では、これは東吾妻町も加入しているところの一部事務
組合でいきます。消防署の跡地用地、全部で2,833平米あります。これを従前と同様に計算
しますと、その賃料は331万9,000円余になります。これも無償で貸し付けてあります。一
部事務組合も自治法の指定を受ける団体であります。そうすると、その経費区分の法則によ
り、その経費については一部事務組合が負担する。その負担金がふえた分だけは組合の参加
者であるところの自治体がまた持つ。そうやってきれいに精査するんだと思いますよ。現実
的には、これ中之条町のほうが恐らく多くの土地を貸し付けているから、その整理の結果、
東吾妻町の持ち分がふえたところで、それが正しい解決の方法なら、それはそれでいいん
でしょうと私は思うんですが、そういったことも含めて検討の余地があるかどうか伺っておき
ます。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） 先ほどからのいろいろな対象物、警察、消防、商工会、駐在所、そう
いったようなことが身近にあることが住民の安全・安心を守るという観点がある。そうい
ったようなものを丸々ドライに割り切れれば、こういった問題は起きないでしょう。でも、
先人たちがやはりここに消防を、ここに警察をとということでされたものですから、私自身は
ドライに割り切るというつもりはございません。ただ、広域圏の消防ですから、それぞれ
のところまで参考までにそういった計算をしてみるのには、検討する余地があるなと考えており
ます。

議長（菅谷光重君） 10番、大図議員。

10番（大図広海君） この例は、いずれもかなり古くからつながっている例なんです
が、では直近の例に移ります。植栗1872番、これは旧幼稚園の跡地です。これは貸し付けは建

物もこの中に含まれているという理解で聞いていてください。その面積は2,772平米あります。これも無償で貸し付けてあります。相手先はピースワークという非営利法人になっています。この学童保育所の利用ということで、条件つきで契約書が入っていますが、普通財産なんですね、だから貸し付けなんですね。学童保育所が行政財産の上になっていて、これが東吾妻町の学童保育所ということであれば、この問題は起きないんだと思うんです。貸し付けの台帳に載っていることによって整合性がなくなっている。それも無償で貸している。ピースワークに貸したこの2,770平米及びその建物について、これは行政目的は持っているものなんでしょうか、伺っておきます。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） これは、前からやはり議論の対象ではございましたが、あくまでも民間の方々がやってくださっている事業だという感覚であります。ただ、それが公設でないと補助金がいただけないという二面性を持っているという、そういった中でこだわっているところではございます。

議長（菅谷光重君） 10番、大図議員。

10番（大図広海君） そうすると、既にその補助金を受けて公設と言っています。公設ならば、普通財産の貸付台帳に載るわけがない。たとえ無償であっても、使用貸借ということであっても、貸付台帳に載っているということは普通財産になる。この辺のすみ分けがまことに幼稚になっているかなと感じているところなんです、その辺の部分も同じ考えているんですが、奥田の139の46、いわゆる直売所の話になります。その土地そのものは、これ借地で賃料を払っていると私は聞いておるんですが、ここの部分について無償で貸し付けてある。条件つきで利益の50%と書いてあるようですが、賃料が確定でないということになると、やはり無償になるんでしょう。また結果もそうでありましょう。いいですか、ここなんですね。普通財産の貸付台帳にこの物件が載っているということは普通財産なんですね。とりもなおさず建物も含めて。だとすると、適正賃料というのはしっかり収受しないと、なかなか将来的に整合性がとれなくなる。仮にこれが行政財産だとすれば、今、農産物の直売所、行政財産であってもあながち間違っているとは思わないんですが、だとすれば、公の施設になるんでしょうから、条例によらなければいけないんですということになります。また、そういった公の施設をある特定の組合が排他的に利用するというのもまずあり得ないでしょうし、どこからどこまでいってもやはり釈然としない部分が残るんですね。その辺の整備は進める用意がありますか。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） 今の2点につきましては、釈然としない部分は残るのかもしれませんが、今のところは最善だと思ってやっておりましたが、もう一度検討の余地はあるように感じております。

議長（菅谷光重君） 10番、大図議員。

10番（大図広海君） 続きまして239条のほうに移らせてもらいますが、物品、これは動産と現金を含めて物品というそうです。それによりまして施行令のほうで170条の4、これは不用になったものについては長の決定が必要であると。当然ながら、我々の常識の中ではそういった一連の経過が買ったときから廃棄をするまで、廃棄をしたら、その後、廃棄をしたときから書類の保存年限が始まるんでしょね、管理台帳というのはいけないと思っうんです。伺っておきます、物品の管理台帳は備えてありますでしょうか。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） 正確な所在はわかっておりませんが、物品の管理台帳はあるとのことです。

議長（菅谷光重君） 10番、大図議員。

10番（大図広海君） あれば結構なんです。事態は把握しやすいんです。

ところで、私が今から去ること2年ちょっと前、新町長就任の折に、ひょんなことでIT講習で購入したパソコンの所在のことを尋ねました。12台までは確認できたんですが、後がちょっとわからなかった。後々よく調べたら、太田の学校に2台ぐらいいっているらしいということになりました。それで、もともと壊れたのも私は承知して、何台か温泉センターのほうにあたりしているもんですから、そういうことで、それはそれでその場が過ぎましたが、本年度の当初予算のときにその話題が進みました。議場の中で、あれは休み時間だったと思いますが、町長じきじきの指示で、すぐ調査して報告せよという話になりました。私、その報告はまだもらっていませんでしたので、職員のほうに尋ねてデータをもらいました。そうしたら社会教育課にあるものが16台、うち壊れたものが少しあるということになりましたが、しかし、4台が廃棄という報告になっています。廃棄をしたんだったら、いつ、どういう形で廃棄したかと物品台帳に載っていると思います。それを提示してください。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） 後ほど、議案調査という形でお答えをいたします。

議長（菅谷光重君） 10番、大図議員。

10番(大図広海君) 実は、このものについては、そういった几帳面な台帳でもなさそうだったと。この事実はつかんでおります。廃棄の事実があるんならば、その廃棄の方法を明示したものが出れば、それは結構です。

そういった中で、どうもこの管理体制が甘い。なぜかという、物品というのは動産と現金という形で規定されている。現金の管理については、ご承知のように、これは厳重な管理のもとに置かれている。やはり物品も現金と同じように、その履歴がわかるようにきっちり管理する。やはりこれが必要なんだと思います。

次に、240条に移ります。債権の管理についても、当然にこれは現金と同じだけの慎重さがなければいけません。それで金銭の給付を目的とする権利と言われているので、一つお伺いします。これも、かねてから私質問しているんですが、かつての甘酒原開発協議会、1,600万円の貸付金があることは把握してあるんですが、さて20年たった現在、それをどういう形で処分いたしますか。

議長(菅谷光重君) 町長。

町長(茂木伸一君) 私も、町長になってすぐに、時効という形で処分ができないものかということで考えてまいりました。ところが最終時効というんですか、時効の援用手続きがまだできないということで、そのままになっております。これについては時効の適用を皆様方をお願いをして、処理をしてしまうのがよろしいんじゃないかと漠然と考えておりますが、またご相談を申し上げる時期が来るかとは思いますが。

議長(菅谷光重君) 10番、大図議員。

10番(大図広海君) 貸し付けたから時効か。それよりは、昭和63年の当時の会長名で借用書が入っている。現実には金銭の授受がないので、債務の承認書だと私は思っているところなんですが、そこから起算しても既に20年たったということです。除斥期間に入っているということが正しい方向なのかと思うんですが、しかし、これが財産である限りにおいて、どこかで何とかの処分をしなければ、いつまでもそのまんまであるということですね。ただ、これは言っておきますけれども、現町長だけではなく、前任者も、その前も、そのまた前任者も、この問題について何ら手を触れなかった結果、除斥期間の20年が経過してしまった。この部分については広く町民にアピールしていかないといけないと。元金1,600万円です。当時の約定金利は、通知預金と同じ2.3%となっております。ただ、これは延滞損害金の話になってきますと、またさらに膨らんでくると思います。少なくとも法定利息、あるいは約定金利の倍額まで、ここまでは追及可能だと思うんですが、ただ1点だけ、これは現金の回

収についての云々じゃないんです。今の町長に伺っておきます。真の債務者はどなたでしたか、これが把握ができないと問題の解決はできない。この部分についてだけ伺っておきます。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） わかっておりません。

議長（菅谷光重君） 10番、大図議員。

10番（大図広海君） 微妙な問題なので、わかっているけど発言がしにくいとかもある。ただ、当時の約定書は確かに残っているんです。そうなってくると、時効の援用をしようにも、援用手続きをしてくださないと申し出るにも、真の債務者がわからなければ申し出ようがないと。非常に難しいところなんです。それはそれとして。

債権といえば、もう1件重要な問題があります。ちょうどきょうは6月19日です。今から去ること6カ月前、東京高等裁判所から判決が出ました。私、けさほど、その判決文を広げました。ゆえあって、当日はちょっとそんな雰囲気じゃなくなったので。そうしますと、どうも住民訴訟としての定義づけ、請求せよという定義づけです。ここの部分については期間制限に触れたということで認められませんでした。ただ、請求の根拠といえますか、それは高等裁判所も一審どおりのことを認定しております。となると、当時支払われた金額830万円余、それについては法定金利年利5%の部分について、この請求は理由がある。いや、それだけの損害額があるということは、高等裁判所は認定し、またそれに対して上告がなかったから確定しています。財産の管理者たる新町長は茂木伸一町長。この請求権の行使をしなければ、実体法上の請求権を起さないといけない。この用意があるか伺っておきます。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） 請求権といえますか、裁判の結果はそのようには私は読み取っておりません。

議長（菅谷光重君） 10番、大図議員。

10番（大図広海君） 私が今読むと、当裁判所の判断の中で、3ページです、中段以降。第3、1、現審の事由及び理由に記載のとおりであるから、これを引用する。だから、期間制限以外のことについては現審のとおりだと。いわゆる臨時職員に支払われたボーナスについては自治法上違法である。したがって返還せよという、この考え方は是認されているんです。ここの問題について、残念ながら私が、要するに定義づけの住民訴訟という段階では期間制限の中に入ったと認定をもらいました。上告も考えておったところなんですけど、ちょっと事情が許さなくなって、その方法を失いました。ここなんです。請求の根拠が認められ

た、そうすると財産の管理者に対して損害額が確定しているんです。その損害を回復する措置を得ないといけない。それは実体法上の請求権を行使するというものです。新町長が一場貞氏に対して金830何万円余と、それに対するところの法定損害金を町に返還せよという請求行為を起こさないと、請求行為を起こさなかったことによって時効が成立する。そのことについて不作為の作為があると、問題がまたさらに複雑になります。請求行為を起こす用意がありますか。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） 議員のおっしゃるとおり、その明確なる根拠があれば、当然ながら請求をいたします。ただ、今の認識では、その必要性といたしますか、そういったようなものがないと裁判所のほうで決定をいただいているものだと考えております。

議長（菅谷光重君） 10番、大図議員。

10番（大図広海君） だから、住民訴訟として東吾妻町長が一場貞氏に対してに請求をするようにということは認められなかった。ただ、東吾妻町 これは旧吾妻町時代です。に対して、一場貞町長が払った830万円余の金額は違法であると認定しているわけです。それは、この判決文の3ページ中段以降のところ判決文に記載のとおりであるから、これを引用する。現判決、12ページ10行目から13ページ4行目まで明記してありますので。そうすると、その830万円余のボーナスが払われたこと自体は違法と認定されたということなんだと思うんですよ。そうすると、住民訴訟として町長さんが請求するんです。請求してくださいよということは認められなかったけれども、東吾妻町が債権として請求する根拠までが認められなかったわけじゃない。それはなぜかということ、違法であると認定しているからです。だから、830万円余に対して法定金利を加えた、今だと恐らく1,000万円を優に超えるでしょう、その部分について速やかに返還してくださいということを請求行為を起こすということで、それが財産の管理者としての置かれている立場だと思えます。その認識があるや否や伺っておきます。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） 弁護士に相談をして、お答えができるかと思えます。

議長（菅谷光重君） 10番、大図議員。

10番（大図広海君） そうしますと、そういったもろもろの財産管理、これが非常に高度化あるいは複雑化したような現代社会になってきますので、これは、今の住民訴訟の例はちょっと異例だとしておいても、残余の物品管理あるいはまた不動産の貸し付けに対しての適

正賃料のあり方、それから普通財産、行政財産との分け方、こういったものは速やかに収れん、あるいはあるべき方向に向かって歩き出さないといけないんですが、ここで一つ伺っておきます。

今まで町営住宅は建設した。今の時代ですから、なかなかそれは廃止しよう、あるいは取り壊そう、一つの例を言えば矢倉の小学校が、松谷の小学校が小学校でなくなった、新しい小学校ができた。今まで行政財産で使っていたものが普通財産になります。そういったものが条例上できちっと整理できるということが本当は望ましいんだと思いますよね。あいたからいいんじゃないか、私の経験則ですと、町営住宅が老朽化して入居者を募集しなくなった、あるいは取り壊した、そのところで、少なくとも町営住宅だと管理条例の中に入ってなくてはいけない。でも、その廃止とか変更とかというのに参加したことがない、記憶の中では、そうしてみますと、やはりどこかやり方を整備する必要があるのかと思うところですが、その辺についてはいかかでしょう。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） やはりそういったもの、先ほども当初の答弁で申し上げたとおり、自治法にのっとった財産管理に向けて改善していくよう考えたい、そういうことでございます。

そう言われてみればということはありませんね。ただ、それだけ、それは規則の中でやるのかわからないですね。改善の方向を模索していきます。

議長（菅谷光重君） 大図議員、残り2分になりました。特に要約願います。

10番（大図広海君） 最後の要約なんですが、そういった中で、この公金の処分と財産の管理に対するとところの一つ一つの事例を拾っていくと、かなり難しくなってくる。まずは大まかな形での基本条例なるものができる。この枠の中でやるんでしょう、それに基づいて個別な条例ができてくる。そういったことが今求められている姿かとは思いますが、執行者側でそういったものの用意があるかどうか、これだけ伺っておきます。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） 用意はしておりませんでした。やはり精査をしていくということの必要性は、今の質疑の中で感じておりますので、改善をしていくように努めたいと思います。

議長（菅谷光重君） 以上で大図広海議員の質問を終わります。

ここで休憩をとります。

再開を4時5分といたします。

（午後 3時54分）

議長（菅谷光重君） 再開いたします。

（午後 4時05分）

角 田 美 好 君

議長（菅谷光重君） 続いて、7番議員、角田美好議員。

（7番 角田美好君 登壇）

7番（角田美好君） 議長の許可を得ましたので質問させていただきます。

箱島湧水周辺の町の考え方についてお伺いをいたします。

箱島湧水周辺の整備については、平成16年に東村のときに県に対しまして陳情した経緯がございます。事の始まりは、東公民館箱島分館から箱島地区を南北に分断をしております県道35号線に出る交差点が急傾斜で、また狭く、変則的な交差点であり、近年は国道353号線並みに交通量も多く、その改良を求める声が大となり、箱島地区より請願書が東村議会に出された経緯がございます。

当時も、私は産業建設委員会に所属していましたので、委員会として現地調査もいたしました。その調査の結果、箱島湧水の試験場までの導水管が拡幅改良しようとする道路上に当たり、導水管を管理する群馬県との協議が最優先ということで、周辺整備も含め、当時の唐沢村長さんが積極的に県に対し打診をし、また村長、議会の連名で県のほうに陳情書を提出いたしました。その後、県との協議の中から小水力発電所の建設というプランを含めた話し合いが浮上したようであります。しかし、吾妻町との町村合併が急速なテンポで進んだために、その内容を詰めないまま新町に引き継がれた形になったようであります。新町建設計画の中で、新町における群馬県事業の推進という項目がありまして、その主な事業の一つに、先ほど言いました箱島湧水周辺の整備並びに小水力発電建設という記載がされております。

当然、県との話し合いは継続されているものと思われませんが、町村合併をして2年を経過した中で、県との協議はどの程度なされておるのでしょうか。また、新町建設計画について、その内容は庁内会議等で議論をし、議員間において情報の共有はなされているのでしょうか、

答弁をよろしく願いをいたします。

議長（菅谷光重君） 町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

町長（茂木伸一君） 角田議員お尋ねの箱島湧水周辺整備について、町の考え方はということでございます。

箱島湧水周辺整備につきましては、平成3年及び平成17年に旧東村から県に対して陳情が行われております。その中で、小水力発電所の設置がございまして、平成16年に新エネルギー財団へハイドロバレー計画に応募をいたしましたが、見送りの回答があったと伺っております。

その後、県企業局に小水力発電所の建設をお願いし、湧水量調査や水利権関係の調査を行ってきたところであります。現在は、群馬県より、ハッ場ダムに関連して箱島の小水力発電所の建設についての話があり、実現性は高まっておりますが、発電所の使用水量によっては鳴沢川の水量に影響が出ることも考えられますので、地区住民とも協議をしながら進めていきたいと考えております。

新町建設計画については、それぞれの分野で問題や課題を適切に解決をし、対処していくものと考えておりますが、必要に応じて調整会議等を行っております。

以上でございます。

議長（菅谷光重君） 7番、角田議員。

7番（角田美好君） この小水力発電所については、17年2月に県議会において南波県議も一般質問をしております。そのときに姿勢をただしておりますが、県の回答として、この発電所は最大出力120から130キロワット、年間で100万キロワットの発電が可能という調査結果が出たということです。県の事業といたしましても、ことしに入って65万キロ程度の発電所を設置しているようでございますので、ぜひとも町のほうでも積極的にかかわって、発電所の整備も含め、また、本当に箱島を分断しているあの交差点がネックになっている部分もあります。ぜひとも地域振興も含め進めていただきたいと思います。

また、水力発電事業については、100分の100で県事業で進められるという話も県の職員からも聞いておりますので、ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） 南波県議の17年2月の一般質問、そちらの書類も手元に用意をさせて

いただきました。いろいろなことが平成3年6月4日、平成16年に三、四回、四、五回でしょうか、県との協議等々がございます。それから平成17年、水利権関係書類とか、そういったものがございます。そういった認識はしております。

そして、県のほうに、県の企業局にハツ場ダム関係の発電所建設の陳情・要望に行ったときにも、県のほうとの協議を箱島の小水力もあわせてという協議をしております。そこへ、先ほども申し上げましたように、ハツ場ダム関連の発電所が当町でなくなったということ踏まえて、ぜひとも今度はこの箱島の湧水における小水力発電というものがより鮮明に浮かび上がってきたというふうに考えております。

ですので、県も、ハツ場ダムの発電所建設とあわせて、この小水力の発電所を検討といたしますが、並行して進めていただけるように、これからも働きかけていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（菅谷光重君） 7番、角田議員。

7番（角田美好君） それと、周辺整備なんです、町長さんもお存じだと思いますが、区長の委嘱のときでしたか、駐車場の問題が出ました。一輪車の件とか十分承知しておりますと思いますので、駐車場問題等いろいろありますので、あの周辺整備を進めていただきたいと思いますが、よろしく願いいたします。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） 先般、まだ正式な印刷製本はできておりませんが、この東吾妻町の第1次総合計画の中にも、吾妻峡、岩櫃山、そして箱島湧水と3つの写真を使わせていただいております。やはり町のシンボルの一つということで、環境整備に努めてまいりたいと思いますので、いろいろご提案なり、ご意見、ご指導いただけたらありがたいと思います。よろしく願いいたします。

7番（角田美好君） ありがとうございました。

議長（菅谷光重君） 以上で角田美好議員の質問を終わります。

須 崎 幸 一 君

議長（菅谷光重君） 続いて、5番議員、須崎幸一議員。

（5番 須崎幸一君 登壇）

5番（須崎幸一君） ただいま菅谷議長より許可をいただきましたので、一般質問通告書に基づきまして質問をいたします。

町の財政について何点か町長のお考えをお聞きいたしたいと思います。

2年間かけてやっと総合計画ができたようでございます。この基本構想の中で財政運営として取り上げられていることは、どのような位置づけなのか、まずお聞きいたしたいと思います。

次に、昨年3月策定した集中改革プランにおける財政改革の見通しについてであります。

1年が経過いたしますが、今後どのように推移していくのか。平成21年度までの具体的な取り組み目標が示されている中で、現在までの状況と、これからの見通しについてお聞きいたします。

次に、昨年6月に国のほうで地方公共団体の財政の健全化に関する法律が制定されました。これは50年ぶりの債権法制の見直しであると言われております。20年度決算においては指標の公表、21年度決算からは財政健全化計画の策定の義務づけ等が適用されます。健全化判断比率についてはどのような数値が予想されますか。また、今後の対策としてどのように考えておられるのかお聞きいたします。

それから、財政課題としての取り組みについてお伺いいたします。

まず、公債費負担の適正化について。

具体的には公債費負担適正化計画の見直しはどうかということでございます。それから、給与水準、定員管理の適正・合理化について、群馬県下で一番ラスパイレス指数が高い当町でございます。また、合併による職員の増加等、そして施設運営を直営でしているという関係で類似団体に比べて大変多いような気がいたしますので、その辺の適正化をどのように考えておられるのか。

それから、補助金等の見直しについて、これについてもたくさんの補助金が出されていると思いますので、この辺についての見直し等、どのような状況になっているのかお聞きします。そして、町税の徴収強化ということで、具体的には同僚議員からも質問もあったと思いますが、都市計画税の導入はこれからどのような形ですか、しないのか、その辺をお聞きしたいと思います。

最後になりますけれども、住民に対し財政に関する説明責任の果たし方についてということで、この町の財政状況を理解していただくために、町長はどのように考えておられるのかお聞きいたします。

以上、質問を終わります。

議長（菅谷光重君） 町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

町長（茂木伸一君） 須崎議員から町の財政運営について具体的に5項目にわたるご質問がありましたので、項目ごとにお答えをさせていただきます。

1点目の第1次総合計画の基本構想にある財政運営についてでありますけれども、郡内で唯一合併して誕生した東吾妻町でも、財政状況は厳しいものがあり、最上位計画の総合計画でも、特に節を新設して積極的に取り組んでいくことを明記しております。その中で、健全財政に向け4項目の主要施策に分け、さらに幾つかの主要事業に細分化し、集中改革プランによって年次計画を立て、徹底した改革を推し進めているところでございます。

2点目の集中改革プランにおける財政改革の見通しについてであります。このプランは平成18年度から平成21年度までの4カ年における具体的な取り組み目標を示しております。現時点で取り組み状況を検証してみますと、目標年次までに実施できなかったが最終年次までには可能なもの、状況の変化によって再検討をしなければならないものなどに分類できますが、財政基盤の構築のため集中改革プランを推進してまいります。

3点目、財政健全化法の施行による財政指標の予測と、今後の対策についてでございますが、ご承知のとおり、地方公共団体の財政の健全化に関する法律が昨年6月に公布、ことし4月から一部施行されており、平成19年度決算から4つの健全化判断比率を監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表しなければならないとされております。また、早期健全化基準、財政再生基準に基づきます財政健全化計画の策定や、外部監査の要求などの義務づけにつきましては、平成20年度決算から適用され、本格施行されることになっております。

平成19年度決算に基づくこれらの財政指標につきましては、現在のところ算出作業を進めている段階でありまして、7月下旬をめどに決算監査とあわせまして監査委員の審査に付す予定でございますので、ご理解をいただきたいと思います。

また、今後の対策についてでございますが、この財政健全化法が目的としているところは、財政指標の開示を徹底することによりまして、町の財政状況が議会や住民の監視のもとに、その健全性が確保されること、また一定水準以上に悪化した場合に、早期健全化や再生を義務づけることにより、地方公共団体の財政の健全化に資することでありまして、この財政健全化法が施行されることによりまして、将来負担比率など町財政の健全化の度合いが全国的に比較され、その水準が明らかになります。この法律の定めるところに従いまして今後対応し

ていきたいと考えております。

4点目の財政課題の取り組みについての項目で、さらに4項目に絞り込んでのご質問でございます。

1項目めの公債費負担の適正化計画の見直しについてでございますが、この制度は、平成18年度から地方債が許可制度から協議制度に改正されたことにより導入されたものであります。実質公債費比率18%を超えた団体は、適正化計画を提出し、国・県の許可を受けなければなりません。当町では、当分18%を下回ることができない状況でありますので、毎年、計画書を提出することになり、その都度、見直しや内容の精査を図ってまいります。

2項目めの給与水準、定員管理の適正・合理化でございますが、給与水準から回答させていただきます。

地方公務員給与の実態を示すものとしてラスパイレス指数がございます。ご存じのように、平成19年のラスパイレス指数は101.1と県内トップでありましたが、現給保障の見直しにより推測ではありますが、県平均値くらいの数字になると思われれます。

また、職員人件費の観点から申し上げますと、退職者の不補充などにより、平成18年度と平成19年度の給与、手当の決算ベースで比較して、約5,650万円の削減が図られております。

次に、定員管理の関係でございますが、国の骨太方針によりますと、地方公務員総数を集中改革プランにおける平成22年4月1日の定員純減目標をマイナス5.7%と定めております。当町でも集中改革プランに基づいて定員管理の適正・合理化に努めておりますが、平成20年4月1日現在で定年退職を待たずにやめる方もいましたので、減少率はマイナス9.2%と目標を上回るペースで削減が図られております。

給与や定員については、毎年、「東吾妻町の給与・定員管理について」とし、ホームページに掲載し、町民の方にも気軽に把握できるよう開示しているところであります。

3項目めの補助金等の見直しについてでございますが、補助金等につきましても、各種団体へ補助しているものについて補助金の適正化を図るため、東吾妻町補助金等審査委員会を立ち上げ、審査を行ったところであります。今回は補助金の役割、必要性の見直しを行い、特に自己資金と補助金の割合、運営費補助か事業費補助か、繰越額の割合などを主眼に作業を進めていただきました。一通りの審査が終了いたしましたので、団体の代表者に対し、飲食費には補助金を充当しない、効率的な運用を図っていただきたい等の審査意見を付して協力を仰ぐことになりました。

4項目めの町税の徴収強化についてでございますが、都市計画税は平成16年度、17年度

から計画され、当初は駅北土地地区画整理事業、街路事業及び吾妻大橋を含めた事業を想定し、客体調査を行っておりましたが、合併と同時に一時中断され、合併後、建設課、上下水道課、税務課の3課の担当で、用途区域を含めた都市計画税導入についての協議をいたし、下水道の用途区域を指定区域とするということで税率の決定をなし、税条例の整備をし、課税できるよう事務を進めていく予定でありましたが、公共下水道の供用区域等が定まらず、この用途区域指定が都市計画税導入進展のネックとなって、遅々として進まぬ状況にあります。今後、この導入に向けては鋭意努力をしていきたい所存でございます。

また、町税全体の徴収の強化につきましては、地方分権の進展に伴い、自主財源である地方税の歳入確保は年々重要性を増し、各地方自治体にとって大きな課題の一つとなっております。町税の徴収率は96.22%と前年に比し、わずかではありますが上昇しております。今後、町税の徴収強化には持続性が必要であることは言うまでもありません。効果的な人員配置を行い、県広域徴収グループの協力をいただきながら徴収催告書の発送、徴収のノウハウの向上、差し押さえ物件の公売等積極的に進めていきたいと考えております。

5点目の住民に対し財政に関する説明責任の果たし方についてでございますが、皆さんが住んでいる自治体の財政状況や税金がどのように使われているのかなど、お互いが情報を共有し合うことが重要であり、必要だと考えております。

現在、全国市町村の一般会計決算に基づく財政比較分析表が公表され、自治体の人口、面積、決算額、財政指標、さらには給与水準、定員管理の適正度などが類似団体との比較の形で掲載されています。また、先ほど申し上げましたように、健全化判断比率を平成19年度決算から公表することが義務づけられており、開示が当然の流れとなっております。

自治体のホームページをごらんいただければ、都道府県や総務省などにもリンクしており、各自治体間の比較がわかりやすく見られます。ご活用いただきたいと思います。

なお、住民に対する説明責任という中で、やはりこのところでもホームページというところにとどまっております。これにつきましても、先ほど来の質疑の中でいろいろございますので、これから鋭意検討をしたいと考えております。どうぞよろしく願いいたします。

議長（菅谷光重君） 5番、須崎議員。

5番（須崎幸一君） ありがとうございます。

速やかなる実行を期待しておりますので。成果が上がらないと、せっかくやっても、いろんなことを言われても意味ございません。ですから、今言われたような計画に基づいて財政運営がこれからされることを希望いたします。

それから、集中改革プランについてでございますけれども、これについては具体的な数値目標がきちんとありますので、その数値に近づけるように鋭意努力していただきたいと思えます。

この町が抱える財政の問題、明らかでございます。実質公債比率が20を超えるような高いことは、だれもが理解していると思えます。また170億円近くの地方債を抱えている、これをどのような形でこれから、何年かかってゼロになるべく近づけていくにはどうなるんだろうかということを考えますと、かなりの年限が必要かなというふうに思っております。

今の借金体質の脱却のための施策を粛々と実行していただきたい、このように思っております。町長の手腕にかかっていると思えます。どうか健全な財政運営化によってこそ、町長がいつも言われる元気な町づくりが可能であると思っております。町長には、町民との連携をしっかりとっていただいて、情報公開を積極的に行って、町民の理解と協力のもとに、この東吾妻町の財政運営のさまざまな施策を実行していただきたい、このように思います。

以上、再質問を終わります。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） ありがとうございます。激励をしていただいたように思って、感謝申し上げます。

成果でございますが、財政というのは、やはりその時々には数字として結果が出るものでございます。先ほども一部申し上げましたが、平成18年度で2億円の黒字、現実に現金が残ったということです。平成19年度決算においては、まだ最終ではございませんが、1億6,000万円ほど。この2年間で3億6,000万円の現金が積み立てられるという形にはなりません。多少の繰越金というものをいつも用意をしなければいけないという中で、多少見え隠れ、顕在化が難しい金額にはなりますが、間違いなく現金ベースでという形になっておりますので、そういったことをやはり町民にもわかっていただいて、合併の効果というものを実感をしていただければというふうに思います。

財政も締めるばかりがいいとは考えてはおりませんが、適切な住民サービス、事業運営、そういったことをしながら、健全な財政に持っていくように頑張っていこうと思えます。

集中改革プランの確認作業、そういったものもやっていきますので、またいろいろとご指導いただけたらありがたいと思えます。

議長（菅谷光重君） 以上で須崎幸一議員の質問を終わります。

会議時間の延長

議長（菅谷光重君） 本日の会議は、都合により延長いたします。

金 澤 敏 君

議長（菅谷光重君） 続いて、3番議員、金澤敏議員。

（3番 金澤 敏君 登壇）

3番（金澤 敏君） それでは、通告に従って町政に関して一般質問をさせていただきます。

このところ数人の区長経験者から、「区長のときに陳情してあって、議会でも採択してもらった事業が一向に始まらないので、どうなっているのか」と尋ねられる機会が多々ありました。そこで調べてみると、確かにここ数年は、区長を通じて町民、住民の陳情案件が特に建設課に関して、町道の改良要望が滞っていて未着手の案件が多数あることがわかりました。区長が町に対して陳情・要望を出すには、関係地権者を何度となく訪れ、説得を試み、やっとのことで承認の印をもらうわけです。確かに、中にはそれほど緊急性のあるとは思われない事案も調べてみるとありましたが、でも、ほとんどは住民の生活に密着していて、安全の妨げになっている箇所改良の要望です。

例えを一つ述べますが、この地域は上の段と下の段に分かれていて、上の段には100戸の住宅がある地域です。下と上をつなぐ本線の下の入り口付近が特に狭く、3.3メートルそこそこです。そこを改良してもらいたいとの陳情・要望、その箇所です。ここは冬の路面凍結時、上ってくる車と下っていく車のすれ違いに伴い、1時間余りの間に4件もの事故が起きた場所だと聞きました。既に8年前に陳情を出しているのに、いまだ未着手のまま据え置かれています。当時の区長は、夜、一軒一軒印鑑をもらいに歩いたことを語り、いまだ何も回答がないことに若干の怒りを浮かべていました。

このように住民の要望に対しての矢面に立って努力している区長に、町行政は財政が厳しいとの理由で、ここ数年は陳情要望にこたえていないのが現状です。区長の方々は、このままではせっかく協力してくれて印鑑を押してくれた地権者が嫌気が差して協力を拒む時代になると危険性を危惧しております。このような危惧に対しても、町長はどのように説明する

のか答えていただきたいと思います。

では、行政は本当に何もしていないのかと言えば、国や県からの補助金がつく国庫補助事業や、県費補助事業の大規模な工事は行っております。町単事業は八ッ場ダム関連の事業に多くが当てられているのが現状です。これでは国や県の下請とやゆされても仕方ありませんし、地方自治法にうたわれている本来の自治体の使命と役割をゆがめ、開発会社か営利企業化しているのではないかと危惧しております。

要望を出した住民は、災害時や緊急時にうまくその道が機能しないのではないかと不安に思っていて、住民にすれば切実な要求です。そして日々の生活になくてはならない密着した道路です。このような生活道の改良を行っていくのが地方自治体の本来の役目だと考えますが、町長はいかに考えているか、考えを伺いたいと思います。

さきの3月議会で本年度の予算が通りましたが、早々にこれらの陳情の未着手の案件など再度見直して、これが私が一番言いたいことですが、今後、予算を組む上で、住民の要望のある案件の事業に今の大企業化したというか、開発会社化した態度から、住民に沿った案件を行っていく、そのような優先順位を上げて振り向けていくべきだと考えております。

東吾妻町第1次総合計画の基本構想でも、社会基盤整備として、安全で暮らしやすさが響く町として、交通弱者や防災の面を考慮した道路整備を図るとうたっています。地域住民の要望は本当にこのとおりだと思われます。しかし、総合計画の実施計画書を見ましても、地域住民から出ている要望に沿った事業はほとんど入っておりません。これでは以前の茂木町長ではない、今までの町長が行っていた町政と同じことを行っているのではないかと思われてなりません。町民、住民が町に陳情・要望しても何もしてくれないと、絶望ともとれる感情が出てくるのは当然です。既に出たほうの方が正しいと思われます。ですから、あなたを町長にと押し上げた町民は、その辺も含め町民本位に町政を切りかえてほしいとの願いがあったのではないのでしょうか。真摯に町民の声に耳を傾けるべきだと考えます。このことについても町長の考えをお聞かせ願いたいと思います。

さて、町長は、日ごろ、原材料支給で地域の普請をその地域の住民にやってもらうことを盛んに述べていますが、田畑のあぜ道や林道の拡幅等であるならば、その考えも地域住民の協働意識や一体感を味わう上で大切であるし、役立つと私も思います。しかし、4メートル前後の幅の生活道路であれば、なかなか二の足を踏んで地域住民としてやるとの決心がつかないのだと思います。これは、産業課からいただいた資料の中では、要望があっても、地元施工の原材料支給ではと水を向けると、数件は区で協議後、申請を取り下げるというか、再

申請をしないということです。区民の住民の中に土木作業にたけた人がいないと、やはり原材料支給で行ったとしても大変だというのがかいま見えます。このことも考慮して、地域住民からの、特に区長を通じての要望・陳情には真摯に受けとめて行っていってもらいたいと思います。

幾つか質問しましたが、的確な答えをお願いいたします。

議長（菅谷光重君） 町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

町長（茂木伸一君） 住民、町民からの陳情・要望に対する基本的姿勢を問うとの金澤議員からのご質問でございます。答弁申し上げます。

行政区長からは住民の生活に密着した生活道路等の改良・改修の要望・陳情が数多く出されておりますが、特に車社会における生活道路に関するものが多く出されております。これら要望・陳情は議長あてに出され、議会で慎重審議の上採択され、事業実施対象となっております。それに対し、ここ数年に限り未着手が大いとの議員のご指摘でございますが、実施過程においてさまざまな障害の発生によって工事着手に至らないものが多数あります。そのため、ここ数年に限らず、工事着手箇所は採択箇所数に比べて少ない傾向があるやに思われます。現状においては、補助金付きの事業や継続路線の実施が大半でございます。

また、現在、町が直接施工する条件としては、4メートル以上の幅員の道路となっております。また、日常生活で利用する集落内の道路については、原材料支給等の制度をご利用いただき、地域住民の皆様のお力をかりて不便の解消を努めていきたいと考えております。

災害時、緊急時において住民の生命・財産を守ることは行政の役目であり、災害時に機能するよう生活道路を改良し、地域住民の安心・安全を守るのは行政の大切な事業であると当然考えております。

しかし、道路整備は着手から完成までに年数もかかり、陳情・要望にこたえるにはある程度の時間が必要と思われれます。今後、地元の熱意や用地の協力体制等を総合的に勘案し、ここ数年に限り未着手が多いとの誤解がなくなるよう、議員皆様のお力もおかりしながら、町全体の均衡ある道路整備等の推進を図ってまいりたいと思っております。

なお、もう一つ、なぜ未着手なのか、なぜ途中なのか、そういったような情報公開、説明責任等を果たしていくことによって、一部誤解もあろうかと思っておりますので、そういった作業も並行して進めてまいりたいと思います。よろしくをお願いいたします。

議長（菅谷光重君） 3番、金澤議員。

3番（金澤 敏君） どうも答弁ありがとうございます。

まず、一番最初に私が申しましたように、町長、地元住民の熱意があればというような発言があったんですけれども、地元住民は本当に生活する上での安心・安全を求めて、いろいろな困難を乗り越えて陳情までたどり着くと。それは、そこまで来るだけでも十分地元の熱意、そこを酌み取ってもらいたいと、私はこの質問の中で訴えたかったことなんですけれども、さまざまな要因があってできていないんだというような理由でしたけれども、そのさまざまな理由とはどんなことなんでしょうか、お聞かせください。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） 一般質問でなく、先ほど議員が例にとられた場所については、具体的にわかりました。そのところでもさまざまな理由がございます。その中では、区長さんが考えておった地権者の数と違うことであるとか、最初と話が違うとかというふうに、最初ときには地権者の方もご理解を示していたのが、後では示していただけないであるとか、そういったような問題もございます。それと、当初の考えよりも予算が非常に多いとか、いろいろな要因は考えられます。

例にとられた場所については、その辺の理由をもう一度、陳情をしていただいた区長さんであるとか、それと現在の区長さんであるとかに、やはりよく説明をしなければいけない、その辺の誤解を解かなければ、難しい理由をちゃんと説明をしないといけないというふうに思ったのは、そういったことからでございます。

いずれにいたしましても、生活をするのに今現在一番必要なのが道路整備ということは重々承知をしております。そんな中で、ことしは道路整備をちょっと一段落をさせて、優先順位であるとか、そういった要望を聞き取る年というふうな位置づけをしておりますので、一度、ちょうどいい機会ですので、陳情についてもすべて見直すというふうに、建設課のほうでは一覧表もつくっておりますので、もう一回検討させていただくということで答弁とさせていただきます。

議長（菅谷光重君） 3番、金澤議員。

3番（金澤 敏君） さまざまな理由、それは当然あって、このように何も進んでいないということであるということは今説明を受けましたけれども、これが、私に説明してもらうのではなく、地元住民に説明するというのが本来の意味で、それは確かに説明責任を果たしていくんだと今、町長おっしゃいましたけれども、本来ならばもっと早い時期にそれをやっていかなければいけなかったのではないかと思います。8年も10年も前の案件が、まだ何の説

明もなく塩漬けにされていたと、そのようなことをしっかりと受けとめて住民に接していてももらいたいと思います。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） 塩漬けにされていたわけではなく、昨年までは一生懸命、その方向に向かってやっていたということでございます。ことしにつきましては、それを全般的な形で見直す。例えば今のところが無理であったら、新しいところをどうにかならないか。その上の段の100戸以上の方々の生活にとって、それよりもっといいことはできないかということもあわせて考えるということでございますので、ご理解をいただけたらと思います。

議長（菅谷光重君） 3番、金澤議員。

3番（金澤 敏君） 本当になかなかこうやって町単でやる事業が、確かに財政が厳しいという理由が一番のことで行われていなかったんだと思いますけれども、今町長がおっしゃったように、もう一度こういう陳情・要望等を見直して、やはりタイムスケジュールに乗せて一つずつ解決してってもらいたいと私は思いますので、ぜひ努力をしていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） いずれにしても、先ほども申し上げましたように一生懸命やっています。そして、これだけの規模の家が受益者となるわけでございますので、当然こういった道路整備には補助金も充当されるのが当然だろうというふうに考えてもおります。そういった補助金のシステムも上手に使いながらやっていくように基本的には考えますし、補助金が無理な場合は、当然町単でも行くと、そういった形では考えますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（菅谷光重君） 3番、金澤議員。

3番（金澤 敏君） 最後にいたしますけれども、今、一つの例として私が出したのを、町長、何度も言っただいていますけれども、私が調べたところでは、まだまだ本当に何十ということ動いていない、未着手のものがあります。それは確かに町長が今おっしゃったようないろいろな理由があるとは思いますが、地域住民とともに解決していくという姿勢でやってもらいたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

これで私の質問を終わらせていただきます。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） 地権者交渉であるとか、そういったようなところにもご協力をお願い

ができればありがたいなと考えてはおります。いずれにいたしましても、地元・町・議会、一体となってこれを考えていかなければいけない大きなことだろうと思いますので、これからもよろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（菅谷光重君） 以上で金澤敏議員の質問を終わります。

これをもって町政一般質問を終わります。

議長（菅谷光重君） お諮りいたします。会議規則第45条の規定に基づき、本会議の結果、その条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（菅谷光重君） 異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に一任することに決定いたしました。

議長（菅谷光重君） お諮りいたします。本定例会に付された事件はすべて終了いたしました。したがって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会にしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（菅谷光重君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会はこれをもって閉会することに決定をいたしました。

町長あいさつ

議長（菅谷光重君） これをもって本日の会議を閉じます。

閉会の前に町長のあいさつをお願いいたします。

町長。

(町長 茂木伸一君 登壇)

町長(茂木伸一君) 大変お世話になりました。平成20年第2回定例会の閉会に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

去る10日に開会されました今期定例会におきましては、東吾妻町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例など7件、平成20年度地域開発事業特別会計予算を初め予算関係4件、その他物品購入契約の締結、専決処分の承認などのほか、追加案件として教育委員会委員の任命についてを含め、すべてを原案どおりご議決をいただき、本日閉会の運びとなりました。議員各位の会期中における熱心なご審議とご指導に敬意と感謝を申し上げます。ありがとうございました。

なお、昨日行われました伊香保ゴルフクラブの債権者集会につきましては、平成20年6月18日、午前11時から東京地方裁判所民事第20部、債権者集会所1、2、家裁地裁合同庁舎の5階で午前11時から行われました。その結果、再生計画案に対する賛否、投票総数は3,371票、そのうち賛成票3,260票、率にして96.7%の賛成が得られました。

なお、債権額に対する比率は72.8%と、これもたくさんの同意をいただいております。それによりまして認可決定が午前11時14分に行われまして、不服申立期間が2週間ほどございますので、さまざまな手続等を踏まえた上で、確定は4週間後くらいであるとのことでした。大変皆様にはご心配をおかけいたしました。民事再生法の適用という方向で今現在進んでおると考えております。これにより、雇用の継続、地権者の地代、我が町も地権者であったり、債権者でもあったりございますが、そういったもの。今のゴルフ場が継続をして、一定税収も雇用もという形になったということをご報告をさせていただきます。

開会時に自然災害が世界的に発生している旨を申し上げましたが、国内でも14日に震度6強を記録した岩手・宮城内陸地震が発生し、二十数名が犠牲となっております。ご冥福をお祈りするとともに、一日も早い復興を願わずにはられません。また、イランで昨年10月に武装集団に誘拐され、安否が心配されておりました大学生の中村さんが8カ月ぶりに無事解放されたとの報道がありました。海外ボランティアを夢見た若者の願いが今後の人生に生かされるよう期待をしております。

さて、今後の行事でございますが、第3回東吾妻町ふるさとまつりの開催日が7月27日と決まりました。議員各位にもご参加をいただき、盛大に開催できればと考えております。ご協力をお願い申し上げます。

その他、各地で夏祭りのイベントが開催されますが、地域の活性化や町の振興、発展のため

めにご活躍いただけますようお願いを申し上げます、閉会のごあいさつといたします。

どうもありがとうございました。

議長あいさつ

議長（菅谷光重君） 閉会に際し、一言ごあいさつを申し上げます。

平成20年第2回定例会は、6月10日から本日まで10日間にわたり開催され、人事案件、予算、条例改正等19件の執行部提案に加え、意見書の提出、請願・陳情の審査と終始熱心にご審議をいただき、町政一般質問には6人が立ち、ここに終了することができました。議員各位のご精励、また執行部皆様方のご協力に心から御礼を申し上げます。お世話になりました。

町長からお話しがありましたこと、6月14日朝発生をいたしました岩手・宮城内陸地震につきましては、改めて自然の猛威を実感させられました。亡くなられた方々のご冥福をお祈りするとともに、被災されました方々の一日も早い復興と再建を願ってやみません。

入梅を迎え、蒸し暑い毎日が続くようになってまいりましたが、健康には十分ご留意をいただきまして、諸般の活躍をご期待申し上げ、閉会のごあいさつといたします。

閉会の宣告

議長（菅谷光重君） 以上をもちまして、平成20年第2回定例会を終了いたします。

大変にご苦労さまでございました。

（午後 5時05分）

地方自治法第123条の規定により下記に署名する。

平成 年 月 日

東吾妻町議会議長 菅 谷 光 重

署 名 議 員 佐 藤 利 一

署 名 議 員 加 部 浩

署 名 議 員 原 田 睦 男